

第七章 大正から昭和へ

- 第一節 大正時代の主な出来事
- 第二節 舟形の垂炭田と炭鉱の概要
- 第三節 関東大震災と郷土
- 第四節 開墾事業の進展
- 第五節 地主制の展開と地主・小作関係の態様
- 第六節 農業恐慌下の舟形
- 第七節 戦時下の生活

第七章 大正から昭和へ

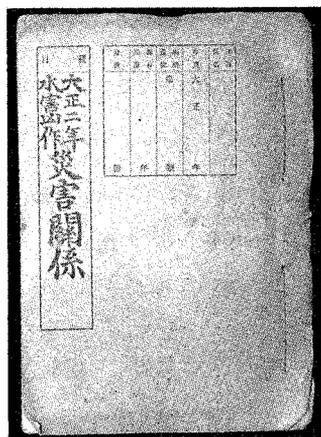
第一節 大正時代の主な出来事

大正時代はわずか一五年の短い期間であったが、さまざまなことが起こった時代である。世界史の上では第一次世界大戦とその後の経済恐慌、国内では大正二年の政変を契機に、民主主義的改革を要求する思潮と運動が展開し、いわゆる大正デモクラシーが社会を風びした時代であった。大正七年には富山県で勃発した米騒動が各地に波及し、十二年には関東大震災が起こった。

このような一般的な状況の中で、郷土舟形でも大正時代には、陸羽東線の開通、災害、事故などいろいろなことが起こっている。本節では大正時代に起こった出来ごとの主なものについて、簡単に記しておきたい。

1 大正二年の冷・水害凶作

今日のように稲作技術が進歩していなかった時代には、稲作のための自然条件に恵まれていない最上地方は、



大正二年水害凶作災害関係綴

しばしば凶作にみまわれた。旧藩時代の特に凶作の程度がはなはだしい時には、深刻な飢饉に落ち入り、最上郡全体が惨状を呈したことは既に述べたところである。時代がかわり明治に入っても、この地方は何度も凶作にみまわれた。明治の終わり頃だけを見ても、三十九年は最上郡全般が凶作の年で、舟形村はそうでもなかったが、堀内村は稲作に大きな減収をきたした年であった。四十三年には後述するように、こんどは舟形村が平年作に比して、約四割の減収となった凶年であった。

それから間もない大正二年も、最上郡全般が凶作にみまわれた年であった。大正二年の凶作について『大正二年災害関係（綴）』（新庄図書館蔵）を手がかりにして、舟形・堀内両村を中心にその概要を記しておきたい。

最上郡役所が内務属に提出した報告書によると、大正二年凶作の要因は天候不順と洪水であった。この年は、稲作にとって最も大切な稲の開花期から結実期にかけて数か月の間、最上郡では低温が続いた。郡内の平均気温を見ると、豊作年であった明治四十四年に比較して、この年の七月は一・六度（摂氏）、八月は実に三・三度、九月は一・九度、十月は〇・五度、十一月はさらに三・五度も低かった。七月から九月にかけては稲の発育上、高温が要される時期であり、十月から十一月は当時としては稲の発育上、高湿のためにある程度の湿度が必須とされた時期であった。

このように大正二年は、稲作時期の平均気温からだけでも冷害型の凶作が避けられない年であった。それに加えて、八月下旬の暴風雨が洪水をもたらして各町村に大きな被害を与え、それまでの気象状況から不作が予想されていた田畑の作柄の悪化にも追い打ちをかけたのである。さきの報告書は、この時の洪水の状況をつぎのよう

に記している。

大正二年八月廿七ヨリ全廿八日ニ涉^(わた)レル暴風雨ハ、本郡ヲ貫流スル諸川ノ増水ヲ来シ、各町村ヲ通シテ耕地・家屋・堤防ノ被害僅少ナラサリシカ、其ノ尤モ増水シタル河流ヲ小国川及最上川トス、最高増水ノ当時小国川ハ二十尺ニシテ、最上川ハ三十一尺トス、之レカ為メ小国川流域ニ沿ヘル東小国村・西小国村・舟形村、及最上川流域ニ沿ヘル堀内村・大蔵村・八向村・古口村ノ被害甚シク(中略)被害民ニシテ一時食料ヲ得ルノ途ナキモノニ対シテ焚出ヲ行ヒ、其ノ費用金四百四拾參円余ヲ要シタリ

(大正二年
本書凶作災害関係(綴)ニ)

このように、八月二十七日から二十八日にかけて大暴風雨が襲い、最上川と小国川が大増水したのであった。これらの流域にある他の村々とともに、食料難から焚出の援助をうけたものはなかったようであるが、小国川流域の舟形村と最上川流域の堀内村は甚大な被害をこうむった。この暴風雨による最上郡全体の被害と舟形・堀内両村の被害を示すと、大略第一表のようであった。

被害総額は最上郡全体が三八四〇〇円ほど、舟形村が四四五三円、堀内村が一七七九円となっている。舟形・堀内両村を見ると、舟形村では堤防破壊と、それが原因になったと思われる田畑の流浸水・埋没の被害が甚しく、堀内村では家屋建物の被害と道路破壊が多かった。特に舟形村の堤防破壊が著しく、その被害額は最上郡内堤防破壊被害総額の四四パーセント余にのぼっていた。そのため、流浸水・埋没した田畑の面積も、郡全体の約一八パーセントと多くなっている。小国川及び最上川の洪水がいかに激しいものだったかが知られよう。

以上のような天候不順と八月下旬の大暴風雨のために、最上郡内の各町村では田畑の作物に大きな被害をこうむった。稲作についてその被害程度をみてみよう。

まず作付反別で見ると、この年、郡内総作付反別八五八一町歩の約三割に当たる二五六五町歩が、平年作の三分作以下（七割以上の減収）であった。郡平均ほどではないが、舟形村では作付反別の一九パーセント余堀内村で

第7-1表 大正2年8月の大暴風雨による被害状況

	舟形村	堀内村	最上郡全体
死亡者	—	—	2(大蔵村)
流失家屋	1戸	—	37戸11棟
床上浸水家屋	4戸	21	479
床上浸水其他建物	—	6棟	196
床下浸水家屋	—	5戸	78
床下浸水其他建物	—	5棟	43
家屋建物被害額	300円	1,465	16,968
流水田	20町	—	66
埋没田	54町	1.7	119
浸水田	112町	3.2	726
流水畑	13町	1.5	51
埋没畑	20町	2.1	40
浸水畑	13町	12.4	297
田畑被害額	53円	14	242
道路破壊	—	2か所, 90間	35か所, 1188間
道路破壊被害額	—	200円	5,462
堤防破壊	5か所, 100間	—	28か所, 555間
堤防破壊被害額	4,100円	—	9,248
橋梁破壊	—	2か所, 20間	29か所, 447間
橋梁破壊被害額	—	100円	6,478
被害額合計	4,453円	1,779	38,398

『大正二年災害関係(綴)』による。
水害凶作

は二七パーセント余が三分作以下となつてゐる。堀内村の場合、八月の暴風雨よりは天候不順による冷害の減収が大きかつたものと見られる。つぎに、大正二年の米の収量をその前の数か年間との比較で示すと、第二表のようであつた。

第二表の範囲で言えば、最上郡全体としては明治四十二・四十四の両年が豊作で、三十九年が凶作であつた。富田高橋家「稻内刈覚帳」によれば、この年の作柄を次のように記している。

本年ハ非常ノ旱天ニテ、当字(富田)ノ如キハ始メノ内ハ豊作疑ナシト喜ヒ居リシカ、土用後僅カノ間冷氣ヲ催セシタメ稲作大ニ後レ、ヒカン三同回シ経過スルモ未タ青立ノ姿ナリ。斯ク稲刈リ後レタルニ加ヘテ天氣マテ悪シク、土用中ハ稲ヲ家ニ入レタル人至テ少ナク、多クハ土用後ニ至漸ク(以下ナシ)

一俵ノ代金始ノ程八五円二三匁位ナリ

第7-2表 平年作に対する大正2年の収穫比

	舟形村	堀内村	最上郡全体
明治39年収量	6,312石	1,938	101,205
40 〃	7,378	2,322	130,846
41 〃	7,388	2,114	122,804
42 〃	8,871	3,204	139,658
43 〃	4,668	2,115	109,370
44 〃	8,502	3,219	137,005
大正元年 〃	9,716	2,808	118,061
2 〃	2,820	1,633	76,074
平年作収量	7,690	2,513	123,617
大正2年の平年作比	36.7%	65.0	61.5

(注) 1 『大正二年災害関係(綴)』による。
 2 平年作収量は、明治39年から大正元年までのうち豊凶の2か年を除いた5か年平均値を示す。



大正二・四年度の舟形村歳入出
予算書

このように深刻な凶作に襲われ、郡内では窮民が多数出ている。大正二年十二月末の調査では郡全体で一一七戸、七九〇三人、舟形村で二三戸、一三八人、堀内村では一三三戸、七八人が災害窮民戸口としてあげられていた。それがその後調査ではさらに増加し、舟形・堀内両村の場合、舟形が七一戸、四一九人、堀内が一六戸、七一人となっている。これを職業別で見ると、舟形は日雇六七戸、炭焼三戸、木挽一戸で、堀内は日雇一〇戸、小作兼日雇三戸、小作農二戸、雑業一戸であった。これは、凶作で直接的な被害をうけたが、ある程度の保有米を有して

ところが、大正二年は明治三十九年よりもはるかに深刻な凶作だったことが知られよう。舟形・堀内両村の場合、両村の豊作年と堀内村の凶作年は郡全体と同じ年であったが、舟形村は明治四十三年が平年のほぼ六分作の凶作年であった。富田地区もこの年は洪水の被害が甚大であったようで四〇町歩の田畑が埋没し、損害一万円に及んだという（前掲帳）。

しかし、大正二年が過去七年のうちの凶作年よりも、はるかにひどい凶作にみまわれた年であったことは、舟形・堀内両村の場合も同じことであつた。堀内村はさほどではなかったが、舟形村が平年の六三パーセント余の減収で被害の程度が高かつた。

しかし、郡内には舟形村よりもまだ被害程度の高い村が数か村あつた。最もひどかつたのが及位村（平年作の七八パーセント減）で、西小国（七六パーセント減）、東小国（七二パーセント減）、大蔵（六九パーセント減）、角川（六五パーセント）の各村がこれに続いていた。

いる田畑所有の農家よりは、自分の田畑を持たず日頃から飯米を購入しているようなこれらの職業の者の方が、むしろ凶作による打撃が大きかったということを示すものであろうか。

ともあれ、このように深刻な事態に対し郡の救済措置がとられ、県外からは義捐金や慰問袋もおくられてきた。郡は早急の措置として官林の低価下げ（製炭奨励）、窮民の就労確保、各地からの慰問金品の配布、副業として のわら工品製作の奨励及びそのためのわら購入と製品販売の斡旋等の方策を講じた。さらに長期的な対策として、種粃給与、馬鈴薯栽培及び蕨根と林産物採取の奨励、木炭製造講習なども行った。

舟形・堀内両村でもこの郡施策に呼応し、郡町村会の際にそれぞれの村長が木炭生産を強力に進めることを陳述し、舟形村の場合はその他に大字舟形の困窮者の亜炭生産及び運搬への従事と、長者原・富田の亜炭俵製作（當時は一日で婦人・老人でも三五銭ぐらいの工資になったという）を奨励したいと述べている。

実際、堀内村では村長の伊藤豊三が払下げ人となって、大正三年三月末日までの期間に、二八〇棚の製炭材を一三二円余で払下げている。また、二〇二束のわらを五五円五五銭の代価で、村長名儀で買入れてもいた。

大正三年播種用の種粃として、舟形村が四四人で一五石三八五合（三〇町歩余分）、堀内村が四二人で二二石五三升（四五町歩分）の給与をそれぞれうけている。

また、慰問金品として、郡馬県桐生町の寂光院住職が最上郡に慰問袋四四〇袋贈ったうちの二四袋が舟形村に、一二袋が堀内村に配分されている。さらに、東北救済会が郡に贈った慰問金品（九〇〇袋、一三五五円）からも、舟形（二九袋、一六円）、堀内（二九袋、一四円）両村に分配されている。

また、大正二年八月の暴風雨被害については、天皇・皇后からの下賜金がおくられている。下賜金一〇〇〇円のうち最上郡には七〇円が配当され、そのうちから舟形村には六七銭、堀内村には二円八〇銭がおくられたので

あつた。

以上のように、大正二年は冷・水害によって、舟形・堀内両村を含めた最上郡全般が凶作に苦しんだ年だったのである。

2 木友炭鉱の日鮮坑夫乱闘事件

木友炭鉱については後節でその概要を述べるが、ここでは大正六年に同炭鉱で起きた日本人坑夫と朝鮮人坑夫の乱闘事件について、少しふれてみたい。

この事件は、大日本炭業株式会社が木友炭鉱の本格的な経営に乗り出した最初の年に起こった事件である。その当時、木友炭鉱には日鮮両国人の坑夫が働いており、炭鉱内に両国人の飯場が並べて建てられていた。

大正六年九月二十八日の午後一時半頃に、北海道で募集されて木友に来ていた日本人坑夫数名が酒気を帯びて朝鮮人坑夫の飯場に行き、ささいなことから口論となり、一人の朝鮮人をなぐつた。それが事件の発端であつた。それから双方五〇名ぐらいずつが入り乱れて、なぐり合いの大乱闘となり、死者二名(日鮮人各一名)、重軽傷者一一名を出すという惨事になってしまったのである。一〇〇名からの大乱闘は、新庄署からの一〇数名の警官と付近の駐在所はもちろんのこと、隣接警察署からの動員があつて、午後三時頃になりようやく警察の手で取り押さえられ、鎮静した始末であつた。

この乱闘事件の結果、日本人一名と朝鮮人二五名が起訴され、当初は二一名、最終的には二〇名が有罪となつた。はじめ朝鮮人一一名が徴役三年の刑であつたが、その後の控訴によってその内一名は無罪とされた。その他、

日鮮両国人各一名が徴役六か月、朝鮮人八名がそれぞれ四〇円の罰金刑に処された。

この事件の直接的な原因はきわめてささいなことにすぎなかったが、その背後には明治四十三年の日本の韓国併合以来、さらに強まった日本人の朝鮮人蔑視から生じた民族的対立が、根本的な原因として横たわっていた。

当時の日本と朝鮮両民族の対立が、炭鉱という一部の特種な社会においてではあったが、郷土舟形にも縮図化されて存在していたのであった。

おそらく、この事件の後に会社側から請願されたものであろう、木友炭鉱には「木友炭鉱請願巡査派出所」が置かれていたが、これは大日本鉱業の事業縮小とともに、大正十年三月三十一日で廃止された。

その後、昭和十五・十六年頃の戦時体制下にも、木友炭鉱では朝鮮人坑夫が二〇〇人ほど使役されていたが、その時には過去に大正六年の乱闘事件があつたためか、警察の監視がことさらに厳しかったという。（この項の参考は『山形県警察史』上巻）。

3 陸羽東線敷設工事における強制労働

この項では出来事というわけではないが、陸羽東線の敷設工事でも見られたという「タコ部屋」と言われる強制労働の事実を、町の近代史の一コマとして記録にとどめておきたいと思う。

前述したように、陸羽東線は明治四十三年五月から大正六年十一月まで、ほぼ七年六か月にわたる敷設工事によって、新庄・小牛田間の全線が開通したのであった。同線の線路敷設工事は、施工上の便宜から全区間が一〇の工事区に分けられ、新庄・小牛田の両方面から進められた。そのうち、瀬見・長沢間が第九工区、長沢・新庄

間が第一〇工区であった。第九工区の工事は久米合名会社が四〇二、九二六円一九銭で請負い、大正元年十二月から同三年十二月までかかって完成した。また、第一〇工区は株式合資会社橋本店が三二二、三七四円二二銭で請負い、工事期間は大正元年十二月から同四年三月までであった。この両区間のうち、第一〇工区は内山隧道の貫通以外として難しい工事はなかったが、地形上から見ても前述のように、第九工区には難工事が集中していたという（『陸羽東線建設概要』）。

東線の敷設工事に直接従事した古からの聞き取りによると、これら第九・第一〇工区の工事にタコ部屋制度が見られたということである。その事実にもふれる前に、まずタコ部屋とは何かということを若干説明しておきたい。

タコ部屋は近代日本にあった強制労働の一形態で、特に北海道の鉄道敷設工事から同地の水田開発などに典型的に見られた強制労働であった。タコとは、監禁状態・苛酷な労働・粗末な衣食住・低賃金、と囚人にも劣るほどの労働条件で、おもに土建業で使役されていた近代日本の最下層の季節労働者のことをさしている。このように非人道的な方法で労働者を強制使役したタコ部屋の制度は、明治二十三年に北海道の鉄道線工事ではじまり、それから約六〇年の間、各地で見られたが、第二次大戦後のGHQの命令で解散させられた。

このようなタコ部屋が、陸羽東線の敷設工事の際も設けられていたというのである。なにしろ六〇年以上も前のことなので、若干の記憶違いもあろうかとも思うが、それではつぎに、東線工事に出入夫として働いた叶内喜八氏（平石、八七歳）と、同じく架橋工事とか隧道の足場組等に従事した伊藤兼吉氏（内山、九二歳）の話をもとに、陸羽東線工事のタコ部屋について記してみたい。お二人の話は、第一〇工区の工事に関するものである。

前述のように、第一〇工区の工事請負業者は株式会社資会社の橋本店であったが、実際の工事は下請の新川・赤坂・高橋・大宮の四組の分担で行われた。これらの組の人夫飯場は、新川組については不明であるが、赤坂組が内山、高橋組が現長沢駅の西方、そして大宮組が内山隧道から少し新庄寄りの所に設けられていたという。四組のうち新川組の人夫取扱いは比較的良心的であったが、他はそうではなかった。赤坂・大宮組はタコ部屋を設けて、人夫達を苛酷に使役していた。特にひどかったのが赤坂組で、この組のタコ部屋を地元の人々は監獄部屋と通称していたという。叶内・伊藤両翁が語ってくれたのは、この赤坂組のタコ部屋についてである。

タコ部屋は一棟の建物で、そこには親方と人夫が一緒に入っていたが、親方の部屋だけは立派に造られていた。人夫部屋には人夫が逃亡しないように、いつの夜も不寝番が立っていた。

作業は山の切崩し、土掘り、トロッコ押しなど休む間もない重労働であったが、ここでも逃亡しないように棍棒を持った立ちん坊（見張り）が作業の間中、人夫の監視を続けていた。タコ部屋から作業現場までの往復についても、やはり監視人がついていた。

タコ部屋での人夫の食事は立食いで、現場での昼食はタコ部屋からひつに飯を入れて運び、飯碗に盛って食べたが、ここでも人夫の中には立食いをするものもいたという。人夫の服装はひどいものであった。股引はぼろぼろですねがあらわれ、襦袢もいたるところ破れただけであった。その上、髪はぼうぼうとしており、こんなみすぼらしい外見は、当時の乞食の服装にも劣るものだったという。

満足な衣食住が与えられず、労働だけは苛酷に強いられたことから、人夫の多くは衰弱しきっていた。しかし、それでも動けるうちは棍棒でなぐり使われたのである。そのため、昼夜を問わず逃亡するものが後を絶たなかった。

伊藤翁は、現場から逃亡した人夫二人が中ノ山で追手につかまり、棍棒で打ちのめされているを目撃したという。その場の状況は、当時は鳶職として他の組に所属し、優遇されていた伊藤翁には、見るのがつらい程にかわいそうなものであった。それは、いま思い出してもほんとうにかわいそうな有様であったという。

長沢駅からしばらく東に行った所に排水管が二つ埋設されているが、ある人夫が川を渡って逃亡し、逃げ場こまりこの排水管に逃げ込んだことがある。しかし、この人夫は煙のいぶり出しに合い、顔を青くして出てきたという。また、朝草刈りのために村の若い衆が寝泊りしていた作業小屋に、逃亡した人夫が逃げ込んでかくれていたというような事もあった。それは栃木県出身の人夫だったという。

このような逃亡人夫を村の人達は数多く目撃していた。そして、彼等の置かれている状態をよく承知していた村人達は、ひそかに舟形八幡山の方に逃がしてやったという。タコ部屋でひどい仕打ちをうけていた人夫の逃亡に、村の人達は心やさしく対処したのであった。

また、その頃に排水管近くの築堤内に、人夫の人柱を埋めたという噂もあったという。

以上が叶内・伊藤両翁のタコ部屋についての回顧談である。このように、陸羽東線敷設工事にはいわば、異郷から出稼ぎにきたタコと呼ばれる被強制労働者の犠牲において完遂されたという一面があったのである。何もこのことは、長沢地区の工事だけのことではなかった。最上町内にもタコ部屋についての回顧談をする古老が存命している。

このように非人道的な一面もあったが、陸羽東線の工事は就労機会の少ない当時にあつては、地元の人々にとつてはまたとない賃仕事を与えてくれたことも事実であった。自家の農作業をやめても鉄道工事に出た人が少なくなかったという。工事を進める組の間で地元人夫の獲得競争まであり、鉄道工事の賃金が当初は一日四・五〇銭

だったのがしだいに高まり、その後のあらゆる賃仕事の賃金を高めることになったという。

しかし、前出の人夫として鉄道工事に従事した最上町の一農婦が、「オラがらみれば、汽車なのアオラの体ば轢いで歩いてんでんなら」と述懐しているように、今日から見れば、陸羽東線の敷設工事は沿線の地元人夫にとっても難義を強いられた工事であったことにかわりはない。いずれにしろ、陸羽東線が今から六五年前に、地元民の多くの労働とタコといわれる最下層の労働者の苛酷で、悲惨な労働によって開通したものであったことを、今日のわれわれも銘記しておくべきであろう。

4 雪による事故

ここでは、大正時代に雪のために起こった三件の事故について記しておきたい。中には一〇名近くの死者が出た悲惨な事故もあった。

(1) 陸羽東線の列車転覆事故

大正七年はその頃ではまれなほど大雪が降り、裏日本一帯の交通が阻害された年であった。開通後二か月余しか経っていなかった陸羽東線でも、猛吹雪のために列車が脱線、転覆して、乗客一三人が重軽傷を負うという列車事故が発生している。

この脱線、転覆事故は、大正七年一月十四日に、長沢駅の西方約一・六キロの地点で起きた。折りからの吹雪をおして夕方の四時五分に向町駅を出た列車は、ようやくのことで長沢駅にたどりつき、長沢駅を五時十一分に出発して新庄までの突破を試みたのであった。しかし、長沢駅から一・五キロほど進んだ所で、積雪が深く進退

不能になってしまった。そこで、ちょうどその時除雪作業のために向町駅に停車していた機関車三台の応援を求めるとともに、乗客に対しては長沢駅から薪炭と食料を運んで炊出しを行った。

応援の機関車が到着すると、それを列車の後部に連結し新庄方面への前進を開始した。ところが、立往生の場所から七〇数メートル進んだ所で、突然に最前部の列車が脱線し、そこに後部の機関車の惰力が加わって転覆してしまったのであった。

この列車は機関車二両、郵便手荷物合造車一両、二・三等客車二両の合計五両編成で、その日は八〇人ほどの客を乗せていた。その乗客のうちから一三名（一月十七日山形新聞では一五名）が重軽傷を負った。この事故は、山形県内では初の雪による列車事故であった。（この項の参考は『山形県警察史』上巻及び『山形新聞ニュース百年史』）

(2) 屏風岩の雪崩事故

これも大正七年の大雪で起こったいたましい事故であった。

陸羽東線の北方約四キロの山中、舟形村大字長沢地内小松倉の通称屏風岩と呼ばれる所に、宮城県出身の石工、菊田勘五郎の一家が住んでいた。住居は間口二間半、奥行八間半の平屋造りの家であったが、二月七日午後六時頃、住居後方の屏風岩に積った雪が、約九〇メートルの高さから幅約四〇メートル、厚さ四・五メートルの雪崩になって落下し、その住居を埋めた。その有様が翌八日の午後三時頃に発見され、新庄警察署員、地元の消防組員と青年団員が多数かけつけ、積雪を除去したところ、菊田をはじめ家族五人が圧死しているのが確認された。

まことに悲惨な雪崩事故であったが、地元の人々が協力して葬儀を執り行ったという。この事故でただ一つの

救いは、新庄に間借り住いをしていた菊田の長男・次男・長女の三人が幸いにも難を免れたことであった（この項は『山形県警察史』上巻を参考にした）。

(3) 実栗屋炭鉱の雪崩事故

大正十年には実栗屋炭鉱で大きな雪崩事故が発生した。実栗屋炭鉱の鉱業権は当時、木炭炭鉱を経営していた大日本鉱業株式会社が所有していたが、舟形村の佐藤末松がその権利を月四〇円で借り受け、大正九年八月から採炭していた。事故はその佐藤が経営していた坑夫の飯場で起こった。

三月十七日の午前五時三十分頃、堀内村字実栗屋地内、通称松根沢にあった飯場の上方約二七メートルの所から、厚さ九一センチ、幅二三メートル余の雪崩が落ちて飯場を押しつぶした。この雪崩で飯場に居住していた三家族、二四名のうち、一三名が雪の中に埋没された。急を知った地元の人達がかけてつけるとともに、新庄警察署員二名と堀内村役場員が協力し、救助作業を進めた。そのかいあって、一三名のうち生理めの状態にあった四名はなんとか救助したが、その他の九名はすでに圧死していた。死亡者は坑夫の佐藤広治をはじめ男が五名、女が四名であった。

一瞬のうちに九名の命が失われたこの事故は、舟形亜炭産業の勃興期に起こったまことにいたましい事故であった（この項は『山形県警察史』上巻を参考にした）。

5 舟形村の大火

大正十三年に、舟形本村のほぼ三分の一が焼失するという大きな火災が発生した。

八月の下旬は旱天が続いていたのに加えて、同月の二十九日夜半から三十日にかけては、東南の風が強かった。このような気象条件であった三十日の午前一時頃に、ある民家の取り灰の不始末から火災が発生した。旱天が続いて水不足なこともあって、各地からかけつけた消防組員も施す術もなく、火の手は長沢街道の分岐点から舟形橋の畔まで大通りの両側を延びていった。火勢は強く、三時間ほどたった午前四時頃ようやく鎮火したが、この火災によって住居四〇棟で四八戸、土蔵一七棟、小屋九棟が灰燼に帰した。この大火による被害総額は、一六万四〇〇〇円にのぼったと言われる。

折りしも三十日の朝、当時の第一次加藤高明内閣の内務大臣、若槻礼次郎の一行が車で舟形を通ったが、しばらく停車をして焼跡のなまなましい火災現場を視察していったという（この項は『山形県警察史』上巻及び『葛麓』第七二号〔大正十三年九月五日発行〕を参考にしたが、両者には若干の記述上の相違があった。本項では両者を総合的に判断して書き記した。）

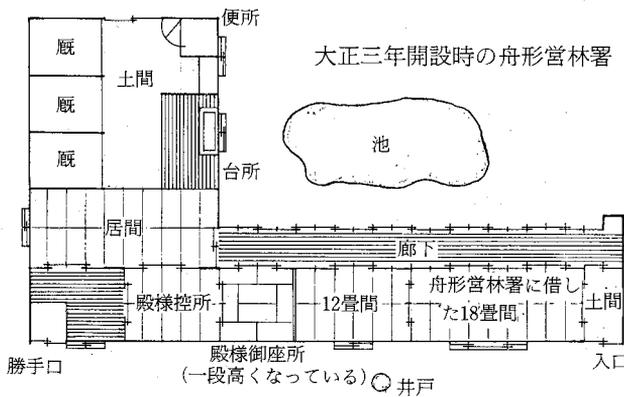
以上が大正時代の主な出来事であったが、この他にも大正三年の八月に、舟形営林署が古口営林署から分轄、新設されている。この舟形営林署は昭和十五年四月十一日に廃止された。また、第二舟形巡查駐在所が長沢に移転されたのも、陸羽東線の新庄・瀬見間が開通し、長沢停車場が設置された大正四年十一月のことであった。



舟形大火の翌年（舟形本町）

既述のように、舟形村には大正八年に電灯がつき、堀内村にも昭和二年に電気が供給されている。聞き取りによると、長者原にも大正十二年には電灯がついたという。堀内村のある老婦は、村中に一齐に電灯がついた時の感激が今でも忘れられないという。特に婦人は、電灯のおかげで夜も裁縫ができるので喜んだという。

ところで、舟形村では大正八年に全村に電気が通じたわけではなかったらしく、翌九年の一月二十六日に、伊藤定作他八名から出された願を村会が採択し、山形県知事に対して発電所設置の願をしている。この願は長沢の九名から出されたようであるが、願意は前々から新庄町営電気及びその後の最上電気会社、あるいは北村山郡に供电する最上川電気会社にも電気の供給を交渉したが、いずれも聞き届けられなかった。そこで、長沢地内中ノ山付近で小国川を利用して、村民専用の電気を供給する発電所を設置したのでその旨出願したところ、これには競願者があると聞いている。その競願者に先んじて当村からの出願に許可をいただきたい、というものであった。はたしてこの願がどのように処理されたか不明であるが、電気という新しい文明の力が出現したことによって、当地方に起きた一つの新しい動きではあった。



大正3年8月に故・伊藤定作氏（現在、伊藤昭八郎氏祖父）の家を一部借り業務を始めた。（尚、この家は江戸時代、舟形宿の本陣であった）。

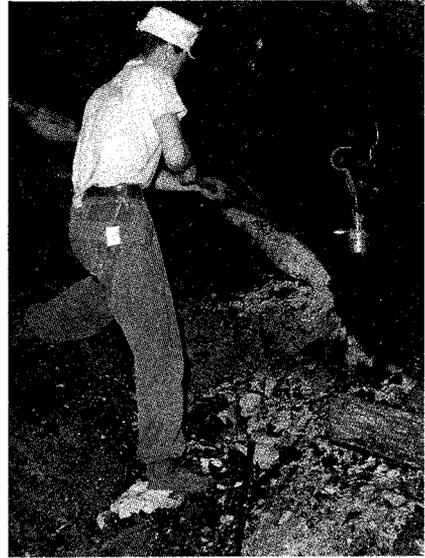
第二節 舟形の亜炭田と炭鉱の概要

1 舟形の亜炭層

昨今のエネルギー危機が顕在化する中で、国内では石炭資源を再注目しようとする動きが出はじめているが、石炭が主要なエネルギー資源としての地位を石油に譲り、その産業が斜陽化してから二〇年以上が経過している。が、石炭は明治以降、エネルギー資源として国内産業の原動力となり、とりわけ明治中後期の産業革命期から昭和三十年代までの日本の工業の躍進的な発展を支えてきた資源であった。

現在はずか二社が採炭を続けているだけであるが、石炭がエネルギー資源の中心となっていた時代に、現舟形町地内にも石炭よりは熱量の少ない亜炭が主ではあったが、多くの炭鉱が存在した。亜炭はそれのものになっていく植物は石炭と同じであるが、炭化の程度で両者は区別され、一キログラム当たり発熱量五一〇〇カロリー以下(平凡社『世界大百科辞典』には一キログラム当たり三〇〇〇〜四〇〇〇キロカロリーとある)のものを亜炭と呼ぶという(後掲「舟形炭田調査のしおり」)。

亜炭は山形県に最も多量に存在する地下資源で、その主な炭田は最上、村山、置賜地区にある。『山形縣鉱山誌』(昭和三十年山形県発行)では、最上地区の炭田を炭層の状態から、舟形・新庄、升形、清水、大蔵川西、堀内、鮭川・真室川の各亜炭地区に区分している。舟形町は舟形・新庄亜炭地区と堀内亜炭地区の両方に属しているこ



坑内採炭（新栄炭鉱）

とになる。

かつて最上炭田ではさかんに亜炭生産が行われたが、その中心となったのは舟形・新庄亜炭地区であった。昭和三十年頃には、この地区での亜炭生産量は「山形県の全生産量の六〇パーセントを越え、従来の土木工事的亜炭山経営方式から脱却した近代的な亜炭山も数多く見られ、亜炭の二次加工工場なども建設されつつあった」という（前掲書二〇三頁）。舟形・新庄亜炭地区には木友、平沢、中山、大平、紫山、中川などの炭鉱があり、堀内

亜炭地区には中村、堀内、沢内などの炭鉱があった。

舟形町は地質上から見れば、その大半が亜炭層の上に立地していると言っても過言ではない。昭和二十三年の八月から約三か月にわたって、旧舟形村を中心とした亜炭田の調査をした徳永重光（当時、商工省地質調査所石炭課勤務）は、最上亜炭田の全貌と舟形地区の天然資源について、「舟形炭田調査のしおり」（『舟形町史編集資料』No.1所収）という調査報告書にわかり易く解説している。この「しおり」の要点を抜き出し、まず舟形地区の炭田の分布状態を概述しておきたい。

はじめに舟形の炭田を含む最上亜炭田の範囲であるが、亜炭層が存在する区域は新庄市の東方より長沢く尾花沢市南沢く大石田町田沢から銀山街道の下柳渡戸、さらに延沢付近に及び、南は村山市袖崎五十沢より富並にわたっている。西は最上川の西岸大高根の西麓から古口付近にまで広がり、北は真室川まで続いているという。長

沢以東を除いた舟形町域は、この亜炭層にすっぽり入っていることになる。

このような最上亜炭田の面積は、実に約五〇〇平方キロに及ぶという。そこから生産された亜炭の総量は、昭和二十二年度で全国第四位を占め、とりわけ炭鉱別に見ると木友炭鉱が多く、この年全国でも第二位の出炭量を誇っていた。最上亜炭田のような大亜炭田は全国でもめずらしく、その面積において山口県の宇部炭田をしのぎ、炭質の点でも福島県常盤炭田の南部のものに決してひけを取らないものだという。

亜炭層は、今から数万年以上前にすでに陸地となっていた基盤の岩の上に湖水ができ、その湖水に周囲から主として針葉樹（松杉など）が流れ込んで、厚く何層にも堆積して、それが自然に炭化してできたものである。最上亜炭田は、太古の湖の中心部に厚く、岸の近くに薄く植物が堆積して形成されているという。

その堆積している炭層を地質的に見ると、堆積の早いものから下部夾炭層、粗しよう砂岩層、上部夾炭層の三つにわけられる。下部夾炭層は、主として最上川西岸の堀内より南の真木野・松橋・大高根山方面に分布しており、砂岩層は実栗屋方面、上部夾炭層は最上川東岸一体に分布している。舟形村は、このうちの上部夾炭層の中心に当たっているという。

一般的に地層の下部になるほど炭質が良いといえるが、最上亜炭田の場合、その最下層の下部夾炭層の中に五〇数枚、上部夾炭層中に二五枚、合計で七〇数枚という多くの亜炭層がある。調査した時点では一三の炭鉱があったが、その範囲の亜炭埋蔵量を試算すると九億七八〇〇万トンである。そのうち採炭可能量は、約一億トンぐらいであろうという。

このような最上亜炭田の上部夾炭層の中心にあたる舟形村は、その地層がほとんど亜炭を含んでいる。舟形村の地形は最上川と小国川の河成段丘からなっているが、その下の地層に亜炭が存在している。ただ、硬い緑色岩

や砂岩からなる長沢橋より川上の地層には亜炭が含まれておらず、亜炭層は橋の川下約一〇〇メートルの所から西方に分布している。舟形村内には二五枚の含炭層があり、そのうち採炭可能なものは七枚前後と見られる。

このような旧舟形村を中心とした舟形付近の亜炭層は、ちょうど盆の中に鮎をのばしたように中央部（木友炭鉞）に厚く、縁の方（最上・長沢炭鉞）にうすく、南及び北ともに（南は尾花沢地方、北は鳥越）うすく分布しているのである。炭層の深さのみが炭質を見る指標にはならないが、舟形付近の炭層を木友炭鉞を基準にして示すつぎのようである。

◎木友下三尺層Ⅱ 大郎野下層

◎木友七尺層Ⅱ 中山炭鉞、本間炭鉞本層、小松炭鉞本層

◎最上長沢下層Ⅱ 沼沢下層、稲舟炭鉞、長沢

◎木友四尺層Ⅱ 木友芦沢六尺層、平沢下層、木友平和層、高倉山炭鉞

◎木友三尺層Ⅱ 木友芦沢三尺層、平沢上層、張世炭層

◎木友二尺層

炭質を見ると、上部夾炭層に属し木質の多い張世炭鉞や平沢炭鉞の亜炭よりは、ほとんど石炭と同様の光沢を放ち、介殼状に割れる性質をもつ堀内村松橋付近の亜炭の方が良質といえる。

大略以上のように、徳永重光は「舟形炭田調査のしおり」の中で最上亜炭田と舟形付近の亜炭田の炭層について述べている。

このように舟形町は、まさに県内ではもちろんのこと全国でも有数の亜炭の宝庫である。かつて亜炭産業が地元の経済と生活に大きな活力を与え、町の歴史に一つの華やかさを色どった時代があったことを、あざやかな記

憶として持たれている方も少なくないことであろう。

2 明治期の亜炭生産の試み

全国的に見れば、石炭の生産は旧幕藩時代からすでに一部の地域では行われていたが、最上地方で旧藩時代に石炭が産出されていたという史料はまだ披見していない。日本の石炭生産は明治七年には二〇万八〇〇〇トンで、その後の最盛期となった昭和十五年の五六〇〇万トン余に比較すれば、まだ微々たるものであった。それが急速に発展するのは、日本経済の資本主義化が強力に推進される明治中後期以降のことであった。

山形県でも明治九年頃から新鉱山の開発を積極的に進めるようになる。明治九年度には石炭一鉱区を含む諸鉱山の本・試掘一八鉱区だったのが、明治十二年度には石炭三鉱区を含む本・試掘三七鉱区に倍加している。だが、その当時には最上地区の亜炭はまったくかえりみられるところがなかった（『山形県史』の「商工業編」第一編第二章第二節）。

木友炭鉱をはじめとする多くの舟形の炭鉱で、亜炭が本格的に生産されるようになったのは大正期以降のことであった。しかし、それまでに全く採炭が行われなかった訳ではない。本項では明治期における石炭（亜炭）の発見、あるいはその生産の試みについて、かならずしも分明ではないが、町内に伝存する史料と若干の文献を通して言及しておきたい。

明治十年五月二十三日に、四大区区務所（後の最上郡役所に相当）は「其小区産出之礦鉱土石類別紙之通内国勸業博覧会へ出品候ニ付、左ノケ条ニ照シ夫々取計可有之趣御達相成候条」との県通達を舟形地区に出している。

この通達には七か条からなる明細な勸業博覧会への出品手続きが明記されていた（富田・高橋家『御達扣帳』）。この年の勸業博覧会は東京で開催されたのであったが、『御達扣帳』には右の達の後に、「石炭三塊大振之分、一小区富田村産」と書き留められている。これは、区務所が富田村で産出される石炭（亜炭か）を特に出品するよう指示したもののか、またこの通達を受けて実際にそれが東京での博覧会に出品されたものか明言はできないが、ただ明治十年当時、富田村内では幾分なりとも石炭類が産出されていたことは明らかである。おそらくそれ以前から石炭（亜炭）が発見され、その当時はすでに村内で「家用焚炭として極少量の亜炭露頭を露天掘式に採炭」（前掲『山形縣鉦山誌』）していたのであつたろう。少なくとも富田村では、明治十年以前から亜炭が多少なりとも産出され、家用の燃料として利用されていたことは間違いないかろう。

そして、それから数年後には富田村内で、山形の秋保彦三という者が亜炭生産を試みていたことがつぎの文書から知られる。

富田村戸長

借区人

南村山郡山形十日町

秋保彦三

一金九拾壹錢七厘

右者石炭借区税十三年二月及十二月迄之分月割税未納ニ候条、此章副^②達次第速ニ上納方可取計、此旨相達候事

明治十四年四月廿九日

最上郡役所 印

（高橋家『騰（騰）写布達綴』）

この通達は秋保彦三の前年の石炭借区税が未納になっていたので、富田村戸長から上納方を促すようにと郡役所が申し渡したものである。ここで言っている借区というのは鉱坑借区の略で、鉱区のことである。秋保はおそらくとも明治十三年の二月から、富田村内のいずれかの鉱区で亜炭生産を始めていたものであつたらう。明治二十年になると、堀内村内でも石炭（亜炭）が発見されたとの届けが出されている。

石炭発見御届

外ニ字孤土山西山発見届致者

一今般御扱下堀内村字沢内山之内与蔵倉ニ於テ、石炭有之ヲ発見仕候間、此段御届奉申上者也

山形県羽前国最上郡新庄七日町三拾貳番地

阿部 栄 吉（印）

明治廿年八月十七日

舟形町村外四ヶ村戸長杉山久治殿

（堀内・伊藤家『諸達願伺届紀念』）

このように、新庄の阿部栄吉という者が堀内村の字沢内山与蔵倉で石炭（亜炭）を発見し、明治二十年八月十七日にその旨を戸長役場に届けたのであつた。阿部はこの他にも以前に孤土山西山で亜炭を発見していたようである。あるいはこの者は、舟形地区の亜炭に注目し、含炭層の発見を職業としていた山師であつたかも知れない。

この阿部栄吉の発見炭鉱との係りは不明であるが、つぎの文書から知られるように、同一地内で明治二十二年ごろには、西置賜郡長井村の佐々木宇右衛門という者が亜炭生産を行っていたようである。

委任状

拙者義事故有之候ニ付、庄司周蔵を以而部理代人と相定メ、拙者名義ニ而左ノ権限之事を代理為致候事

一最上郡舟形村大字堀之内内字孤土西山、及字坭巻ノ式ヶ所石炭場坑業明細表明治廿貳年後半ヶ年分、取調上申ニ付一切之事

右委任状仍而如件

西置賜郡長井村大字成田

明治廿三年一月五日

佐々木宇右衛門

(同上『紀念』)

このように、佐々木宇右衛門は少なくとも堀内地内の二か所で、明治二十二年の半ばには亜炭生産を行っていたのである。

さらに、堀内の伊藤家文書の『明治廿七年一月ヨリ吉雄日誌下調』の中に、明治二十七年七月に「舟形^村郵役場ヨリ申越候」こととしてつぎのことが控えられている。

石炭鉱山

内

字孤土西山	試掘許可	壱ヶ所
字坭巻	全	壱ヶ所
字神山内	全	壱ヶ所
字冷水沢外五字	鉱業許可	壱ヶ所

明治二十七年七月時点で、舟形村内の三か所の炭鉱について試掘の許可がおりており、他の一か所はすでに鉱業許可が得られていたのである。鉱業許可を受けたのはどのような人か分らないが、その鉱区が冷水沢の他五字にわたっていることからすると、ある程度の規模で亜炭生産に着手しようとしていたものであつたらう。

そして、この時舟形村から申し越してきたことの中に、同村の戸数とか物産高もあるが、物産の一つとして「石炭五万斤、七十五円」と、石炭も書き上げられている。これは米（二四〇石、一四四〇円）はもちろんのこと、蕎麦（三三石、九六円）や蕨粉（一九六斤、九九円余）などよりも少ない生産価額ではあるが、とにかく舟形村の生産物として石炭（亜炭）の生産高と価額がのせられているのである。おそらくこれは、同村内の人々が自家用の燃料として採炭している分の概算高を、村の物産として書き上げたものではないかと推察される。

以上のことから考えると、明治二十年代までの舟形町の亜炭生産はつぎのような概況であつたらう。つまり、旧舟形及び堀内村内では明治のはじめにすでに亜炭が発見され、村内の燃料用として少量ではあるが、露天掘りの方法で採炭が行われていた。それが明治十年代になると、国内産業の近代化が強力に押し進められる中で、エネルギー資源としての石炭が重視され、各地で炭鉱の開発が進められるようになった。舟形地内の亜炭は熱量の

点では石炭に劣るものではあったが、石炭重視の時流にのって舟形地区の亜炭に注目するものもでてきた。亜炭生産で一もうけしようとする山師が、村外から入って来るようになったのである。前出の秋保彦三・阿部栄吉・佐々木宇右衛門などはこのような者達であったと言えよう。

本稿で紹介したのは、今日に伝存する史料から知られる二、三の事例にすぎない。おそらくこうした山師は、実際にはもっと多かったものと思われる。こうして明治十年代以降は、村内の自家燃料用として少量の採炭が続けられるとともに、村外の鉱業家が多量の亜炭生産を自論んでその採掘を試みようとしたのであった。しかし、町の歴史が教えるところでは、明治期に舟形地内の亜炭生産で大きな成功をおさめたものはいなかった。鉱業としての亜炭生産を試みたものは多かったと思われるが、みな途中で挫折してしまったのであった。

このことは、明治三十年代に入っても同じであった。後述するが、木友炭鉱の場合を見ても、明治三十年代に二人の者が同炭鉱の経営に取り組んだが、結局は休山のやむなきに至っている。木友炭鉱で採算ベースに乗った本格的な採炭が行われるようになったのは、大正期に入ってからのことである。

3 各炭鉱の概要

本項ではかつて、舟形亜炭地区と堀内亜炭地区で経営されていた多くの炭鉱のうちのおもなものについて、『山形縣鉱山誌』をはじめとする二、三の資料と、古老よりの聞き取りをもまじえて、木友炭鉱を中心に各炭鉱の概要を記録としてとどめておきたい。

◎舟形亜炭地区

(1) 木友炭鉱

木友炭鉱は、亜炭山としてはその規模と出炭量において、日本一と言われた時期があったほどの国内でも有数の亜炭鉱山であった。

木友炭鉱の発見は、古老からの聞き取りによると明治初年代のことで、それから自家用焚炭として極少量の亜炭露頭を露天掘りする方法で村民に採炭されていたという（『山形縣鉱山誌』）。そのような方法だけでなく、鉱区の鉱業権を得ての亜炭生産を最初に始めたのは、舟形村の叶内藤四郎であった。叶内は明治三十四年から少量ではあるが出炭を行い、それを販売していた。しかし、長続きしないで、翌々三十六年に叶内は鉱業権を秋田市の渡辺新一郎に譲り渡している。だが、この渡辺も成功しなかった。小規模に採炭して販売していたのであるが、採算がとれず経営難から明治四十年には休山におこまれている。

その後、第一次世界大戦中の大正六年に、燃料不足になりつつあったことから木友の亜炭田が注目された。工学博士の大日本鉱業株式会社社長、武田恭作が木友の亜炭が有望なことに着目し、木友のそれまでの鉱区と付近一帯の優秀な炭層区域の鉱業権を買収したのである。木友炭鉱ではこの時から大日本鉱業株式会社によって、本格的な採炭が行われることとなった。

翌大正七年、所長の今津明は、亜炭を化学工業化しようとの意図から煉瓦製の亜炭低温乾餾窯を築造し、コークライト（半成コークス）造りをはじめるとともに、タール・重油・ガソリンをその副産物として採取しようと試みた。木友で製造されたコークライトは、同社が各地で経営していた金属鉱山のガスエンジン発生炉燃料として大部分が供出されたのである。この頃、木友に粉炭を燃料とする約一〇〇キロワット出力の火力発電所も設置された。そこで発電された電気は、鉱山内の動力と鉱山用のカーバイト製造販売の目的で設けられた電気炉に用いら

れた。電気炉では米沢関根産の石灰石と同鉱山のコーライトでカーバイトを製造するとともに、屑鉄・コーライト・石灰石を用いて製鉄も行っていたという。この当時の木友炭鉱の亜炭年産は、約一万トンであったといわれる。

このように化学工業も取り入れられて、木友炭鉱は順調なすべり出しであったのであるが、それは長く続かなかった。第一次大戦後の世界的な恐慌にあつて、大きな打撃をうけたのである。

戦後恐慌の中でコーライトを使用していた国内の主要金属鉱山の休山が続出し、継続していた金属鉱山でもより安価な水力電気を用いるようになった。そのためコーライトの需要が減少し、大日本鉱業は木友での乾餾事業を縮小せざるを得なかった。同社ではコーライトを新木炭と命名し、家庭用燃料として売り出したが、その需要は金属鉱山での需要にくらべようもなかった。当時、年間生産量一万二〇〇〇トンあつたというコーライト製造を減少し、同社は経営規模の縮小をはからざるを得なかったのである。

大日本鉱業の木友炭鉱では、結局は大正十三年に火力発電所を廃止し、コーライトの製造をも中止した。その後は化学工業を廃し、専ら亜炭を燃料炭として出荷するだけに経営規模が縮小されたのであつた。

このような経過をたどつた後、数年後の昭和五年に木友炭鉱の鉱業権は大日本鉱業から浅野同族株式会社に譲渡された。浅野はそれまでの出炭水準を大幅に下まわりながらも、その後約一〇年間にわたつて稼行を続け、昭和十四年十一月に国策会社の東北興業株式会社に経営を委託した。

そして、諸設備が一新されて翌十五年の四月には同社の直営となつた。それから戦時経済体制下で事業の拡張がはかられ、木友炭鉱は当時としては生産量及び規模において、国内第一の亜炭山に成長したのである。

戦時体制下で増産が続けられていた昭和十七年十月に、『東北興業株式会社木友炭業所要覧』が出されている。残念ながらこれには出炭量とか従業員の数などは掲載されていないが、この内容から少し当時の木友炭鉱の様子

を紹介しておこう。

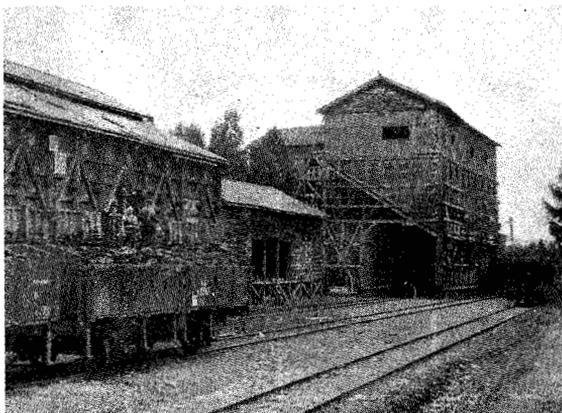
昭和十七年当時、木友炭鉱では木友本坑・折渡坑（採掘鉱区木友鉱区）、芦沢坑（採掘鉱区芦沢鉱区）で亜炭の採掘が行われ、実栗屋坑（試掘鉱区実栗屋鉱区）では亜炭の試掘がなされていた。石炭層である川前坑（採掘鉱区川前鉱区）は休止中であつた。これら採・試掘鉱区の総面積は五七〇万坪にのぼつていた。なお、このうち芦沢鉱区の沿革については、別に後述したい。

木友炭鉱の炭質は優良で、灰分が少なく燃焼がよく、家庭用、工場ボイラー用の燃料に適していた。採炭は昇向階段払法、前進長壁横払法の二法を用いていた。切羽（採掘場）は鶴嘴で下盤を透し掘にし、その後炭層に発破孔をあけて、爆薬で爆発してから採炭した。採炭夫一人の手掘の採炭能力は、一日三ト乃至一トで、平均一ト半であつた。

亜炭の坑内運搬は、切羽から坑道までは「こんべえ（杉材の皮板をしいた三尺巾の樋）」を用い、坑道から炭車で坑外の選炭場に送られた。上の坑道から下の坑道に亜炭をおろすには、自転巻または漏斗坑によつた。そして、坑外運搬、運搬設備、選炭機、機械設備については、『要覧』をそのまま引用するつぎのようになつていた。

◎坑外運搬

木友本坑……索道ニテ芦沢折渡両坑ノ炭ハ木友選炭場ニ送り選炭サ



舟形駅構内にあつた亜炭積出し選炭場

レ舟形駅前積込舎マデエンドレスロープニテ運搬スコノ距離三百五十間(約七町)ナリ

折渡坑……坑内ヨリノ出炭ハ坑口ノ貯礦舎ニ入レ索道搬器ニヨリ木友本坑選炭場ニ送ラル

芦沢……同上

実栗屋……炭ハ俵詰トシテ船積シ最上川ヲ下リ古口駅又ハ清川駅ニテ鉄道貨車ニ積ミ鶴岡市、酒田市方面ニ売炭ス

◎運搬設備

索道長サ約二杆
エンドレス

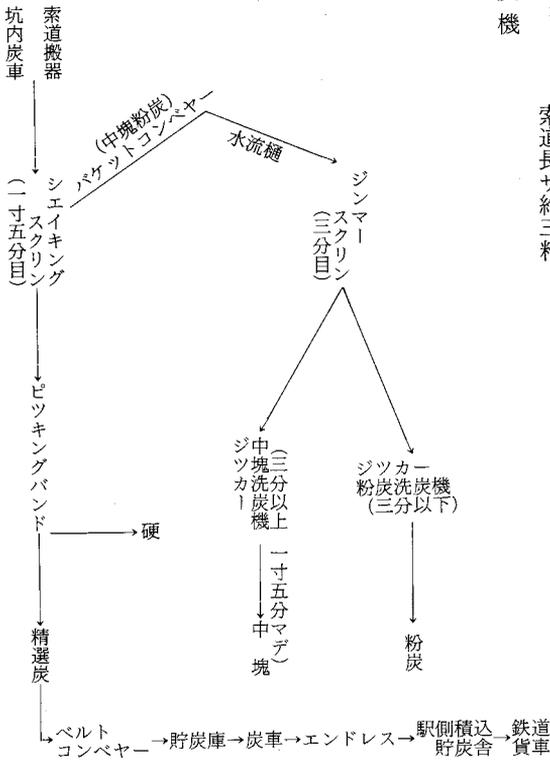
折渡坑
芦沢

木友本坑
八〇〇米

◎積込貯炭舎

◎鉄道貨車

◎選炭機



◎機械設備

木友本坑

採炭……空気圧縮機モーター付 五〇馬力

鑿岩機、ビックハンマー使用

運搬……1、坑外エンドレス捲機モーター付 五〇馬力

2、斜坑捲揚機モーター付 七五馬力

排水……斜坑排水ポンプモーター付 五〇馬力

同 二〇馬力

索道……捲機モーター付 五〇馬力

選炭……選炭機水洗機ポンプ運転 八〇馬力

芦沢坑

採炭……空気圧縮機モーター付 五〇馬力

鑿岩機、ビックハンマー使用

運搬……1、ロング払面切羽運炭用

チエンコンベヤー原動機 一五馬力付

2、坑道運搬用

エンドレス捲機モーター付 三〇馬力

一台

以上が昭和十七年当時の木友炭鉱の概要であった。ところで、大正六年の木友炭鉱での日鮮坑夫乱闘事件については前述したが、昭和十五、六年頃にも多数の朝鮮人坑夫が同炭鉱に動員されていた。その当時、朝鮮人坑夫の訓練責任者であった鈴木善蔵氏（舟形本町）と中川常一氏（木友）の話をもとに、このことに少しふれておきたい。

木友炭鉱には昭和十五年四月に一〇〇人、翌十六年四月に一〇〇人の朝鮮人坑夫が来たが、これらは東北興業が当時の朝鮮清省南道の清道市役所を通じて募集したのであった。朝鮮人坑夫はすべて長屋式の社宅に入居させ、鈴木氏が責任者となって、はじめの三か月は食べ物とかことばなど生活上の日本の風習になれさせる訓練を行い、その後の二か月は作業訓練を行った。作業訓練は、木友本坑、折渡・芦沢各坑での運搬・採炭の現地訓練であった。各坑区での現地作業訓練は、木友本坑が中川常一氏、折渡坑が鈴木善蔵氏、そして芦沢坑は矢口留次氏が訓練責任者となって実施された。五か月の訓練期間でも、賃金は地元坑夫と同等の本番賃金（十五年当時、高小卒で日当二円四〇銭ぐらい）を支払い、それ以降は能率給を支払った。

朝鮮人坑夫の編成は一〇名を一班とした班編成にし、それぞれの班に班長をおいた。また、各職場にも班長を置いて、連絡とか報告事項などはこれらの班長を通して徹底した。第一回目（十五年）の募集者には作業帽、作業着（二着）、地下足袋、カンテラ等を無償支給したが、二回目（十五年）の者には無償支給はなかった。

朝鮮人の食事については、彼等が常食するににく、唐がらしを常盤炭鉱で数多く使役されていた朝鮮人から譲りうけて取り寄せ、赤倉に在住していた金裁珠という者の一家を料理人として雇用し、彼等の食事一切を材料の実費徴収の方法で請負させた。朝鮮人は大食なので材料の調達に苦労したが、日本人坑夫と差別をしないで不足なく与えたので不満はなかった。鉱業所では朝鮮人坑夫のために、年三回の慰安会を開いた。その時は地元従

業員も混つての演芸会も催された。また、年一回の運動会もあつた。運動会では日鮮双方にわかれて綱引きなどもしたが、けんかになるようなこともあつたという。

朝鮮人坑夫はほとんどが若者だつたので、賃金を新庄などでの飲食に費すものが多かつたようであるが、中には国元の実家へ送金しているものもいた。朝鮮人坑夫は単身者が多かつたが、中には既婚者もいた。朝鮮に残してきて彼等がしきりに身を案じる妻子を鈴木氏等が連れてきて喜ばれたこともあつた。

はじめ、朝鮮人坑夫に対する警察の目は厳しかつた。大正時代に乱闘事件を起こしたことがあつたので、警察ではことさらに神経をつかい、当初は新庄警察署員が七日から一〇日に一度、鉱山を監視に来た。

昭和十六年頃の木友炭鉱の従業員総数は五〇〇余人で、そのうち二〇〇人が朝鮮人坑夫であつた。その当時の出炭量は、月産で五〇〇〇トンぐらいであつたろう。

と、鈴木・中川の両氏は昭和十五、六年頃の木友炭鉱での朝鮮人坑夫使役について述懐している。

さて、木友炭鉱は第二次大戦後も東北興業株式会社によって経営されたのであるが、戦後の概要について、昭和二十九年十月に出された『木友炭業所要覧』によつてみてみよう。

亜炭が十七年当時と同じく、木友本坑・芦沢坑・折渡坑で採炭されていた。二十九年当時はいずれも亜炭であるが、採掘鉱区四、試掘鉱区六となつており、鉱区総面積は二〇五、八三八アールであつた。

採炭は十七年頃と同じ方法で行われ、まだ機械化はされていなかった。しかし、亜炭の運搬は炭車の他に、切羽では「トラフ（鉄板三尺巾の樋）」、土籠箱が用いられている。坑道運搬には炭車が九五台も使用されていた。

坑外運搬の方法は各坑ともほとんど以前と同じで、本坑選炭場から駅出の運搬能力は、月に六〇〇〇トンであつた。舟形駅前には容量三〇〇〇トンの貯鉱舎が一棟設けられていた。

選炭はセーキングスクリーン、エプロンコンベアー等種々の機械の他に、新規設備としてクラッシュャーも取り付けられて、機械選炭が行われていた。なお、製品は塊(六〇センチ以上)、中塊(一六〇六〇未満)、粉炭(三二〇一六未満)に選別されていた。

木友亜炭の販路は、県内約五〇パーセント、県外約五〇パーセントで、主として製糸・製紙・窯業・醸造業・染色・印刷などの工場学校及び官庁などの燃料として利用された。これらの需要地には直接扱いで、舟形駅から貨車積み発送していた。

この二十九年当時の木友炭鉱の従業員数は、第三表のようである。このように、昭和二十九年当時の木友炭鉱の従業員数は、三坑合計で常雇の労務者二七九人、臨時労務者九一人で、これに職員一五人を加えると合計三八五人であった。

以上のように、木友炭鉱は明治三十四年に地元の叶内藤四郎が手をつけて以来、鉱業権者が、秋田市の渡辺新一郎、大日本鉱業株式会社、浅野同族株式会社、そして東北興業株式会社の委託経営から直営へと移ってきたのであったが、今日知られる限りでの年産出炭量を示すと第四表のようであった。

これまでは木友炭鉱全体の沿革をみてきたが、そのうち芦沢坑は

第7-3表 木友炭鉱従業員数 (昭和29年当時)

	木友本坑		芦沢坑		折渡坑		小計		合計	
	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外	坑内	坑外		
職員									15	
労働者	常雇	73	75	87	10	31	3	191	88	279
		12	38	13	13	10	5	35	56	91
	小計	85	113	100	23	41	8	226	144	370
		198		123		49		370		385

少し異なった沿革をもっていたので、簡単にふれておきたい。

木友炭鉱芦沢坑は、明治四十年十月に地元の鈴木福次郎が炭層露頭を発見したのに始まる。鈴木は他の三人と共同で試掘出願をして、その後採炭許可を得て自家用の他に、付近の部落民に販売する程度の出炭を行っていたのである。それが、芦沢坑の鉱業権は明治四十五年、山形市の五十嵐鶴藏に譲渡され、さらに大正八年には大日本鉱業に買収され、昭和九年に浅野同族会社に移っている。大日本鉱業の時代には年産出炭量が三〇〇〇トンぐらいだったといわれる。

そして、昭和十五年四月には木友炭鉱の他の鉱区権とともに、芦沢坑も東北興業の所有になったのであった。芦沢坑の亜炭は、東北興業になってからは一たん貯鉱舎に入れられ、それから索道で木友本坑まで送られて、本坑で選炭されていた。

(2) 中山炭鉱

中山炭鉱は昭和三年に、中山金吉が浅野同族会社から鉱区権を譲渡されて開坑した炭鉱である。昭和二十一年に中山炭鉱株式会社となり、それから現在まで継続採炭している唯一の炭鉱である。同社は県内でコールピックを導入した最初の炭山で、その後しだいに機械化し、昭和三十年頃には月産二一〇〇トンの出炭量を維持してい

第7-4表 木友炭鉱年間出炭量の推移

年次	出炭量	典拠
大正7年頃	約10,000 t	『山形縣鉱山誌』
昭和15,16年頃	約60,000	鈴木善藏氏よりの聞き取り
昭和21年	43,236	以下は『山形縣鉱山誌』及び
22 "	50,430	昭和29年『木友炭業所要覧』
23 "	36,520	
24 "	33,973	
25 "	34,537	
26 "	39,876	
27 "	44,773	
28 "	51,477	
29 "	53,500	

た。従業員は当時、一四五名であった。

同炭鉱の精炭は、トラックで舟形及び二つ屋駅に運ばれ、そこから中山販売株式会社（社長中山敬治郎）の手で国鉄の貨車を利用して出荷された。昭和二十年代の年間出炭量は、第五表のようであった。

(3) 平沢炭鉱

開坑の沿革は不詳。昭和三十年当時、鉱業権者の岡田幸三郎（東京都港区）の設立になる平沢炭鉱株式会社¹⁾が採炭していた。この頃、この炭鉱は旧小松炭鉱も買収してそこでも月産五〇〇トンの実績をあげていた。

平沢本坑の亜炭は、塊と粉に区別されて、塊炭は二・六キロの炭車軌道で舟形駅ホームの貯鉱舎に運ばれ、そこから鉄道で出荷された。昭和三十年当時の従業員は一三〇名で、二十年代の年出炭量は第六表のとおりであった。

(4) 中川炭鉱

昭和十二年から八年間、山形市の松本長兵衛が木友本層で稼行し月産六〇〇トンを維持したが、昭和二十一年に休山。昭和二十六年に松本の鉱業代理人であった中川常一が再開し、二十八年頃から採炭区域をうつして昭和三十年当時も稼行していた。当時の従業員は二九名で、出炭量は二十六年が二四〇〇トン、二十七年が三〇〇〇

第7-6表 平沢炭鉱年間出炭量

年次	出炭量
昭和21	5,671 t
22	7,892
23	7,850
24	6,439
25	5,836
26	8,182
27	12,688
28	15,000
29	20,100

『山形縣鉱山誌』による。

第7-5表 中山炭鉱年間出炭量

年次	出炭量
昭和21	4,800 t
22	9,600
23	10,000
24	10,000
25	10,000
26	14,400
27	16,000
28	17,150
29	21,624

『山形縣鉱山誌』による。

トン、二十八年が三六〇〇トン、二十九年が五五〇〇トンであった。採掘された亜炭はトラックで三キロの道のりを舟形駅まで運搬され、鉄道貨車で出荷された。

(5) 紫山炭鉱

鉱業権者は舟形の本間八四郎。昭和二十六年十二月に鉱区内で露頭亜炭を発見し、二十七年九月に試掘権を定めて、二十九年七月から採炭を始めた。それから数か月の採炭量は一〇八〇トンであった。従業員は二三名。輸送が不便で、約六キロの道のりを新庄駅までトラックを利用したが、冬期間は馬糞によらなければならなかった。

◎堀内亜炭地区

この地区にある炭鉱は冬期間の運搬が不便なために、採炭費と運搬費が同程度にかかり、冬期間は貯炭しなければならぬ状態にあった。それが、この地区の炭鉱生産がのびない大きな原因だったという（『山形縣炭山誌』）。それでは、この地区の三つの炭鉱について概要を示しておこう。

(1) 堀内炭鉱

鉱業権者は原吉弥（長野県飯田市）で、昭和四年に開坑された。堀内地区では最も古い実績をもつ炭鉱であるが、コーライト製造に専従し、亜炭そのものの出荷はしていなかった。昭和三十年当時は七名の従業員で、月産六〇トンの亜炭から二〇トンのコーライトを製造し、出荷していた。昭和二十年代の年間出炭量を示すと、第七表のようであった。

第7—7表 堀内炭鉱年間出炭量

年次	出炭量
昭和23	137 t
24	192
25	70
26	179
27	286
28	300
29	400

『山形縣炭山誌』による。

(2) 中村炭鉱

鉱業権者は中村秀一(舟形町沢内)。昭和二十四年七月以降、中村によって開坑され、昭和三十年頃までは地質調査を続けながら小規模に採炭していた。当時の従業員は一四名であつた。開坑以来の年間出炭量は、二十四年が三五〇トン、二十五・二十六年が各七〇〇トン、二十七・二十八年が各九〇〇トンで、二十九年は五〇〇トンとなつてゐる。

(3) 沢内炭鉱

鉱業権者沢内甚一郎(舟形町沢内)。この炭鉱は昭和二十六年五月に柿崎宗次が開坑したが、二十九年十月に沢内に譲渡され、稼行されてゐた。三十年当時は地並以上の採炭がほぼ終わり、地並以下に移行する計画をたててゐた。

このように、堀内地区の亜炭開発は運搬上の問題もあつて、舟形地区よりは立ちおくれてゐた。以上の三つの炭鉱では、堀内炭鉱の昭和四年開坑が最も早いことになつてゐるが、それ以前から堀内村でも亜炭生産はかなり行われてゐた。昭和二年の『堀内村勢要覧』には、「本村は郡内稀に見る優良の炭田を有し其埋蔵量頗る豊富にして現に採掘しつつある沢内炭山、実栗屋炭山、荒中沢炭山の如きは年額五千円に達し而して又西又、松橋の両炭山は其質前者に比し優良にして炭層亦厚大なるも交通上の設備充分ならざりし為め今日まで空しく放棄するの止むなきに至れり。」と述べてゐる。すでに昭和二年当時でも、沢内・実栗屋・荒中沢で採炭が行われており、西又・松橋には優良な炭層が存在したが、交通上の問題から未開発のままであつた。また、同『要覧』には「試掘採掘鉱区八、坪数一六八万坪」「亜炭生産量二万貫、価格二五〇円」ともでゐる。昭和四年以前に、堀内村でもかなり亜炭が生産されてゐたことは間違いない。

以上、木友炭鉱を中心にいくつかの炭鉱の概要を記してきた。舟形の炭鉱は昭和三十一年頃が全盛期で、その頃大小合わせて一五の炭鉱があった。昭和三十一年『舟形町勢要覧』によれば、当時の町内の亜炭山の従業員数、出炭量等は次表の如くである。

まさに、亜炭生産は舟形町の歴史に特筆すべき産業であり、この町の歴史的特質であった。大正前期から昭和三十年代にかけて、一大産業として発展し、町の経済に大きな潤いをもたらしたのであった。直接炭鉱に関

第7-8表 鉱業生産高 (単位=屯)

鉱業別	昭和24年	昭和25年	昭和26年	昭和27年	昭和28年	昭和29年	昭和30年
亜炭	69,900	78,700	91,600	116,438	126,498	133,909	150,386
銅	451	1,176	2,087	2,300	1,791	1,261	1,139
石油	—	—	—	11	102	3,843	6,181

第7-9表 鉱業従業者数 昭和31年4月1日

鉱業別	事業所数	労働者			管理事務及び技術者			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
亜炭	15	870	199	1,069	95	17	112	965	216	1,181
銅	1	37	4	41	5	—	5	42	4	46
石油	1	103	9	112	22	—	22	125	9	134
合計	17	1,010	212	1,222	122	17	139	1,132	229	1,361

第7-10表 亜炭生産販売高 (単位=屯) 昭和31年

月別	生産高	販売出荷先別					計
		東北地方	関東地方	中部地方	関西地方	その他の地方	
1月	14,129	10,990	821	4,400	—	30	16,241
2月	10,621	9,811	750	3,850	—	11	14,422
3月	13,052	8,300	220	2,800	—	—	11,320
4月	10,468	5,551	200	1,600	—	—	7,351
5月	10,749	6,270	120	1,717	—	—	8,107
6月	10,893	6,840	140	1,200	—	—	8,180
7月	11,885	8,155	185	1,800	—	—	10,140
8月	12,864	9,240	120	1,900	—	—	11,260
9月	12,155	9,627	102	1,800	—	—	11,529
10月	13,352	11,209	280	1,700	—	—	13,189
11月	14,572	10,500	651	3,500	15	15	14,681
12月	15,646	12,515	820	3,200	—	30	16,565
合計	150,386	109,008	4,409	29,467	15	86	142,985

資料出所：舟形亜炭鉱業協同組合（昭31「舟形町勢要覧」）

係のない一般の農家にも、冬期間の亜炭俵あみの副収入をもたらしていた。

しかし、昭和二十年代の前半に前出の徳永重光が、「若き人々のためその天然資源（亜炭）に目をむけしめ我が国の国力を恢復する最も望まれている地下資源の開発に従事する人を一人でも出していただきたいと切に望んで止まない」（前出「舟形炭田調査のしおり」と展望し、またその発展を期待した亜炭のエネルギー資源としての需要は、それから十年ほどしか続かなかつた。石油の出現による世界的なエネルギー革命の中で、亜炭をふくめた石炭産業は、急速に衰退していったのである。

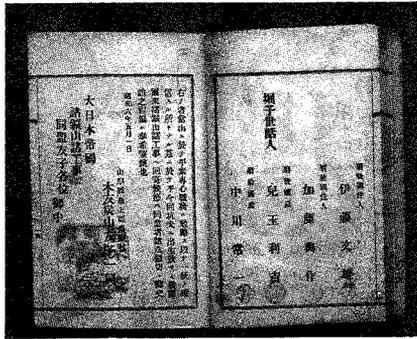
まだ二〇年余りしか経っていないのに、亜炭の出荷でにぎわった舟形駅の様子、亜炭産業がもたらした町の活気などは、今では隔世の感があるう。

4 友子制度のこと

亜炭山で働く人々は諸所方々から集まってきたが、彼等は鉾山特有の労働の組織、いわゆる友子制度によって働いていた。友子というのは江戸時代鉾山で働く人々のうち、一定の修業を終えた一人前の鉾夫のことであるが、この資格があるとみとめられれば、鉾山の幹部の立会いのもとに厳格な儀式が行われ、友子として認められた免状を貰う。この免状を持つておれば、鉾夫は全国どここの鉾山に行っても働くことができた。親分と友子は実の親子以上に堅い絆で結ばれ、親分が死ぬと友子が墓をたてて弔いをした。大蔵村永松銅山には友子の名でたてた師匠



亜炭の積出しでにぎわう舟形駅前(昭和30年頃)



友子制度 (坑夫取立免状)

の墓が多数残っている。友子が仕事で怪我をしたり、病気のときは、友親をはじめ友子同志でこれを看護した。鉱山は危険な職場であり、またここで働く人の中には、何かの理由で故郷を離れ、素性を明らかにしたくない人が多くいた。これらの人々は多く一つの鉱山から他の鉱山へと渡り歩いた。また、鉱山の人々は新たに入ってきた人々の素性を問わないとの掟もあった。

このように友子制度は鉱山の労働者の間でつくられた鉱夫同士相互扶助の制度であった。友子制度は江戸時代の鉱山で行われたというが、この形はその後も堅く守られた。次の資料は、昭和六年に本町木友炭鉱で発行した「坑夫取立免状」であるが、この免状において友子の住所が「何某国産」とのみあるのは前代からの伝統によるものと思われる（院内銀山の江戸時代初期の史料『梅津政景日記』によれば、この銀山で働く人々は単にそれぞれの出生国の名でよばれている）。

同盟坑夫取立免状

山例五十三ヶ條抜書申渡ノ事

四ツ留名前

- | | |
|--------|--------|
| 一 左正面柱 | 天照皇大神宮 |
| 一 右 | 春日大明神 |
| 一 左一本目 | 八幡大明神 |
| 一 右 | 山 神 宮 |
| 一 左三本目 | 稻荷大明神 |

一右

不動明王

一布木ハ

薬師如來

三十六本ノ矢木ハ天ノ三十六童子ヲ形取ルモノ也

志粧木ハ神前ノ鳥居ヲ表ス也

以 上



鑛 法

一、指定外ヲ掘ル可カラザル事

一、危険ノ場所掘ル可カラザル事

一、鑿角送ル可カラザル事

一、火ノ元用心第一ニ心懸ク可キ事

一、喧嘩口論致ス間敷キ事

出生條例

第壹條

一、當山ニ於テ出生ナセル抗夫タル者ハ徳義ヲ重ジ參年參

月拾日間ハ如何ナル事情アリト雖モ他ニ行キ義務ニ背

ク可カラザル事

但シ不得止事情ノ場合ハ此限ニアラス

第貳條

一、當山ニ於テ出生ナセル坑夫タル者ハ平素其職親ヲ父

母ノ如ク又職兄ヲ實兄ノ如ク敬ヒ尊ブベキ者ニシテ

毫モ不遜ノ挙動アル可カラザル事

第參條

一、職親又ハ職兄ヲ輕蔑シ其道ヲ盡サズ亦懶惰ニシテ職

業ヲ怠リ脱走ヲナシ他人ニ迷惑ヲ掛ケ不義ノ所業有

之時ハ直ニ免狀ヲ取消シ其職業ヲ停止スル事

第四條

一、前各條ニ抵觸シタル者ハ他山ノ立會ヲ要セズシテ整

理人及世話人ノ協議ヲ以テ免狀ヲ取消シ之レガ處分

ヲナス事

第五條

一、勤儉貯蓄ヲ怠ラザル事

右ノ條々堅ク可相守者也

昭和六年五月一日

子分	兄分	親分	子分	依母兄	親分	免状	御中	出生人各位	世話人惣代
高橋三男	羽後國產 佐藤勇 ^印	羽前國住人 村上正藏 ^印	羽後國住人 鈴木正雄	羽前國產 戸津與茂吉 ^印	羽前國產 志村安太郎 ^印			村上正藏 ^印	
子分	兄分	親分	子分	依母兄	親分	子分	兄分	親分	
加藤重郎	羽前國產 伊藤文雄 ^印	羽後國住人 佐藤敬治 ^印	羽後國住人 小野久	羽前國產 佐藤寅藏 ^印	羽後國產 戸津與作 ^印	羽前國產 村上重雄	羽後國產 結城他人治 ^印	羽前國住人 鳴野友信 ^印	岩代國住人

子分	兄分	親分	子分	兄分	親分	子分	兄分	親分
丸藤金吉	羽後國産 佐藤銀治 [㊤]	羽前國住人 齋藤豊藏 [㊤]	伊藤富士雄	羽後國産 近藤喜代太 [㊤]	羽前國住人 高橋繁 [㊤]	羽後國住人 中鉢富之助	羽前國産 渡邊義雄 [㊤]	岩代國住人 古澤安藏 [㊤]
子分	兄分	親分	子分	兄分	親分	子分	兄分	親分
佐藤清	羽後國産 矢口銀作 [㊤]	羽前國住人 阿部秀之助 [㊤]	羽後國住人 児玉辰藏	羽後國産 小野田勇吉 [㊤]	羽後國住人 志村吾平 [㊤]	羽前國住人 加藤正	羽前國産 村上正徳 [㊤]	陸前國住人 櫻井權藏 [㊤]

木友炭山事務所立會人

親分

羽前國産

中川常一 ㊦

羽後國産

越前谷 武夫 ㊦

上野國産

平井 廣 仲

羽後國産

阿部 嘉市 ㊦

羽前國産

信夫 正一 ㊦

羽前國産

齋藤 藤吉

隣山大石田炭礦立會人

羽後國住人

佐々木 富治 ㊦

羽前國産

加藤 嘉作 ㊦

所長 山内東馬 ㊦

會計係 松田清二郎 ㊦

採炭課長 酒寄留吉 ㊦

係員 深海義男 ㊦

上野國住人

老人立會人 平井 丑五郎 ㊦

羽後國住人

箱元立會人 佐藤 吉五郎 ㊦

岩代國住人

大當番立會人 鳴野 友信 ㊦

羽前國住人

頭役兼山中立會人 中鉢 富藏 ㊦

羽前國産

飯場立會人 志村 安太郎 ㊦

平立會人

羽後國産

阿部 嘉吉 ㊦

羽前國産

鈴木藤藏 ㊦

羽前國住人

川崎登 ㊦

羽後國住人

児玉重四郎 ㊦

羽後國住人

丸藤欣太郎 ㊦

羽前國住人

三原平藏 ㊦

中老立會人

羽後國住人

村上正徳 ㊦

羽後國住人

小野田勇吉 ㊦

羽前國住人

佐藤銀治 ㊦

羽前國住人

結城他人治 ㊦

羽前國住人

佐藤勇 ㊦

岩代國住人

渡邊義雄 ㊦

羽後國住人

鎚分村上正藏 ㊦

羽前國産

大工世話人 五十嵐惣吉 ㊦

自坑夫世話人

羽後國住人

佐藤敬治 ㊦

羽後國住人

伊藤文雄 ㊦

羽前國住人

加藤與作 ㊦

羽後國産

堀子世話人 昇玉利吉 ㊦

羽前國産

中川 常一 ④

右ノ者當山ニ於テ平素専心職務ニ勉励ス以テ一統ノ確信
スル所トナル茲ニ於テ乎今回坑夫ニ出生致サセ候間爾來
諸鑛山諸工事ヘ回寄候節ハ同業者諸彦懇切ニ御交誼之程
偏ニ奉希望候也

昭和六年五月一日

山形縣最上郡舟形村

木友炭山友子一同 印

大日本帝國

諸鑛山諸工事

同盟友子各位 御中

第三節 関東大震災と郷土

1 国内未曾有の大災害

大正十二年九月一日の午前十一日五十八分頃に、マグニチュード七・九という大規模な地震が関東地方の



千鶴

萬亀

萬歳



一円を襲った。世にいう関東大地震である。この地震と直後の火災によって生じた災害は、それまでにはなかったほど甚大なものであった。関東大震災といわれるこの災害の被害は、東京・横浜を中心に、おおよそ全壊家屋一二万戸、焼失家屋四五万戸、死者・行方不明者一四万人、負傷者一〇万人にも及び、罹災者は東京だけでも一三〇万人に達したという。

その被害総額は、当時の金額で実に六五億円にもほり、経済界に大きな影響を及ぼすこととなった。大震災の結果、日本経済は大混乱をきたして、震災恐慌と呼ばれるような事態に陥ったのである。また、震災後の混乱した状況下で、朝鮮人の虐殺、社会運動家の殺害などの悲惨な事件までが各地で頻発した。

このように、関東大震災はわが国未曾有の大災害であり、国内に社会経済的な大混乱を生起させた一大出来事であった。

それでは、郷土舟形の人々はこの国内未曾有の大災害、関東大震災をどのように感じ、また郷土の人々は、大震災によってどのような影響を受けたであろうか。

まず地震の被害であるが、当時の舟形・堀内両村だけでなく、京浜地域から四〇〇キロメートル余も離れた山形県内では、関東大地震の被害は全くなかった。二〇数万人の死傷者を出した大地震も、『山形県災異年表』(山形地方気象台編)には地震の発生すら記載されていないほどである。ただ、大地震の翌日、九月二日付の山形新聞にはつぎのような記事が載せられている。

昨日正午頃山形地方に地震起こり、人体にも感ずる程であったが、山形測候所の観測によれば、発震時刻は午前十一時五十八分四十六秒で、発源地は南東約七里の地点らしく、震動時間は約一時間以上に及んだ。種類は弱震の弱である。

酒田方面に一日正午頃稍強き地震あり。震源地不明なるも何等の被害もなかつた。

(山形新聞社刊『山形新聞ニュース百年史』五二〇頁より転載)

このように、関東一円に大被害をもたらした大地震も、県内では酒田でやや強い揺れを感じたぐらいで、山形では震動時間こそ一時間以上と長かったが、地震の強さは人体に感じる程度の「弱震の弱」にすぎなかつた。おそらく舟形の人々には、人体に感じるか感じないほどの微震としか受けとめられなかつたことであろう。

しかし、関東地方に大地震が発生して大きな被害をもたらしたことは、間もなく郷土の人々の耳目に入ったことであろう。当時はまだラジオの放送は始まっていなかつたが(ラジオ放送は大正十五年に始まる)、山形新聞は九月一日と二日の両日に四回もの号外を出したのをはじめ、連日、関東大震災についての特派員記事を報道している。

「稀有の大地震」とか、「猛火全土を包み避難民亦餓死せんとす」といった見出しで、「空前にして亦絶後なるべき稀有の大震災は、一日正午突如として起こり、さしも繁栄を極めたる大東京を中心に、横浜、横須賀両市並に附近一帯は忽ち焦熱地獄と化し、阿鼻叫喚の大惨害を蒙つた。死者無慮^(おぼろ)十数万、親を尋ぬる子、子を探す親、路上に迷うて願れば全土悉く猛火に包まれ、水なく食なく、ただ天命を俟つのみ、嗚呼^(ああ)此の惨状、此の災禍……」。 (前掲『山形新聞ニュース百年史』五二一―五二二頁)と報じた新聞記事に、人々は事の重大さを知り、特に子女を関東地方に送り出している人とか、被災地に縁者のいる人は、安否も確かめられず大きな不安にかられたことであろう。

関東大震災は、距離の上では遠く離れていたとはいえ、決して郷土の人々と無縁の出来事ではなかったのである。

2 罹災者と帰郷者

大正七年の十月から、月刊誌として新庄で発行されていた『葛麓』は、第六〇号（大正十二年九月刊）の巻頭に「震災と故郷」という主張を載せているが、その中で東京における罹災者の様子をつぎのように記している。

彼等（罹災者）の多くは家と共に家財着類の一切を失てほんの着のみ着の儘で命からぐく逃出した連中である、それが何万となく上野の森や日比谷公園に群集して二日も三日も飲まず食はずに宛然^{えんぜん}餓鬼道の光景を演じた相^{そう}である。

なにしろ東京だけでも、家を焼かれその身ひとつで混乱の中を逃げ回った罹災者は、一三〇万人もいたのである。『葛麓』の記事は、決して誇張したものではなかったであろう。

日清・日露の両戦争から第一次世界大戦の時期を経て、ますます工業化が進む日本経済の中にあつて、工業の中心地である京浜地域は、国内における一大労働市場であつた。したがつて、東京とその周辺には、地方から多くの人々が労働者として出てきていた。関東大震災には、日本経済発展の原動力として働く多くの地方出身者が、職場を焼かれて失職し、罹災者となつて途方に暮れるうき目を見たのである。

舟形、堀内の両村をはじめ、最上郡内の出身者で、関東大震災で罹災した者は少なくなかった。最上郡役所文書の一つ『大正十二年九月関東地方東京震災関係書類綴』（新庄図書館所蔵）を手がかりにして、当地方出身者の罹災状況についてふれてみたい。

この『震災関係書類綴』にとじ込まれている「最上郡震災調査要計表」によると、まず最上郡出身者の独立世帯で家屋の被害を受けた数は、東京・神奈川・静岡・埼玉の四府県合計で、全焼が三〇戸、全潰が五戸、半焼が一戸、半潰が三戸の三九戸であった。幸いにして無破損だった家屋は二戸のみとなっている。このように、最上郡出身者の約四〇世帯が一瞬のうちに住む家を失ったのであった。

堀内村出身者の世帯に家屋被害はなかったが、舟形村出身の五世帯が東京府で被害をこうむっている。被害の程度は全焼が三、全潰が一、半潰が一であった。

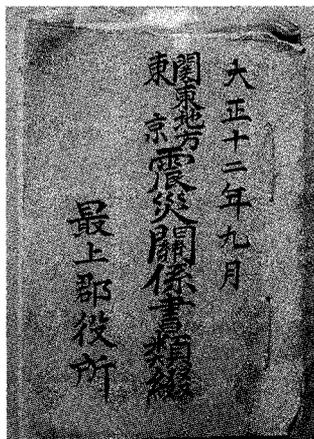
さらに死亡した者をはじめとして、人体に被害をこうむった者もいた。別表のように、先の四府県で最上郡出身者の死者が二〇名もあり、行方不明者も九名にのぼっている。負傷者は重傷が三名、軽傷が二二名であった。幸いに無傷者は三五九人と多いが、

最上郡出身者の罹災状況

	男	女	合計
死亡者	7人	13人	20人
行方不明者	8	1	9
重傷者	2	1	3
軽傷者	12	10	22
無傷者	181	178	359

(注) 1 東京，神奈川，静岡，埼玉，在住者の合計である。

2 『大正十二年九月関東地方東京震災関係書類綴』による。



『関東地方東京震災関係書類綴』の表紙
(新庄図書館所蔵)

これらの人々もおそらくはその身一つで逃げまどい、ようやくにして人体への難を免れたものであつたらう。

死亡した人の中には、舟形村の出身者もいた。長沢出身の高橋菊太郎という人で、当時一二歳の少年であつた。この人は、神奈川県高座郡の茅ヶ崎町で罹災したのであつたが、年齢から考えると、おそらくは就職のために離郷して間もない少年ではなかつただろうか。

この他、舟形村の出身者から東京で重傷者が一名、軽傷者が二名、神奈川県の高座郡と久良岐郡で軽傷者がそれぞれ一名ずつ出ている。堀内村出身者については、「要計表」で見える限り、負傷はなかつたようである。

人体には被害をこうむらないまでも、失職した者も少なからずあつた。最上郡出身者でその時働いていた職場を焼かれ、職を失つた者は、男が三一人、女が三五人、男女合計で六七人であつた。この中には、東京で職を失つた舟形村出身の八人も含まれている。

上記の罹災者がはたして当時、四府県に在住していた郡出身者のどれ程に当たるものか、この「要計表」からは判明しないが、とにかく突然の災禍に遭遇して、四〇〇人を越す最上郡出身者が混乱の渦中に投げ出されたのであつた。家を焼かれ、そして職場を失つて命から逃げまどつた地方出身者の「足と心とは期せずして郷里に向た」(前掲『葛麓』六〇号)。震災下に行くあてのない地方出身者にとって、落ち着く所は故郷しかなかつたのである。

大地震から数日後、罹災者がぞくぞくと帰郷してきた。前掲の「震災と故郷」は、その様子をつぎのように記している。

九月五、六日頃からの東京方面からの汽車といふ汽車は此種の災民を以て満載されて居た。頭や顔の半分焼けた者、手足に

綱帯したものの、蒼ざめた顔、泥だらけの着物。然るに沿道の地方民は心から彼等を^(歎)款待した、飢ゑた者には食を与へ疲れた者に休息を与へた。新庄の女学生は乳児の為に牛乳を買ってやった。況して親戚縁者は親疏の区別なく其家庭を開放して快く歓迎し彼等の心身の傷痕を包んでやった。

これはおそらく、新庄駅での罹災者の様子と罹災者を迎えた新庄町の各家庭での応待について記したものである。新庄町をはじめとする最上郡の出身者だけでなく、庄内方面あるいは秋田県の出身者と、新庄駅で見られた罹災避難者は数多かつたに違いない。地元民

第7-11表 舟形・堀内両村の帰郷者調

	帰郷月日	罹 災 場 所	被害程度	罹災時の職業	氏 名	年 齢
舟形村出身者	9月5日	東 京	衣類焼失	洋 服 職	石 田 勇	21歳
	9. 6	〃	〃	職 工	沼 沢 正 勝	21
	〃	〃	〃	〃	〃 瑞 雄	20
	〃	〃	〃	娼 妓	〃 某 女	24
	〃	〃	〃	職 工	〃 蔵之助	25
	〃	〃	〃	〃	〃 惣太郎	18
	〃	〃	〃	学 生	伊 藤 銀之助	18
	〃	〃	〃	職 工	岸 今朝治	20
堀内村出身者	9. 7	〃	〃	学 生	佐 藤 米 蔵	21
	9. 7	東京モスリン工場	全 潰	工 女	安 達 キクヨ	18
	9. 10	神奈川県高座郡	〃	砂利採人夫	木村高治 ^{他家族名}	35
	〃	横浜製瓶工場	〃	職 工	安 達 寅	21
	9. 11	東 京	全 焼	娼 妓	佐 藤 某 女	21
	〃	神奈川県高座郡	全 潰	旅館手代	小 野 市太郎	21
	9. 28	〃	半 潰	商店配達人	阿 部 二 郎	14
9. 30	東 京	全 焼	永屋配達人	伊 藤 進	16	

(注) ○『大正十二年九月^{関東地方}東 京 震災関係書類綴』による。

の中には、これらの罹災者の帰郷を待ちきれずに、肉親の安否を気づかかって上京した者も少なくなかったという。舟形・堀内両村関係の罹災者も、九月五日から九月三十日にかけて、第二表のように二一人が帰郷している。これは、両村が帰郷している罹災者について実態調査を行い、舟形村が十月一日に、堀内村が九月二十日と十月三日に、それぞれ最上郡役所へ回答した内容である。

第一一表でみられるように、舟形村に九人、堀内村に二二人の罹災者が帰郷していることがわかる。これらの人々は、妻の実家に身を寄せた木村高治一家を除くと、東京府あるいは神奈川県内で罹災して、いずれも生家に帰ったものである。

帰郷者の中には学生も二人いるが、その他は木村高治の一家以外、すべて東京・神奈川に職を求めて離郷していた者達であった。その職種は、洋服職・職工・娼妓・工女・旅館手代・商店配達人・永屋配達人とさまざまである。おそらく当時職を求めて中央に出た人達は、このような仕事に就いていたものである。これによって、大正期にこの地方出身の者が、中央の労働市場にどのような労働力を提供していたかを推察することができる。

年齢から考えて、ほとんどの者が独身であったと思われるが、一瞬のうちにして職場を奪った大震災は、これらの人々にとってはその後の人生を変えたほどの出来事だったに違いない。震災後の復興を待つて、再上京を考えている者もあったが、大部分の者は生家にとどまって復職の見込みだと、将来の見通しについて答えている。中には全く見込みの立たない者も何人かはいた。

3 罹災者への救援活動

関東大震災に際しては、山形県・最上郡及び各町村などの行政機関をはじめ、地元の人々もこぞって救援活動に力をつくした。まずはじめに、大震災の二か月程後に最上郡長が、郡内の救援活動について、県内務部長に提出した回答書からみてみたい。

一、郡ニ於ケル救援施設

一、関東地方一帯(往カ)古未曾有ナル大震災火災ノ報ニ接スルヤ、罹災地ニ於ケル食料品ノ欠乏ヲ予想シ、不取敢在庫米ノ調査ヲ為シ置クノ必要ヲ感シ、九月四日秘密裡ニ各町村長ニ対シ、十石以上ノ所有者氏名及数量ノ調査ヲ為スヘキコトヲ通牒シ(翌五日県ヨリ本調査方ノ通牒ニ接ス)、同時ニ知事官房主事ノ照会ニ基キ、義捐金品ノ募集方ヲ各町村長ニ依頼シ、一面富豪階級ニ対シテハ郡書記ヲ派シ応募方ヲ勧誘セシメタリ、其募集成績前表ノ通り

一、九月四日頃ヨリ避難者続々帰来スルヲ以テ、新庄町役場ト協議シ新庄町停車場ニ救護事務所ヲ設ク、更ニ郡役所職員ヲ派遣シ、役場員・青年団員・在郷軍人分会員・医師会員・小学校教員相協力シ、負傷者及一般避難者ノ慰問救護ニ従事シ、全月十七日朝ニ至リ救護事務ヲ撤廃セリ

二、新庄町の施設(以下項目のみ列挙)

三、救護事務ニ応援シタル団体

四、避難宿泊者及傷病者手当人員

五、帰省学生の活動

六、舟形・真室川・西小国・東小国村施設、右各村ニ於ケル青年団ハ最寄停車場ニ出動シテ、避難者ノ救護慰問ヲ為ス。其経費ノ一部ハ郡之ヲ支弁ス、救護開始月日、出動団体員、経費品目価格別等別表ノ通

この回答書に見られるように、最上郡内における救援活動は、郡役所が率先して、義捐金品の募集と避難者の救護の二つの面で進められた。

義捐金品の募集は、知事官房主事の照会に基づいて、郡長から各町村長に依頼したが、募集は順調に進んだようである。早くも九月九日に、最上郡長は「救済金は老万円の見込で募集中のところ、予期以上に達スル見込」と、知事に中間報告を行っている。そして、最終的には第一二表のように、郡全体では当初予定の二倍を越える義捐金品が寄せられている。舟形と堀内の両村でも、郡役所から配当されたよりもはるかに多くの義捐金があった。

このことは、大震災が郷土の人々にとっても黙視することのできない大事だったことを物語っているものである。

以上は一般よりの義捐金品募集であったが、郡役所の官吏に対しては、罹災した内務省・警視庁・東京府庁・神奈川県庁在職者への見舞金募集も行われた。高等官には年俸月額の一〇〇分の二、判任官には月俸の一〇〇

第7-12表 義捐金品募集成績表

	配当額	収入額	米・其他	合計	過剰分	慰問袋	備考
舟形村	667円40	952円29	一円	952円29	284円89	237個	
堀内村	171.60	225.85	—	225.85	54.25	25	
最上郡合計	10,004.70	20,695.27	1,619.00	22,314.27	12,309.57	4,800	米42石8斗 (1,615円) 梅干4貫目(14円)

(注) ○『大正十二年九月^{関東地方}東京震災関係書類綴』による。

分の一の割当てがあり、最上郡役所では、郡長・矢板大安（三円）以下、全員で総額一三円九〇銭を見舞金としておけている。

さて、前述したように大震災の数日後、九月四、五日頃から、郷里に避難する人々が汽車に乗ってぞくぞくとやってきた。その中には見るも無惨な姿の者も少なくなかったのである。それらの人々に対し、地元では各停車場ごとに救護事務所を設けて慰問を行っている。

救護事務所は、郡内では五か所に設けられた。奥羽本線の舟形・新庄・真室川、陸羽東線の瀬見・向町の各停車場である。前掲の回答書に見られるとおり、各救護事務所には各町村の青年団員が出動し、避難民の救護と慰問に当たった。

舟形駅における救援状況は、前掲の九月九日付の知事あて報告につきのように記されている。

奥羽本線舟形駅ニテハ、去ル四日夜ヨリ舟形村軍人団・青年団員、村内有志ノ寄付ヲ受ケ、通過列車毎ニ西瓜及炊出ヲ為シ、避難民ヲ救済シツゝアリ

このように舟形駅では、九月四日の夜より在郷軍人会と青年団が中心となって、西瓜とにぎりめしを避難民に供したのであった。この救援活動は十日まで七日間行われ、一日平均二五人の青年団員が出動し、延べで一七五人がこの活動に参加している。

この救援活動に要した経費はつぎのようであった。



関東大震災の惨状（二西社発行、涙の泉より）

の貢献に対して、内閣総理大臣の感謝状が贈られたようである。総理大臣よりの通牒に対し、最上郡からは感謝に値する団体として、在郷軍人会、青年団、医師会、在郷婦人会、高等尋常小学校、中学校など一六団体が上申されているが、その中に在郷軍人会舟形村分会と舟形青年団も含まれていた。

金額にすると、合計で一四〇円であった。このうち白米、仁丹、木炭は、郡が支給したものであった。このように舟形駅では、軍人会と青年団が主となって、一週間にわたって救援活動が実施されたのである。こ

白米一石八斗（価額六七円五〇銭）
握飯として供給
仁丹一〇五袋（価額二一円）
木炭四貫目一俵（価額一円）
西瓜二五〇貫目（価額五〇円）
繻帯二反（価額一円五〇銭）

第四節 開墾事業の進展

1 小国川右岸一帯の開発

(1) 三光合資会社以前

小国川右岸地帯の開発は、部分的にはすでに藩政の末期から進められていた。第五章で詳述した福寿野の他にも、藩政末期の藩政改革の一環として実施され、「移民開墾植林の三個の目的を兼ね我藩の最後の頁を賑はした事業の一つである」(『増訂最上郡史』第一編第八章第七節)といわれる紫山の開拓がよく知られているところである。この紫山では明治十年代に、細梅九左衛門も開墾事業(細梅開墾)を行ったが、これについても第六章ですでに述べた。しかし、これら藩政末から明治十年代の開墾は、いずれも畑作が中心であった。福寿野の開墾は、既述のように安政元年(一八五四)に新田村として成立した福寿野村の農民達が、堤を築き、水路を設けて開田を進めたのであったが、安政六年十一月までに開田したのは、一四戸の同村全体で四町五反歩余に過ぎなかった。藩政改革の一環として実施された紫山開拓も、安政元年十一月の紫山植立仕様覚に「右之通地面来春中より堀立、重(主)に菜種(種)為時候得は」(前掲『増訂郡史』)とあることから、畑作が主になったと見られる。また細梅開墾も、六頭牽のプラウによる馬耕を行うなど当時としては先進的な農法を取り入れていたが、当初は畑作が中心であった。

小国川右岸の広大な土地の開田は、至難な業であった。灌漑用水の便を得ることが容易でなかったのである。

明治二十年代に、秋田県平鹿郡増田村の富豪石田幸之助が、小国川右岸の福寿野、長者原、沖ノ原地区の原野の開田事業を計画した。明治二十三年当時、石田は隣村大蔵村の赤松に石炭鉱区を所有し、石炭生産を企図していたが、その頃、鈴木佐忠が赤松原野の開墾に着手していたのを目にし、右三地区の開田を思いたち、実地調査を行ったという。石田は明治二十五年に山形県庁へ開墾予約払下願を出し、その許可を得た。その話を耳にし、当時開田を待ち望んでいた付近の関係村民は、石田が資産家であることと、その計画が雄大であることを大いに喜び、感激をもって開田の実現に期待をかけたという。

石田は開墾の許可がおりると、翌二十六年に県の技手を招いて実地測量を行った。その結果に基づいて、開田実現のための用水の取入れ口を、現舟形鉄橋の上流約二里の、大字長沢字石小屋沢、俗称駕籠立場の小国川右岸とし、幹線水路を原野の右側高所に設定する計画を樹立した。しかし、すでにその平面図、横断面図、断面図、高低図などは完成していたが、計画があまりにも膨大であったために、幹線水路の工事着手までには至らず、開田の計画は挫折してしまった。

だが、石田はそれで小国川右岸の開墾を断念したわけではなかった。開墾の内容を水田から畑地に変更し、所期の目的を達成しようと図ったのである。明治三十四年にはさらに払下げ予約面積を増加させている。

明治三十四年、宮城大林区署は福寿野部落の西方、大蔵村清水に通ずる道路の左方に位置する二八町歩ほどの雑木林を民間に払下げ予約するとのお知らせをした。しかし、その当時は福寿野部落内に、この払下げ予約に応ずるだけの資力家はいなかった。そこで、この払下げ予約を落札したのも石田幸之助であった。石田は払下げ予約を受けた雑木林についての所轄官庁からの開墾許可を得ると、ここでは近くに開田地があったことから、部落民のすすめで溜池を築造して、水田開発も試みたというが、結局成功しないで雑木林として放置されたようである。

石田が二八町歩余の払下げ予約を受けた時、福寿野部落民との協議で、将来はその内半分は石田の所有地とし、残りの半分は部落有林として、部落民に払下げ原価で譲渡するという約束をした。その後、部落ではその約束金の一部を内金として石田に支払ったという。この雑木林に関して後年、問題が生じている。

石田の畑地開墾には地元民が従事したようであるが、その人達は大変に困難な生活を強いられた。もっぱら人力で開墾を進めたがその間、開墾従事者の女子はぞうりとかわらじを作り、男子は出稼ぎをして何とか生計を立てたという。畑作経営では到底、採算が成り立たず、一時開墾を中断したこともあった。

しかし、払下げ予約期間が明治三十九年までとなっていたので、その直前になり急遽開墾事業を完成した形にし、石田は同年の十二月に宮城大林区署に開墾地の払い下げを申請した。そして、三年後の四十二年十一月にその許可がおり、予約払下げ代金を納入して開墾畑地の二一七町七反七畝六歩は石田の所有地となったのである。

このように、開墾民の辛苦の末に二〇〇町歩を越す畑地が開墾されたのであったが、その後石田幸之助はこれらの開墾地に長くは関与しなかった。自らの所有に帰した直後、開墾地も溜池もそのままにして、秋田に帰郷してしまつたのである。なお、この溜池はその後に以前からあつた部落民の田地の灌漑に利用されたという。

しかし、ちょうどその頃、小国川右岸一帯の地が開田適地であることを察知し、大規模な開田計画をたてた人がいた。東京市芝区白金三光町の住民で、新潟県及び最上郡新庄町十日町地内でも開田を進めていた堀卯三郎である。堀が小国川右岸の開田に着目したのは明治四十二年のことであつたが、それからこの地ではいよいよ本格的な開田事業が計画、実行されることとなつた。

(2) 三光合資会社の設立と三光堰による開田の推進

明治四十二年、堀卯三郎は小国川右岸一帯の民有地・村有地及び石田幸之助の所有地を包含した五〇〇町歩余の開田計画をたてた。彼はその年に、主として東京の福沢家（福沢諭吉の子息）の出資を得て、三光合資会社を創設した。この社名は、堀が居住していた白金三光町の三光をとって名づけたものである。

堀は四十二年中に、開田対象地の所有者との間に、水路と開田に要する一切の費用は三光合資会社で負担し、開田成功後は土地分収するとの契約を締結した。この場合の所有者とは、前記の石田幸之助から土地所有権を譲り受けた、秋田県平鹿郡増田村の杓沢甚兵衛、舟形村有地管理者の同村長及び地元の個人所有者であった。杓沢甚兵衛は石田幸之助の親族で、石田が帰郷した後開墾地の所有権を譲り受け、堀卯之助が開田に着手する際には、その開墾地について、堀・杓沢両名の共有登記手続きをとって開墾事業を譲渡したものだという。

右の所有者との契約を結んだ後の四十三年三月四日に、三光合資会社（以下三光社と略称する）は自費用水工事施行方を山形県知事に請願した。その許可が同年七月十九日におけると、同年と四十四年にわたって同社の技術員による再三の実地測量が実施された。さらに、農商務省の技師を招いて予定地の開田可能性についての鑑定を依頼した。鑑定技師の数回にわたる実地踏査の結果は、事業費は非常に多額になるだろうが、工事の実施方法を誤らなければ成功するだろうとの鑑定であった。この鑑定結果をうけて、三光社はいよいよ地租条例にのっとり、小国川右岸の大規模開田事業に踏み切ることにしたのであった。翌四十四年四月、同社は代表社員代理として丸山淑人を事業推進のかなめにした。

ところでその前年、三光社は開田計画地内の村有原野を舟形村から買受けるとともに、小国川の水利利用を許可されたようである。これらのことは、明治四十三年二月二十五日から三月一日までの会期で開催された舟形村議会の議案として、「本村大字舟形字沖ノ原二二九番原野売却ノ件」及び「堀卯三郎開田ニ係ル水利使用承認ノ件」

という二件が上程されていたことから推察される（富田・高橋家『明治四十三年舟形村事務報告』）。

二月二十五日付で、舟形村会議長で助役の義高喜久次郎が提出した議案説明によると、村議会で売却の議決を計った原野は、前記地番にある二八町八反七畝歩であった。この原野は明治四十年十月中、舟形村が宮城大林区署の公告により学校基本財産として特売をうけたものであった。村では払下げ代金を一時は借入をして納付していたが、「年々村費ノ膨張、特ニ本年度ノ如キ災害復旧工事等ノ為メ多大ノ費額ヲ要シ、到底之レカ負担ニ堪ヘザルヲ以テ売却ノ上償還スルモノトス」というのが、この原野を売却処分しようとする理由であった（富田・高橋家『舟形村役場関係文書』）。議案説明書にはまだ買受人の名前は出ていないが、この議案が可決されたものとなれば、売却予定の村有原野を包含する地区に開田を実施しようとしていた三光社に譲渡されたと推察される。

また、水利使用承認の件は、堀卯三郎が「本村大字長沢地内字桧原ヨリ小国川ノ水ヲ引キ同川右岸一帯ノ地ヲ田地開墾ノ目的ナリト雖モ、従来同川ノ水利ニヨリ灌漑セル田地其他一切ノ用水ニハ不足ヲ告ケシメザル範圍ニ於テ引用スルモノトス」（前掲文書）という説明で、村行政当局が村議会で堀卯三郎、つまり三光社が小国川より引水することの承認を求めたのであった。三光社が長沢地内の桧原に取入口を設けて、小国川の水を灌漑用水にしようとしていたことが知られる。それに対し村では、既存の水利権を侵さないという条件で三光社の申請を許可しようとしていた。この議案が村議会で承認されたであろうことは、これから述べるその後の三光社の事業を見れば明らかである。

以上のように、明治四十三年中に舟形村は、村自体の事情があったからではあるが村有原野の一部を譲渡し、小国川の水利利用を認めて三光社の小国川右岸開田事業に協力的な姿勢をもって対応しようとしていた。

さて、三光社では四十四年の四月に丸山淑人を本事業の実際の担当者に定め、以来事業推進のために地元との

折衝を進めた。そして、舟形村内の水利及び土地関係者の総代数十名と郡役所で会合を持ち、当時の郡長藤沢与助の立合で、小国川よりの分水と村有地分配上の問題について協議し、その内容は不明であるが、これらについての取決めを行った。

このようにして三光社では当初、地租条例に基づいて小国川右岸一帯の開田化を進めようとしていたのが、大正元年にこの事業を耕地整理法にのっとって実施する方針に変更した。それに従って、開田事業の実現を目指して事業着手の条件整備と、耕地整理組合の結成が大正元年中に行われた。

大正元年二月十八日、耕地整理組合設立のための定数以上の同意を得て、大字舟形字向ノ山等の四四町三反二畝二五歩についての部分調査を県に申請し、その後県技手数人の出張による部分調査が実施された。一方、その間個人所有地で未契約の土地について、開田契約を締結して事業施行地の確保をはかった。また、水利関係でも取入口予定地の下流の水利関係者に対して、既存の用水堰口補修工事のために三光社から基金を提供し、将来の堰口破損とか埋没などの補修費はその基金利子をもって当てることとし、同社は以後それらに一切関知しないように取り計った。

さらに組合設立のために関係面積拡張の必要を認め、大正元年六月十六日に必要定数以上の同意を得て、大字舟形及び長者原と福寿野に加えて稲舟村大字鳥越の一部を耕地整理対象区域に編入し、関係総面積を四五二町九反七畝一二歩に拡張した。そして、同年七月十六日に部分調査の許可を得て、同年九月にその調査を完了した。

こうして組合設立の諸準備を整えて、大正元年十月一日に舟形村耕地整理組合として、設立認可を申請した。その認可が同月の三十日におり、ここに舟形村耕地整理組合が誕生した。組合では十一月十六日に総会を開催し、組合長・同副長・評議員の選挙を行い、その際に選出された役員は同月の二十七日に認可を得た。これによつ

て舟形村耕地整理組合の組織が確立し、いよいよ小国川右岸一帯の開田事業が、三光社を主導者とする同組合によって実施に移される運びとなつたのである。換言すれば、耕地整理つまり開田対象区域の所有者間で耕地整理組合を結成し、各所有者と三光社が開田契約を結び、以後は耕地整理法にのっとり、舟形村耕地整理組合の名において、実際上の事業は三光社が行うことになつたわけである。年代は大部下るが、昭和八年末現在の舟形村耕地整理組合関係面積四九〇町三反二畝歩のうち、二八二町歩は三光社の所有であつた。ために、組合経営は三光社が主体となり、同社以外の者が開田する場合は開田予定面積の半分を同社へ無償譲与し、その見返りとしてその後の管理費は一切同社がもつという仕組になつていたといわれる（『国有林野所在町村勢調査書——舟形村——』）。

明治四十三年に村有原野の一部が三光社に譲渡されたいことは前述したが、大正元年には一一〇数町歩の村有地について開田契約が締結され、開田区域に組み込まれたものようである。そのことは、同年の九月七日に開会された舟形村議会に上程された議案から知られる。その議案とは、「大字舟形字向ノ山二、一二八番原野三八町九反八畝八歩外一筆ヲ分収ノ方法ヲ以テ開田契約締結ノ件」と、「大字長者原字原田山一、四五六番山林三三町七反四畝九歩外一筆ヲ同上方法ヲ以テ開田契約締結ノ件」の二件である。どちらも三光社との開田契約にかかわるもので、前者は前出の面積と字追ノ目原一、〇四五番ノ二の原野一〇町歩を合わせて原野四八町九反八畝八歩、後者は前出の面積に字原田山一、三三二番の山林三三町六反一二歩を合わせて山林六六町三反四畝二一歩となっている。これらは舟形村が明治四十年以来、学校基本財産として国有林野の特売をうけて同村が所有していた林野で、大字舟形地内の原野は舟形尋常高等小学校の、そして大字長者原地内の山林は長者原尋常小学校の基本財産であつた。

舟形村は、これらの山林原野を植林を目的に村立学校の基本財産として所有していたのであったが、村財政が厳しく「林野授受ニ対スル村債モ償還ノ道ナク、止ムヲ得ス財産ノ一部転売ノ申請ヲ為シタル状態ナルヲ以テ、今日ノ場合到底積極事業経営ノ余地ナ」いところに、三光社が「水源ヲ小国川ニ求め、右岸一帯ノ土地(約四五〇町歩)ヲ耕地整理法ニ依リ開田ノ計画アリ、村内各地主モ全会社ト開田契約ヲ為シ目下事業着手準備中ナリ、本事業ハ本村ノ富源ヲ開発セラルヽモノニシテ、其幸福莫大ナリト信」じて、成田地分収(七分三光社、三分舟形村)の方法で開田契約を締結しようとしたのであった。

大正元年九月七日の村議会には、大字舟形地内の原野と大字長者原地内の山林のそれぞれの開田契約について、二通の契約書(案)が上程されている。少し長くなるが、ここでは前者の契約書(案)の全文を資料として掲げておきたい(富田・高橋家『舟形村役場関係文書』)。

契約書

今般三光合資会社代表社員堀卯三郎(甲)ハ舟形村地内小国川右岸一帯ノ土地ニ開田事業施行ニ付、舟形村有地ニ対シ管理者村長寒河江雄助(乙)トノ間ニ契約スルコト左ノ如シ。

第一条 乙ヨリ甲ニ対シ契約スル土地左ノ如シ。

舟形村大字舟形字向ノ山二千百廿八番

原野参拾八町九反八畝八歩

全村大字全字追ノ目原千四十五番ノ二

原野拾町歩

合計反別四拾八町九反八畝八歩

第二条 甲ハ自費ヲ以テ開田ニ要スル給水工事ノ設備ヲ施シ、其工事ニ要スル一切ノ材料ヲ供出シテ、乙ニ何等ノ負担ヲ及ボサザル事。

第三条 乙ハ甲ニ対シ前条給水工事ヲ施シタル報酬トシテ、実測反別ニ依ル成田地ノ拾分ノ七ヲ無償ニテ譲与シ、乙ハ拾分ノ參ヲ所得スル事。

第四条 前条乙ノ所得スヘキ拾分ノ參ノ内式分ノ壹ハ、乙ニ於テ畦畔ヲ設ケ地盤ヲ均ラシ、及小国川溝水門其他ノ工事費ヲ負担シ、他ノ式分ノ一ハ甲ニ於テ同等ノ工事ヲ負担スル事。

第五条 第參条ニ定メタル報酬歩合ハ、元ト乙ノ所得拾分ノ式ナリシヲ特ニ拾分ノ參ニ改メラレタルヲ以テ、補償トシテ村有地字向ノ山二千六百七十六番原野二十二町七反二畝十一歩ヲ無償ニテ甲ニ譲与スル事。

第六条 前条村有地ハ甲ニ於テ開田事業着手後壹ケ年以内ニ於テ、甲ニ所有權移転ノ登記ヲ了スル事。

第七条 開田ヲ契約シタル土地ニ対シ、甲ハ各筆毎ニ境界ヲ取調ベ実測ヲナスモノニ付、測量員ヨリ立会ヲ求メタルトキハ、乙ハ村會議員參名以上ノ立会ヲナサシムル事。

第八条 開田ヲ契約シタル第一条ノ土地ニ対シ、開田ヲナスニ当リ用水溝路ノ設計施行開田ノ方法等ハ凡テ甲ニ一任スル事

第九条 開田ノ為メニ要スル溝路堤塘道路等ニ要スル潰地ハ、無償ニテ使用セラルヽモ乙ニ於テ異議ナキ事。

第十条 開田ヲ契約シタル土地六分以上開田セシ時、其地域内ニ包括スル開田不能田地ハ、左ノ割合ヲ以テ甲乙兩者ニ分配所有スル事。

十分ノ六成田シタルトキ

田トナラザル土地

十分ノ六甲

全 十分ノ四乙

十分ノ七成田シタルトキ

田トナラザル土地 十分ノ七甲

全 十分ノ三乙

十分ノ八成田シタルトキ

田トナラザル土地 十分ノ八甲

全 十分ノ二乙

十分ノ九成田シタルトキ

田トナラザル土地 十分ノ九甲

全 十分ノ一乙

第十一条 溝路幹線ノ右岸ニ於ケル開田不能田地ハ、主トシテ乙ニ於テ所有スルコト。

但シ甲カ事業上要用ナル個ナルトキハ、之ヲ乙ニ使用セシムル事。

第十二条 開田成功地ハ可成一団地トシテ、甲乙双方ニテ分配所有スル事。

第十三条 開田地ニ於ケル配水ノ方法ハ、全地ノ開田終了ニ至ル迄甲ノ取締ニ任スル事。

但シ稲作季節中水番ニ要スル費用ハ、乙ニ於テ夫役ヲ以テ相当義務ヲ負フ事。

第十四条 甲ニ於テ此契約締結ノ日ヨリ向フ式ケ年間、工事ニ着手セサルトキハ之ヲ無効トス。

第十五条 甲ニ於テ第一条ノ土地ヲ開田セントスルニ当リ、耕地整理法適用セントスルトキハ乙ニ於テ同意ヲナス事。

第十六条 開田事業ニ係ル本契約以外ノ事項ハ、当事者間互ニ善意ヲ以テ遂行スル事。

右契約ハ管理村長及委員署名捺印シタル正本式通ヲ作り、甲乙各巻通ヲ領有スルモノ也。

山形県最上郡

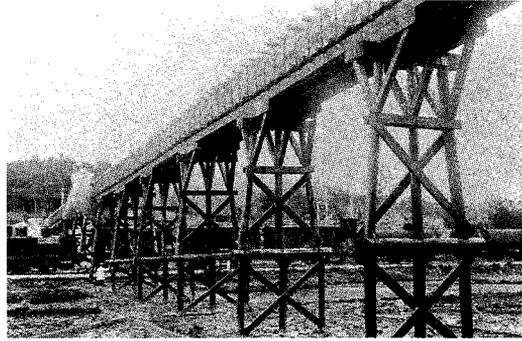
大正元年九月七日

舟形村長 寒河江 雄 助

契約書の内容は以上のようなのであった。長者原地内の山林についても、条項は一一と若干少なくなっているが、取決めの内容はほぼ同じである。おそらく二つの契約締結が村議会で承認され、当該林野に対しても開田事業が試みられたことは間違いないであろう。

以上のように、各所有者との開田契約締結、小国川からの分水の許可も得て、大正元年十月三十日に舟形村耕地整理組合の設立認可を得たので、即刻、開田工事に着手しようとしたのであったが、一つの問題が生じた。まず、幹線水路の工事に取りかかろうとしたところ、既述したように、ちょうどこの年は陸羽東線の敷設工事も着手されつつあり、その工事とぶつかってしまったのである。取入口を開田地域外の大字長沢字長尾前（前出、明治四十三年当時の字松原と同一地点と思われる）の小国川右岸に設けて引こうとした幹線水路が、陸羽東線の計画線路とほぼ同一方向に走り、しかも両者は一〇か所で交叉ないしは接触していた。その上、同一時期の起工だったので、両工事者の主張が衝突してしまつたのである。

この問題は、県の仲介で両者が談議を重ねどうにか円満解決したが、そのために耕地整理組合設立から一か月余を費さなければならなかつた。幹線水路の通過する国有林野の部分貸付を新庄小林区署から受け、奥羽本線横断の掛樋設置及び障害電柱の移転についての鉄道院管理局の許可を得るなど諸般の準備を整え、幹線水路工事に着手したのは大正元年十二月十一日のことであつた。これによって、ようやくにして懸案の開田事業が実質的に



奥羽本線横断木製旧掛樋（紫山）

始まったのである。

この幹線水路は三光堰と名づけられたが、水路工事に当初から挺身した原吉弥は、工事着手の頃をつぎのように述懐している。すなわち「あの当時見渡す限り雑木林の中にポールをたて、測量する開田計画は容易でなかった。国鉄で陸羽東線の測量中であり私共の測量と重って水路の工事、用水路の借受け、資本家との折渉、認可の申請等で身体がいくつあっても足りない位でした。しきりに交渉に困難を来たし認可を取るに容易でなかったがどうやら大正六年に水を揚げる事ばかり考える事が出来た」（『舟形町史編集資料』No 2）と。

このように原吉弥が述懐する幹線水路、すなわち三光堰の経路はつぎのようであった。

水源ハ小国川ニシテ取入口ヲ地区外ナル本村大字長沢字長尾前ニ設ク、取入口下流百三十間余ニシテ在来ノ一小水路ト相合シ、又宇黒森地内ニ於テ旧水路ト分岐シ、字ヘグリノ断崖ヲ経過シ字内山ニ至リ、字長沢目ノ凹地ヲ築堤ニテ通過シ烏帽山ノ隧道ヲ経、取入口下流三千八百余間ニシテ字向山ニ至リ、本地区開田地ニ入ル、更ニ字紫山ニ出デ国道及奥羽本線鉄道線路ヲ横断シ、字沖ノ原開田地ノ北部ヲ過ギ、大字長者原字福寿野開田地ニ終ル、其間ノ水路延長九千二百二十三間、内千百六十間ハ旧水路ノ拡張ニシテ他ハ新規開鑿ノ水路ナリ

（『山形縣最上郡舟形村耕地整理事業概要』）

そして、この水路工事の主な内容は、第一三表のようであつた。

大正元年十二月十一日に着手された三光堰の右の工事のうち、字ヘグリ地内の開削工事と字長沢目ノ築堤、鉄道線路横断工事などが難工事であつた。しかし、それらもさしたる支障がなく、水路工事は大正三年十一月迄に竣工し、みごとに通水をみた。当時の水路は、隧道は素掘を主体にし、開渠の大部分は土水路にしたものであつた。

三光堰による小国川よりの取入水量は、第一四表の組合区域内の総面積の他に、将来付近で開田が予測される約一〇〇町歩分と蒸発・浸透及び地区内の旧田分の灌漑所要水量をも参酌して、総量毎秒七五立方尺と予定された。小国川の流水量は最大濁水期でも毎秒平均三八五立方尺で、取入口下流で小国川に既存の水利権を有していた田は約二〇〇町歩であり、その所要水量は多く見積つても毎秒五〇立方尺と考えれば充分であつた。したがつて、

第7-13表 三光堰工事内容

工 事 内 容	摘	要
水路幹線総長	9,123間	
隧 道	九か所総延長521間	
掛 樋	五か所総延長158間	
橋 梁	国県道横断架設二か所	
橋 梁	里道山道に架設するもの三十一か所	
サイフォン	陸羽東線との交叉点に施工するもの一か所	
暗 渠	築堤下排水のため設置する隧道・土管・木造大小四十三か所	
落 下 工 事	落下43尺一か所、4尺一か所、5尺三か所、計五か所	
余水吐水門	三か所	
分 水 門	五か所	

(注) ○ 『山形縣最上郡舟形村耕地整理事業概要』による。

三光堰が前記の水量を小国川から取水しても、既存の水
利権を侵害する心配はなかった。

三光堰を幹線水路とし、小国川からこれだけの引水を行
つて開田化を実施しようとした耕地整理対象区域内の
総面積は、第一四表のようであつた。

これらの土地が所在する区域は、東は大字長沢字スル
ス沢から西は大字長者原字福寿野に到り、北は稲舟村大
字鳥越の一部を包含していた。そして、南は小国川によつ
て区切られていた。前述したところによると、明治四十
年代までに石田幸之助が二一七町歩余の畑地開墾をして
おり、当然その畑地も耕地整理対象区域に含まれていた
はずであるが、第一四表では畑地が二二町歩と少ない。
おそらく、石田の開墾畑地はその後、原野化してしまつ
ていたのかも知れない。

三光堰を通し、第一四表の面積に対して開田化による耕
地整理を実施する工費は、第一五表のように予算化され
ていた。

このような事業予算をもつて着工した耕地整理事業は、

第7-14表 耕地整理区域内総面積

地目	面積	地価	筆数
田	153反909	1,422円240	106
畑	223. 617	1,017. 400	197
原野	3,795. 708	1,523. 530	55
宅地	11. 118	495. 280	11
山林	714. 306	143. 380	18
小計	4,898. 728	4,601. 830	387
国有地・他	75. 209	—	42
合計	4,974. 007	4,601. 830	429

(注) ○ 『山形縣最上郡稲舟村耕地整理事業概要』にする。

大正十一年九月の竣工を目指して進められたのであったが、前述のように三年十一月に三光堰の通水が実現した。そして、開田の方はその年のうちに、字向山・字追ノ目地内で約三〇町歩、字沖ノ原地内で一五町歩、合計四五町歩ほど完成し、大正四年より稲の作付を行った。予定では、残りの水路工事を七年八月迄に完成し、開田は年に三〇町歩から五〇町歩の割合で実施するもくろみであった。そして最終的には、水田を三六三町一反歩余、畑地を二三町四反歩余、林野を一二六町三反歩余、宅地を五町七反歩ほどとし、そこからあがる年間の収入額を八一、一八七円余増加させようとするものであった。

大正四年以降の経過については、この事業で福寿野部落の担当者として、同部落を統率した伊藤直生の書き記したものによるとつぎのようであった。つまり、向山・沖ノ原地区では大正八年頃まで九割方の開田が実現し、福寿野では大正七年より水路掘削が始まり、九年に第一期の開田が実現し、水量は豊富でなかったが、七町歩ほど水田化したという。その後、第二期・第三期と開田を進めたが、水量が少なく水田化は容易でなかった。そこで、昭和十一年に徹底的な水路改修を実施し、ようやくにして福寿野地内の原野も八割方開田化に成功した。開田化に成功した土地についての三光社との配

第7—15表 耕地整理事業予算額

工 事 内 容	予 算 額
土 工 費	78,045円016
隧 道 掘 削 費	6,335. 889
暗渠費(隧道保支工費共)	12,182. 129
掛 樋 費	5,169. 317
落 水 工 事 費	1,593. 359
護 岸 費	637. 200
水 門 費	1,887. 945
橋 梁 費	2,567. 620
施工費(標杭竹鎖遺形共)	880. 000
工 事 予 備 費	10,000. 000
地 区 外 用 地 買 入 費	4,089. 230
堰 止 補 修 費 基 金	1,300. 000
総 工 事 予 算 額	124,687. 705

(注) ○山形縣最上郡舟形村耕地整理事業概要』による。

当契約は、所有者が成田の二分の一の配当を受けるというものであった。

三光社の配当分は小作地として地元民に貸付けた。その際の小作契約は、区画整理及び水路工事に従事した者に対しては、二か年の間無年貢（無小作料）とし、その後状況に応じて反当たり一斗、あるいは一斗五升と徴収して行き、六・七年後に反当たり八斗を徴収するという取決めだったという。小作人は募集を行って希望者をつのった。舟形・紫山・一ノ関・沖ノ原などの者が小作をし、特に沖ノ原は以前は三軒しかなかったのに、昭和十三年には四五軒にまで戸数が増加したという。

このような伊藤直生の記録は、昭和十三年に書かれたもので、耕地整理に実際たずさわり、そう年数を経ていない頃に記録されたものであるから、ある程度の信憑性があると判断される。

以上のことから推察すると、工期は大部延び、完全にとまではいかなかったが、昭和十年代初頭までに、三光堰による念願の開田事業はある程度の成功をみたものようである。前述のように三光社は福沢家の出資で設立し、この事業はその資金によって推進されたのであったが、このことについて前出の原吉弥はつぎのように述懐している。「十年たち二十年たったが早くこの開拓の労苦から逃げたい逃げたいと考えてばかり居た。東京の福沢家からは十万円もの金を借りて一文の配当や利息をやらない。今（昭和三十年）の金にすれば有に壹億円以上になるだらう貸す方も黙ってよく貸してくれたものだと思う。」（『舟形町史編集資料』No.2）と。このように、福沢家の出資もさることながら、開田事業が一方ならざる困難を伴ったものであったことが察せられる。

ところで、前出した大正四年六月発行の『山形縣最上郡舟形村耕地整理事業概要』はもちろんのこと、後出する『県営三光堰大規模灌漑事業概要』（昭和三十年六月刊）でもふれていないのであるが、伊藤直生はつぎのような事実があったことを指摘している。

大正十一年当時、前述の石田幸之助から沓沢甚兵衛に名儀変更されていた土地は、また石田家のものとなり幸之助の子息が所有していた。その石田の子息が、同年に豊岡留吉・柿崎慎方・石田道弘等と協力して、父の遺志をついで事業を成就しようと企図し、三光社より事業の一切を譲渡された、というのである。そして、事業経営に乗り出したが、結局は資力が及ばず大正十三年に、また事業権を三光社に返したという。その際、三光社の代表も堀卯之助からその子息に代っていたが、三光社と石田側の協議で、三光社では相手側の窮状を察して、石田側の出金を同社への出資とみなし、石田等を新入社員として同社へ入社させたといわれる。

また、その後石田が所有していた山林についても、舟形村と一悶着あったようである。石田が所有山林の立木を売払い、その土地は福寿野部落民に譲渡したいとの意向を明らかにしたので、部落民の中には購入資金の一部を調達した者も少なくなかった。ところがそうしているうちに、借入金の返済に窮した石田は、代理人を通してその山林の抵当権者の一人であった尾花沢町の菅野和助に、製炭用としてその山林を譲渡しようとした。

そこで、福寿野部落民は憤慨し、時の村長曾根田源次郎（昭和三、四年頃の舟形村長）とはかって、採木防止策として当該山林に対しての保安林設置願を県に提出した。舟形村としては山林の売渡しを防ぐために、水源林設置を口実にしたのであった。一旦は県側もその意をくみとり調査員を派遣したりしたのであったが、問題は当時の村内政争ともからみ、



難工事のヘグリ地内（大正時代）

実際の村の目的が水源維持にあるのではなく、山林が他村者へ譲渡されることの阻止工策に過ぎなかったことが露顕してしまつた。そして、結局は村の出願が退けられ、山林は菅野に渡つて木炭生産のために立木は切りつくされたという（伊藤直生筆「福寿野俗称村林紛擾顛末」）。

このように、明治後期に石田幸之助が実施した開墾事業の結果は、三光社が本格的に事業を推進した後あとになつても、いくつかの問題をかもし出したのであつた。

(3) 県営三光堰改修工事

上述のように、三光堰が通水して末端の福寿野地区にも開田化が押し進められていつたのであつたが、昭和十年代後半に入りしだいに戦時体制が強化されるにつれて、水路管理がなおざりにされ、折角開田した土地も荒廃化してしまつた。三光堰の水路は前述のように土水路が大部分で、掛樋とか暗渠施設も木造がほとんどであつた。したがつて、絶えず補修工事をしなければならなかつたのであるが、戦局が深刻になるにつれ、労力と資材は戦争遂行のために費され、用水路の維持管理が放置されてしまつたのである。

水路荒廃が甚しく、予定水量の半分しか取水できなくなつてしまつたという。その上、労力不足から不耕作地が増加し、末端の福寿野地区では水田が再び原野化してしまふ危険がある程の状態であつた。このような実情で終戦となつたのであつた。その間、三光堰を実質上、維持管理していた三光社も経営難で、小作料は徴収するが補修工事を施すことができず、自然に手を引いた形になつていたという。

終戦後、食糧増産及び自作農創設等の点から言つても、荒廃した水路と田地を黙視しがたく、地元民の総意で水路の大改修を決定した。そこで、地元民が一丸となつて昭和二十一年に、県及び農林省に数回陳情し、舟形村

における三光堰の重要性を指摘してその改修工事の施行を願った。

その結果、翌二十二年度からの五か年継続の県営事業として実施することが採択された。二十二年七月に、沖ノ原に県営三光堰用水改良事務所が設置され、水路の復旧工事業が着手されることとなった。改良事務所の所長には県吏の渋谷幸助が就任した。

この事業は昭和二十二年十月に開始されたが、その目的と計画はつぎのようであった。

本事業は用水不足による被害を除去し以つて、土地の農業上の利用を増進するものにして計画は現在の三光堰用水幹線水路の根本的改修即ち、隧道、開渠、掛樋等の改修を施行し併せて頭首工の完備をなし、以つて予定水量二、〇八七 m^3/sec (七五箇) を取入する計画なり。

(「県営三光堰大規模灌漑事業概要書」)

つまり、農業用水の不足を除去するために、三光堰を根本的に改修し、さらに頭首工を完備して毎秒二、〇八七立方メートルの用水を取入れるという計画であった。そのために、第一六表のような工事計画がたてられた。なお、これらの工事によつて利益を受ける面積は、舟形村内の田地五〇五町歩、新庄町内の田地三五町歩、合計五四〇町歩の田地であった。

このような計画で実施された水路改修工事は、当初は五か年継続で昭和二十六年までの事業として進められた。工事は初め、長沢地区の水路改修に全力を傾けたが、長尾付近の地すべりによる隧道欠壊で取水が不可能となり、小松倉から取水するための隧道を新設したという。二十二年度から二十六年までの五年間で実施した工

事は、隧道掘削延長九〇六メートル、同巻立延長四一六メートル、開渠改修一、四〇八・三六メートル、同装工九六一・五六メートル、それと制水門と土砂吐が各一か所であった。これらの総事業費は一、八五〇万三、〇八五円二五銭となっている。

当初の予定では二十六年度で事業は終了となっていたが、末端の福寿野までの水路延長は一六キロを越す遠距離の難工事で、耕作者の負担が大きかった。そのため、さらに県営事業の三か年の継続を陳情した。結局、それが認可されて県営の三光堰改修工事は、都合八年間の継続事業となり、昭和三十年三月までに工期が延ばされることになった。この事業は、昭和二十年代の後半に策定された最上特定地域総合開発計画にも、「三光堰用排水改良事業」として組み込まれていた（「最上の船出」）。

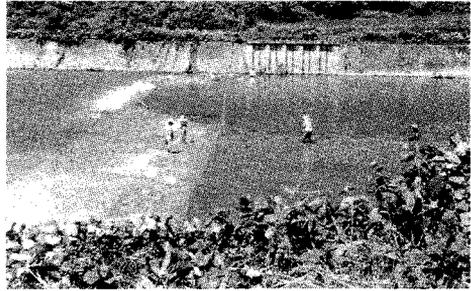
延期された三年間に事業は大いに進捗した。この間に実施された工事は、隧道掘削三四七・八四メートル、同巻立が同じ延長、開渠改修が八、六五六・五八メートル、同装工が二、九一〇・一二メートルで、他に分水工二か所、掛樋一か所（二三〇メートル）、取入水門一か所、余水吐分水工掛樋二か所（四五・八メートル）となっている。これらに要した事業費は、六、六八六万七六〇九円であった。

八年間の継続事業として、上述のような水路改修工事が実施されたが、

第7-16表 工事計画概要

種 別	改修前の延長	改修のうちの延長	工 事 内 容
三光堰幹線水路	9,390m0	8,484m0	頭首工1, 制水門1, 余水吐2, 分水工3 掛樋130m, 隧道1,254m, 開渠7,100m
福寿野線	5,810. 0	2,775. 0	開渠2,728m7, 掛樋 2か所45m8
合 計	15,200. 0	11,259. 0	

(注) ○『県営三光堰大規模灌漑事業概要書』より転載。



三光堰取入口（長尾）

その総事業費は八、五三七万六九四円二五銭であった。事業費の分担は二十四年度までは国庫補助五〇パーセント、県費補助二五パーセント、地元負担二五パーセントであったが、二十五年度からは県費補助が二〇パーセントにへり、地元負担が三〇パーセントに増加した。戦後の経済不安定期に、地元民にとって事業費の負担は容易でなかったという。なお、県営三光堰改修工事が施工された前半の時期は、農地改革の実施と重なっており、舟形村では二十三年から二十七年にかけて農地買収が進められた。その過程で、三光堰用水受益地の中に最も多くの耕地を所有していた三光社も、不耕作地主として所有地を地元民に売渡さなければならなかった。したがって、明治末から小国川右岸地帯の開発を主導してきた三光合資会社は、農地改革によって姿を消すことになったのである。

このようにして、県営三光堰改修工事は昭和三十年三月に完了した。その年の六月二十六日に、県知事をはじめ関係者が多数参加して竣工の祝賀会が挙行された。

県営の改修工事が完成することによって三光堰の用水供給が安定し、数一〇年の苦闘を続けた小国川右岸地帯の開田事業がようやくにして、真の意味で成就したのであった。

前述のように、農地改革によって三光社をはじめとする不耕作地主が放逐され、水田は地元民のものとなった。県営事業終了後、三光堰の受益者が三光堰土地改良区を結成した。同改良区は、三光堰の維持管理を行うとともに、用排水施設の整備、区画整理等の新規事業を実施しながら現在にいたっている。

(4) 黒森・中の山地内の開田事業

舟形村大字長沢字黒森・字中の山地内の開田も、明治末期に着手された小国川右岸地帯の開田事業の一つであった。その概要を記しておきたい。

黒森・中の山地内の開田を思い立ったのは、北村山郡楯岡町の細梅三郎、舟形村大字長沢の佐藤与惣吉と大場間之助の三名であった。この三名は明治四十二年九月二日に、当該地内での耕地整理の施行を発起し、耕地整理法にのっとり「耕地整理発起認可申請書」を農商務大臣の大浦兼武あてに提出した。

右の三名のうち佐藤与惣吉は、既述した細梅開墾に携わった人で、同開墾が天覧に供された時に、農夫取締として細梅寛六の実弟、原田喜太郎とともに六頭牽のプラウで馬耕の実演をした人であった。その後、中の山が開墾適地なること、小国川からの取水が可能なることを察知して、居を中の山に移して開田に取り組んでいた。また、細梅三郎も細梅開墾の関係者ではなかったかと推察される。

それでは、天童市大字山口の村山智次郎氏が所蔵する文書によって、右の三人が企図した黒森・中の山地内の開田事業について、その計画の概要をみてみよう。

この計画は、前記の細梅・佐藤・大場をはじめとする一六名が黒森地内に所有する畑地八町三反歩と、斉藤トラと伊藤竹治が中の山に所有する畑地一町五歩、合計で九町三反五歩の畑地を水田化しようとするものであった。そのために、「水源ハ地区ノ東南端ヲ流下スル瀬見川ヨリ引用シ、大字長尾ヲ経テ地区ニ達ス、其延長一千二百七間トス」という計画であった。瀬見川、つまり小国川から取水する用水路は、発起人の一人、佐藤与惣吉が以前に個人で掘削していた「佐藤堰」に若干の付帯工事を行って利用することになっていた。明治四十二年七月三十日に、佐藤はつぎのような承諾書をしたためている。

水路使用承諾書

今般最上郡舟形村大字長沢字黒森・字中ノ山耕地整理地区ニ於テ、工事施行ノ結果畑ノ田ニ変換セラルベキ部分ノ土地ニ対シ、用水引入ノ為メ拙者所有ノ水路ヲ使用スルコトニ異議無之候、為念承諾書如件

明治四拾貳年七月參拾日

山形県最上郡舟形村大字長沢四千拾五番地

佐藤 与惣吉 印

但地区内ノ分ハ拙者ニ於テ整理ト同時ニ施行ノ事

(天童市大字山口、村山智次郎氏所蔵文書)

この堰は一説によると、取水工事をするための高低水準を見るのに夜半に測量して、横ブチ右岸から掘削して取水したものであったという(『舟形町史編集資料』No.2)。おそらく、提灯の明りで高低の水準を測つたものと思われる。耕地整理、つまり開田事業施行のための工事として用排水路の完備、道路の新設、一定区画の田地と畦畔の造成、橋梁・暗渠の設置等が予定されていた。用排水路は、水源小国川からの用水路延長一、二七間のうち、数か所に隧道と掛樋を設け、地区内を灌漑した後の排水は再び小国川に落水するという仕組であった。田地の区画は一反歩(三〇間×一〇間)と五畝歩(三〇間×五間)の二種が予定されていた。また、暗渠は七か所考えており、木造で水路の交叉地点に埋設するものであった。

この工事は認可後一か月以内に着手し、それから四か年以内に竣工する予定であった。そして、工事はおおむ

ねつぎのような順序で進める計画であった。

- ① 本道側溝渠の掘削
- ② ①の掘削土で本道築造
- ③ 排水渠及び灌漑支渠の掘削
- ④ ③の掘削土で支道築造
- ⑤ 畑地表土切下げ
- ⑥ 表土の運搬
- ⑦ 畦畔の造成及び取崩し
- ⑧ 地均し工事
- ⑨ 橋梁・暗渠の設置

このような工事を行う耕地整理事業の総予算は、九九八円七三銭二厘であった。その内訳は土木費七八二円一七銭五厘、建造費二一円五五銭七厘、事務費一三五円、予備費五〇円、賠償費一〇円となっている。

当時、黒森・中の山の開田予定の畑地には主として大豆が栽培され、他には麦・菜種などが作られ、桑畑になっている所もあった。それらの畑地に対して、地力増進、耕作労力の節減、交通運搬上の便益、米作による収益増等を目論んで、耕地整理を企画したのであった。

このような目的と上述のような事業内容で、明治四十二年七月三十日に関係土地所有者からの耕地整理(開田)実施の同意を得ると、前記の「水路使用承諾書」を添えて、同年の九月二日に前述のように細梅三郎・佐藤与惣吉・大場間之助の連署で、農商務大臣に事業の認可を申請したのであった。この認可は、翌々月の九月二十八日

におりている。

その後の経過については不明であるが、計画にあったように認可後一か月以内に事業が着手され、上述のような順序で開田工事が進められたものであろう。

(5) 福寿野の共同田植えと共同炊事

ここで取り上げるのは開墾事業そのものではないが、前述したように開田化が進められてきた福寿野部落で昭和十年代に試みられたこととして、以下のことを町史の一頁に書き加えておきたいと思う。それは、農林省雪害調査所(積雪地方農村経済調査所)によつて、昭和十五・十六年度に福寿野部落で実験された共同田植えと共同炊事である。まずはじめに、福寿野部落の指導的立場にあつた伊藤直生の記録によつて、昭和十年代の同部落の概況をみる。昭和十一年四月に、伊藤直生をはじめとする八名で協友会という組織を結成し、水田化できない土地での雑穀作りを研究したという。そして十三年九月には、一九二円を投じて新庄の伊藤嘉助店から発動機他の機械を共同で購入して使用した。購入機械は日立二分の一モーター(七五円)、日の出方石機一台(二〇円)、山本式米撰機(一八円)、篠宮式脱穀機(七九円)であつたという。福寿野でもこのような機械が導入され、農作業の協同化がはかられていたのである。

そして、十五年になると雪害調査所が部落内の農家一〇戸を指定して、農作業及び農家生活の一部共同化の実験を行った。共同田植え、共同炊事の他に、簿記とかびん詰・かん詰による保存食の製造方法などについての講習も行ったという。さらに、昭和十七年になると、サイロを設置し、畑作に酪農を取り入れた農家も部落内にでてきた。

以上が、伊藤直生が記した昭和十年代の福寿野部落の特筆事項である。これに関して、以下で雪害調査所が実

験した福寿野の共同田植えと共同炊事について、当時の記録「福寿野部落に於ける共同田植に関する調査」及び「福寿野共同炊事書類」（農業総合研究所積雪地方支所架蔵）を手がかりにして、その概要をみてみよう。

これらの実験は、安定農家適正規模の研究の一環として実施されたもので、共同田植え作業は昭和十六年六月に行われた。前出の「共同田植に関する調査」は、はじめに福寿野部落の概況と作業慣行時期を記している。これによると、当時の福寿野部落は戸数が四〇戸で、ほとんどが水田経営を主とする純農家であった。福寿野の農家は、耕作面積は比較的多かったが、水田の土質が不良で水利の便が悪いために、生産力が極めて低く、経済状態は普通以下であったという。

同部落で従来慣行となつてゐる田植え時期は、六月十日から三十日までという稲作栽培の最終限界に近い程に遅いものであった。それは灌漑用水が、三光堰の上流にある約一〇〇町歩の沖の原開墾で使用された後でなければ引水できないという水利条件によつていた。田植え時期の遅さが生産力に及ぼす影響は大きかった。前述のように、福寿野地区では昭和十一年に徹底的な水路改修を実施したのであったが、それでも三光堰末端の同地区では水量は充分得られなかつたのであろう。

さて、このような福寿野部落から第一七表の一〇戸が指定されて共同田植えが実施された。共同田植えは一〇戸を二班に分け、それぞれに責任者（班長）を定めて実施した。各農家と班ごとの労働力、畜力及び耕作規模は一五表に示したが、共同田植えは共同作業の上で支障のない耕地整理の行われている乾田のみについて実施した。遠隔地の田地とか湿田は除外したのである。したがって、第一班では総耕作水田の六四パーセント余、第二班では約六八パーセントがその対象となつた。

まず作業に先立ち、協定労働賃金、作業時間及び作業計画が決められた。協定賃金は賄いなしで、田植えが一

日で男女ともに二円五〇銭、苗取りは女の作業で一日二円三〇銭であった。また、代掻きに用いる馬が一日四円、牛は三円六〇銭となっていた。

作業時間は一日一〇時間とし、開始時間が午前六時三十分で、終了時間は午後七時の取決めであった。作業の遅刻・早退者については、一〇時間を標準として歩引を行う申合せをした。慣例となっている午前と午後各一回の間食は、各自が持参することにしたようであるが、後述のように午前の小屋は共同炊事を行っている。

共同田植えは、代掻き作業を含むことにし、労力は家族労働力を基にするが、不足分は雇入れることにした。第一班は福寿野の近隣から、第二班は庄内地方より移動労働者を雇うこととなった。

以上のような準備をなし、代掻きから田植

第7-17表 共同田植え指定農家

班別	経営主氏名	農作業人員			畜力		総耕作 水田面積	共同作業 水田面積	共同作業面積 の総面積比
		男	女	計	馬	牛			
第1班	高橋 勇	1	1	2		1	16反000	8反000	50.0%
	奥山惣太郎	1	1	2		1	13. 000	10. 400	80.0
	◎戸塚 富治	3	2	5	1		27. 000	11. 715	43.5
	早坂朝五郎	2	2	4	1		27. 000	17. 916	66.5
	佐藤 音吉	2	1	3	1		19. 500	17. 522	90.1
	小 計	9	7	16	3	2	102. 500	65. 623	64.1
第2班	戸塚 喜三	1	1	2			11. 500	9. 800	85.2
	◎井上 豊	2	2	4	1	1	20. 000	11. 720	58.9
	狩野 清	2	1	3	1		24. 000	9. 025	37.8
	井上 邦明	1	1	2		1	15. 404	15. 404	100.0
	井上 邦夫	1	1	2	1		21. 000	16. 303	77.6
	小 計	7	6	13	3	2	91. 904	62. 322	67.9
合 計		16	13	29	6	4	194. 404	128. 015	65.9

(注) 1 「福寿野部落に於ける共同田植に関する調査」による。
2 ◎印は各班の班長を示す。

えまでの共同作業が、六月十五日から同二十三日にかけて行われた。その結果の要点のみを記してみたい。

まず代掻き作業はほとんど馬で行われたが、共同作業面積全体で第一班が一九頭、第二班が一六・三頭を要した。反当たりの所要頭数にすると、前者が〇・二八頭、後者が〇・二六頭となる。

田植えの総所要人員は、一班が一五〇・四人、二班が一五二・〇五人であった。その内訳は一班が苗取り四九・九人、苗運び五・六人、綱張り一人、植方八三・九人で、二班は苗取り六〇・七人、綱張り一人、植方九〇・三五人であった。二班では苗運びと綱張りを詳しく調査しなかった。植方一日当たりの平均能率は、一班が八畝二三歩、二班が七畝一步で、やや一班が高くなっている。

両班とも田植えは、自家労力・雇入・ゆひ・手伝の労働力でなされたが、そのうち第一班は全労働力の一〇パーセント、第二班は一七パーセントの雇入労力を必要とした。その結果、共同作業であっても田植えが短期集中的な特徴を持つ限り、雇入労力を排除することは難しいことが明らかになった。この他、自家労力からゆいまでを含めた労賃精算が試みられている。

以上の共同田植えから得た結論は、人力を主とした作業の共同化は個人作業を少し拡大した程度で、特に大きな効果は得られないということであった。共同作業は農業機械を中心に進めるべきで、そうでなければ個人作業を有機的に計画して労力の交流をはかる方がむしろ能率的であろうとしている。農作業がほとんど人力によっていた昭和十六年時点では、共同田植えは時期尚早というのがこの実験で得られた結果といえよう。

共同炊事は共同田植えの期間に実施された。まず、鉄鍋・釜・ざる・摺鉢など約一〇〇人分の料理をするためのあらゆる調理用具が準備され、米と味噌は各自が持ち寄った。主食の米は、栄養摂取の点から作業従事者（大人）の一食事当たりの量を二合とし、その他の家族についてはそれを基準に一合八勺から四勺まで各人に案分して量

を定めた。

共同炊事は朝食、小昼、昼食、夜食と一日に四回実施した。どのような献立であったか、実施第一日目についてみるとつぎのようであった。

朝食 主食は標準精米。副食は味噌汁（味噌・夏菜・油揚）、落炊り（落・唐辛子）、納豆、大根おろし。

小昼 煮付（鯿）、漬物（沢庵）

昼食 主食は標準精米。副食は味噌汁（味噌・わらび・油揚）、コンニャクの白あい（コンニャク・豆腐・クルミ）、焼魚（塩魚）。

夜食 主食は標準精米。副食は味噌汁（味噌・豆腐・わかめ）、天ぷら（玉ねぎ・鯿、小豆汁）。

このような内容で実施した共同炊事は、作業とは異なり第一班と第二班を分けず、両班の分を一括して調理したようである。共同炊事には、雪害調査所の調査員も加わった。

以上のように、昭和十五、六年頃の福寿野ではかなり水田化が進んでおり、雪害調査所によって共同田植え、共同炊事の実験まで実施されたのであったが、前述したように三光堰のいたみが激しく、その後は水田経営が後退の一途をたどったようである。同地区が十分な灌漑用水を得て、今日のような水田地帯になったのは戦後の県営三光堰改修工事が完成してからのことであった。福寿野部落では昭和二十八年五月七日に、安政元年（一八五四）の開村から数えて一〇〇年目の福寿野部落開基百年祭を挙行した。

なお、共同炊事は現在、ブラジルに在住する林茂夫氏が主導者となって、昭和十年代の前半に本堀内地区でも実施したようである。林氏は松田甚次郎の影響をうけ、部落内に堀内本村共同組合という任意組織を結成し、共同作業を行うとともに、独自に共同炊事も実施したのであった（林氏が町教委に寄せた「町史編集資料回答の件」）。

2 真木野開墾

真木野も長い開墾の歴史を有する部落である。地名は馬喰野まぐらうのあるいは牧野原（『ふるさとの歴史散歩』）、また馬鬼野（『昭和三年山形縣最上郡堀内村勢要覧』）に由来すると言われ、藩政の初期には三、四戸の部落であったという。寛文四年（一六六四）頃までは付近一帯が雑木林であったが、野火のためにことごとく焼野となってしまった。

その火災後、岩木善四郎と吉蔵という者が開田を企図し、数年のうちに一〇数町歩の耕地を開墾した。そこに他町村からの移住者が相つぎ、寛文十年には戸数二四戸の新村を形成し、年貢米一八石一斗八升一合を上納していたという。ところが、天明三年（一七八三）をはじめとする度重なる凶作と、それに加えて山崩れとか欠壊のために用水路が復旧不可能となり、窮迫した村民が諸所に離散し、数年のうちに耕地が荒廃してしまい、茫々たる原野と化してしまったという（前掲『堀内村勢要覧』）。

また、これと異なった言い伝えも残っている。つまり、以前に真木野は通称彦作林というところにあり、にぎわった時代には戸数が三三戸もあつた。それが、文政年間に部落内で火災が発生し、全滅に近い被害をうけたという。そのことから、真木野では戸数が三三戸以上になると、何か災いが発生するという迷信まで生まれたというのである（前掲『散歩』）。

今日ではこれらの言い伝えのいずれが正しいか、また両者が正しいか誤っているかのどちらかなのか、判断を下すことはできないが、いずれにしろ、少なくとも明治前期までは真木野が荒廃化していたことは間違いないだろう。

明治三十一年に、北村山郡大石田町の住人、高桑勇蔵が、荒れるにまかせていた真木野原野の開墾を思い立った。高桑は国有林野の払下げを受けるとともに、付近に散在する民有地を買収し、灌漑のために一里余の用水路を開削して開田に着手した。

ところで、森甚十郎氏（真木野、七三歳）の語るところでは、高桑の以前にも真木野の開田事業を試みた人がいたという。それは北村山郡袖崎の人で、草刈直之助という人であった。草刈は松橋川から用水を得ようとして、一応水路を掘削したが、結局は失敗したという。その後、高桑は草刈からこの水利権を譲渡され、用水の取入口を草刈のものよりさらに上流に設けて通水したものだという。これを高桑堰といっていた。

高桑勇蔵は、大石田にあつて商業を営んでいたのであつたが、一念発起し真木野に単身で移住し、明治三十一年より開田事業に専念した。以来、二七年の間その事業に尽くし、その間、失火で家財を焼失したり、凶作と米価の暴落のために困窮したこともあつたが、率先して開田に当たり、三〇余町歩の水田を完成した。それから多くの人が他村から真木野に移住して耕作をなし、昭和二年当時には一七戸の農家が安定した生計を保つまでになつたという。

高桑勇蔵は大正十二年、病をいやすために宮城県の遠刈田温泉に湯治したが、全快かなわず翌大正十三年五月七日にその客舎において没した。享年六〇歳であつた。彼が没した翌年の四月に、真木野をはじめとする堀内村の人々はその功績をたたえて、「高桑君頌徳碑」を建立した。その碑文をつぎに記しておこう。

高桑君頌徳碑

年少気鋭発憤起業世不乏其人而一旦蹉跌則神喪氣沮中道而廢者何限其能百折不撓以遂初心若高桑君者蓋千万人中一二人

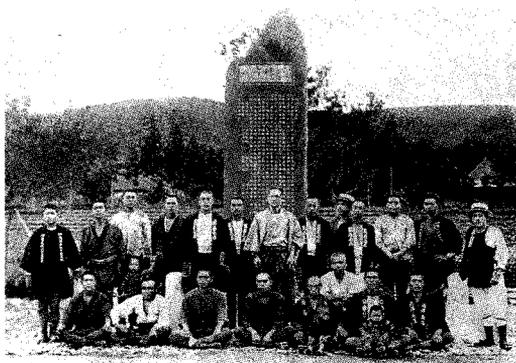
耳君名勇藏羽前北村山郡大石田町人世業商考曰甚右衛門^(姪か)姓鈴木氏君幼警敏年甫弱冠助父業往來京阪之間販売村山產米頗博奇利既而失商機耗資金十之七八君乃転業為農購最上郡堀内村真木野荒蕪地单身移住専従事開墾真木野者往古一聚落天明中凶歎^(金うけ)邑民離散遂為荒蕪君謂墾田莫急於水利乃視察地勢夷丘陵墾草湖松橋川上流疏而通之所謂高桑堰是也募集佃夫戸口日滋偶失火財貨蕩盡尋逢凶歲加以米価暴落窮甚君^(心)敝衣粗食率先執業墾田三十余町移民十四戸凡閱二十七年始完云今也家給人足隣保相扶一境安堵居然太古之民也大正十二年某月罹疾浴于陸前遠刈田温泉不癒次年五月七日歿于客舎享年六十配小野氏生一男一女長祐太郎嗣女適小野房丸頃者真木野組合員嘗議曰吾郷之有今日実高桑君之^(たよもの)來貞也宜建碑以伝不朽介人乞余文嗚呼真木之地满目荒蕪久委狐兔今則原田每々人家連櫓擊壤鼓腹衆皆業雖由照代之余沢非君刻苦励精排万難之功烏能至于此乃叙其梗概繫以銘々曰

見幾善変 才敏識明 拓荒為里 百口安生
昔狐兔窟 今雞犬聲 遺沢千秋 不朽者名

大正十四年四月

西川 豊太郎 撰
正八位 高桑 喜之助 書

この頌徳碑は、当時の堀内村長、伊藤豊三をはじめとする二七名の賛助を得て、板垣伍助・森政良等二六名が



真木野開墾碑（大正時代）

発起人となって建立したものであった。これら賛助者と発起人の氏名もすべて碑に刻されている。この石碑は、今日も真木野部落に立っている。頌徳碑建立の祝賀会には、山形から仕かけ人を呼んで花火をあげて祝ったという。

高桑勇蔵は開墾した水田を小作地として貸付けたが、前出した森甚十郎氏によると、高桑の小作地よりの取米は三八〇俵にのぼったという。小作人達は飯米が足りず、外米を食していたが、これは地主の高桑が舟で大石田から運んだものであった。また、高桑は庄内より過燐酸石灰・硫酸・魚粕などの肥料を買入れて、出秋の精算にして小作人に貸付けた。

このように、高桑は開田に成功したあとは真木野の地主になったのであったが、他に牧場を経営し、馬喰もやったがいずれも失敗したという。大正の初め頃に真木野では各戸で牛を飼育し、馬を飼っている家は三戸あった。

この牧場経営について、高桑は国有林野内で無願放牧をしたかどで告訴され、大正元年八月十四日に係官の取調べをうけている。その取調べにおける高桑の陳述内容と、高桑が放牧した牧場近くの堀内村字西ノ又の農民二人及び同村字洲崎の農民一人の、合計証人三名の証言によると、高桑の牧場経営はつぎのようであった（森甚十郎氏所蔵文書）。

高桑は、堀内村字井戸外蒲沢の国有林内の一部に所々堤防を築いて、その中に自分所有の牛と委託された牛を放牧していた。委託牛は大正元年に、小牛を除いて八〇頭以上もいた。委託牛は、大石田・尾花沢の者から委託されたが多かった。もちろん、堀内村でも委託放牧しているものがあった。自分の牛は一三頭であった。

委託料は子付一頭（親子二頭）で五円、成牛のみで三円か四円、二歳牛が二円で、一頭につき三五銭ずつの割

引をしたという。放牧期間は五月下旬から秋までであった。

牧場の番人は一人で、放牧全期間で一〇円の管理料を払っていた。

右のような内容で高桑は牧場を経営していたが、放牧をした国有林野について、萱三〇〇束と秣一五〇〇束の払下げ許可は得たが、牧場経営の認可を受けていなかったため、告訴されたのであった。

この牧場経営は、西の又の農民には喜ばれていなかったようである。証人となった一人の農民は、放牧した牛による農作物の被害がひどく「部落民生死の問題ナレバ」とまで言って、充分な設備のない牧場に対して相当の処置をして欲しいと訴願している。西の又部落では、あまり被害が頻繁なので証拠として牛六頭を取りおさえ、堀内駐在所に差し出したという。

この事件について、「素行調書」も作成されているが、「善行認ムベキモノナシ」とまで書かれており、牧場経営についての高桑は真木野開墾の功労者と仰がれる高桑ではない。

結局、このようなことがあって高桑の牧場経営は失敗したのであったろう。これもまた、真木野開墾の功績で顕徳碑を献ぜられた高桑勇蔵の一面であったのかも知れない。

とにかく、以上のような開墾の歴史を経て、今日の真木野地区はみごとに美田地帯となっている。

3 その他の開田事業と耕地整理組合

経壇原でも、大正八年に耕地整理法に基づいて開田事業が始まった。大正八年九月一日に経壇原耕地整理組合が設立され、事務所は大字長沢一二四一番地に置かれた。組合員数は一一七人で、そのうち村内が一〇六人、村

外が一人であった。耕地整理施行面積は全体で三〇町二反八畝であったが、村内組合員の所有地が二〇町七畝歩で、残りの一〇町二反一畝歩は村外組合員の所有地であった。

この事業の事業費は九万八、〇七五円で、そのうち四万一、三四三元が組合員の出資、三万三、六六二元が補助金、残りの二万三、〇七〇円は負債であった（『国有林野所在町村勢調査書——舟形村——』）。

経壇原の開田は小国川からの引水で実施したが、その水路工事の概要を『ふるさとの歴史散歩』の記述によってみてみよう。開田事業は、長沢の塞の神地内の小国川に頭首工を設定した堰の掘削からはじまった。

頭首工での用水取り入れ方法は、小国川の川底に木材で作った「かり足」というものを沈めて、それに石をつめて水を止め、そして堰に水を引水するという仕方であった。堰の延長は三キロに及んだが、その大部分が隧道であった。隧道の掘削工事はもっぱら人力で、タガネというのみを用いて行った。掘削土は「もっこ」で運んだという。隧道掘りの人夫は他所からの出稼ぎ者で、現在の長沢診療所付近に宿泊していた。

このように工事はまったく人力によっていたが、水路が開田地に達するには国道を横切らなければならぬので、その方法としてサイホン方式がとられ、二か所に水門が設けられるなどの当時の新技術も取り入れられていた。

水路が掘削され、大正十年に田地の一部も造成されたので、水路に通水したところ浸透水が多く、引水量の何分の一も田地に達しなかったという。そのため、折角開田した田地のうち水田化できたのは、開田面積の二分の一ぐらいであったといわれる。

耕地整理組合はその後もずっと続いたが、昭和八年末の耕地整理状況は完了面積二三町一反九畝歩、未済面積七町九畝歩であった。昭和八年度の組合員の負担経費は、開田地反当たり七円、未開田地反当たり二円の割合で

あつた。さらに未開田地を開田した場合は、差額補償米として反当たり玄米一俵（四斗入）を上積み徴収することになつていた。大正九年から昭和八年までの反当たり負担経費を示すと、第一八表のようであつた（前掲『町村勢調査書』）。なお、開田費は反当たり平均で四〇円六五銭であつた。

この耕地整理地区における水田の反収は、昭和八年当時に上田で二石四斗、中田で一石八斗、下田で一石二斗であつた。作付されている稲種は陸羽一三二号が全体の五〇パーセントと多く、亀ノ尾・福坊主などがあとの五〇パーセントを占めていた。また、地区内の小作地の場合、小作料は上田が八斗、中田が六斗、下田が四斗から二斗となつていた（前掲『町村勢調査書』）。

以上のように、経壇原地区では大正八年から堰を掘削し、小国川より引水して開田化を進めたのであつたが、昭和四十七年になつてポンプ揚水機を導入し、灌漑の方法を電気揚水に切り替えて現在にいたつてゐる。それを利用してゐた堰は、いまはもう姿を消している。電気揚水に切り替えたのは、堰の流水が低温であつたことも一つの理由であつたといふ。

この他に、小国川に水源をもつ水路として大堰がある。この堰は長沢橋の下方で小国川から取水し、長沢・経壇原・一の関の各部落南方の山ぎわぞいに、舟形中学校付近まで約五キロを流れて、その間の田地を潤してい

第7-18表 経壇原耕地整理組合
反当たり負担経費

	開 田	未 開 田
大正9	8円16	—円
10	5. 00	—
11	—	—
12	5. 00	—
13	11. 80	—
14	—	—
15	14. 15	6. 55
昭和2	3. 38	1. 67
3	13. 50	4. 50
4	13. 50	4. 50
5	13. 50	5. 00
6	7. 50	2. 50
7	6. 70	2. 50
8	7. 20	2. 00

(注) 〇『国有林野所在町村勢調査一舟形村一』による。

る水路である。灌漑面積は、長沢・経壇原・一の関・舟形本町全域・西堀の田地約一四二町歩に及んでいる。そのうちの三八町歩は、数年前に開田された野田開田である。

現在、大堰を利用する組合員数は二三三名となっている。

このように、大堰は多くの田地を灌漑している用水路であるが、その歴史は判然としない。ただ、堰名についての言い伝えが残るだけである。言い伝えによると、この堰は旧藩時代に戸沢藩主の命によって開削されたもので、はじめ殿堰あるいは御用堰と呼ばれていたのが御堰となり、それがだんだんと大堰に変わったといわれる。また別の説では、二間竿を横にして流しても、楽に流れるほどの幅広い堰に作ったことから大堰と名づけられたともいう。

大堰の掘削は、大変困難をきわめたらしい。そのことは今も残る「千人掘り」という呼び名によく表われている。千人掘りといわれる所は、経壇原部落の北方約二〇〇メートルの地点であるが、呼び名は堰の工事を見てもらしたある百姓の言葉に由来するといわれる。最短距離を選んで、取入口を後に千人掘りと言われる地点に掘割りで通そうとしたが、工事は難をきわめなかなか進まなかったという。

それをみたある百姓が、「こんな事では千人かかっても出来るもんか」と嘲笑したといわれる。そして、この百姓は山ぎわに堰を掘ることを進言したのであったが、千人掘りという地名は、この百姓が「千人かかっても」といった工事の困難さ由来するといわれているのである（『大せき談義』及び『舟形町史編集資料』No.2）。

旧藩時代に開削されたとすれば、大堰は大変長い歴史を有する農業用水路である。



大堰の取入口（長沢）

昭和四十一年・四十二年・四十五年・四十六年度の四年間に、堰の改修工事が実施され、その長い歴史をもつ堰が一メートル二〇センチのU字溝を用いた近代的な用水路に模様替えされた。それからは、例年流域の各戸から義務人夫を出して実施していた堰のごみ上げも、ほとんど必要でなくなった。

これまで、舟形村にあった耕地整理組合として舟形村耕地整理組合、経壇原耕地整理組合の二つについてふれたが、長沢地区にも耕地整理組合があった。大字長沢字野他一地区で結成した組合で、長沢耕地整理組合と称し、大正三年九月三日に設立したものであった。

この組合員数は昭和八年末現在で村内二七人、村外一人の計二八人で、耕地整理対象面積は村内が一六町八反一畝歩、村外が三反一畝歩の計一七町一反三畝歩であった。総耕地整理費は三万九、二五九円であったが、そのうち三万五八円が組合員の出資で、五、〇〇一円が補助金、四、二〇〇円が負債であった。昭和八年末現在の整理状況は、整理完了が一五町二反九畝歩、未済が一町八反四畝歩となっている。

昭和八年度の反当たり経費負担は五円九〇銭で、開田費は反当たり二〇円ないし四〇円であった。

この地区の作付稲種は、昭和八年度に陸羽一三二号が全体の六〇パーセントを占め、福坊主・亀ノ尾・栄作糯などが残りの四〇パーセントとなっていた。反当たり収量は上田二石八斗、中田二石四斗、下田一石八斗であった。また地区内の小作料は、上田一石二斗、中田一石、下田八斗となっていた（前掲『町村勢調査書』）。

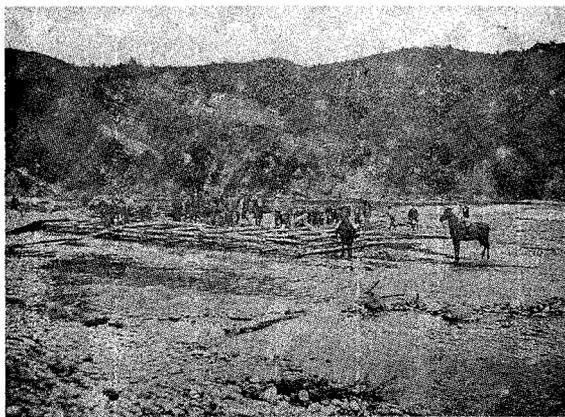
この他、大正二年四月二十二日に舟形村長の寒河江雄助と堀内村長の伊藤豊三が創立委員となり、小国川普通水利組合を設立しようである。この水利組合は、「従来ヨリ灌漑ノ為メ舟形村大字富田字矢弓地内ヲ流ルヽ小国川筋ニ施設スル堰球ヲ完全ニ通水維持スルヲ目的ト為」(「小国川水利組合規約」)として結成されたのであった。

この水利組合に關与する地区は、舟形村大字富田・長者原と堀内村大字堀内で、組合員数は富田の土地所有者が四四人、同じく長者原が二八人、堀内が六人であった。

大正二年に、長者原地内の白山堰から分水して灌漑用水を得、堀内村字馬形他一か所の開田を実施しようとした者がいた。大石田町の地主、渡辺喜助で、耕地整理法にのつとつて開田事業を企図したのであった。そのために、白山堰からの分水を小国川普通水利組合に願っている。水利組合では大正二年七月二十六日に、「古田不足ヲ告ケサル範圍ニ於テ承諾スル」という条件で議案として取り上げ、おそらく渡辺の請願を採択したために、渡辺喜助がつくった用水路を「ウルカ堰」と称したという。この堰名は、地主渡辺の屋号を冠したものであった。

4 外市堰と開墾事業

大正六年ごろ、庄内の特異な発明家齋藤外市が企てた開墾事業も注目される。齋藤外市は庄内旧長沼村の生まれ、少年の頃から手先が器用で工面もよく、また天下国家の行末を憂える気概をも持っていた。彼の考えによれば、資源が乏しく国土の狭い日本が列強の間に生き抜くには、何よりもまず真先に優秀な兵器を持たねばならぬ。また、これを動かす石油がなければならぬ。同時に食糧の自給も図



白山堰共同堰堤工事（長者原，大正時代）

らねばならぬ。他方また輸出をふやして外貨を獲得しなければならぬというのである。

このために、彼は斎藤式飛行機を発明し、また特殊な潜航水雷艇を試作し、それぞれ陸海軍省に献納したりしている。輸出伸長のためにと彼が考えたのは優秀な力織機を発明し、これで製した絹織物を輸出するということであった。彼が作った斎外式力織機は意外な好評を博し、一時は発明王斎藤外市の名が広く世に宣伝された。彼はまた、石油の自給のために諸所方々の有望地を探索したが、たまたま庄内厥岡村の人が戸沢村蔵岡地内に有していた石油試験権を譲りうけ、これ試掘したところ予想外の出油を見た。しかしこれも長くは続かなかった。

食糧の自給ということでは荒地の開墾をはかった。この場所として、彼は初め戸沢村津谷を選び、その用水を鮭川の上流に求め、名高から津谷まで約一〇キロの間の水路を開き、約三〇町歩の開墾に成功した。この後、彼はこれを他人に譲り、次に舟形村長沢から富田にかけての未墾地に注目し、この原野二五〇町歩の開墾計画をたてた。なお、津谷の開墾地は、後に堀内出身の伊藤良吉（後戸沢村長となる）が取得し、私財一五万円を投じて本格的に開墾するようになった。昭和十七年にはこれが見事に成功し、数一〇町歩の美田を見るに至った。

舟形村の開墾事業をすすめるについては、彼は使用人の富樫金蔵を支配人とし、その息子の鉄五郎、その他板垣寅蔵・佐藤兵吉等数名を監督として当地に遣わした。この事業は大正六年ごろ着手された。彼はこの水源を瀬見の下手約四キロの小国川に求め、ここから延々富田集落まで、小国川左岸沿いに水路を開墾する計画で工事を始めたが、地形上トンネル工事を施さねばならぬ区間が多く、ついに未完成のままに終わった。この堰は長沢の下手までしか開かれなかった。

工事のための人夫は少ないときで二、三〇人、多いときは七、八〇人も雇い入れ、昼夜兼行で工事をすすめた。当時は第一次世界大戦下の好景気のため人夫賃が異常にかさんだ。これも外市の開墾事業を失敗させた一要因であった。

現在、長沢集落楯の東端れの道路脇にみえる間歩は、右の外市の事業として掘られたものといい、外市堰の名で呼ばれている。この堰によって長沢下手にかなりの開墾を行ったようであるが、はっきりした面積はわからない。この事業のために外市は一〇万円以上を費したという。

舟形の開墾地には、外市の長男外三郎や次男の壮四郎もしばしば赴いたとのことである。後に外三郎の後妻になった人（伊藤かねよ）は当時長沢で産婆を開業していた人であったが、後鶴岡に行き、外三郎と正式に結婚したという。支配人富樫金蔵も舟形在住中に最上郡の人を内妻とし、外市がこの事業から手を引いた後も舟形に止まり、後に戸沢村草薙温泉で亡くなったという。以上は鈴木秀夫『発明王斎藤外市』（昭和二十九年）を中心にまとめたものである。

第五節 地主制の展開と地主・小作関係の態様

1 地主制の展開

近代のわが国、もう少し厳密に言えば、明治の半ばから農地改革までのわが国において支配的であった土地所有の形態は、地主的土地所有であった。すなわち、国内の多くの土地が少数の地主層に集中し、自らが直接耕作しない地主の所有耕地（田畑）が小作地として、直接生産者に貸付られていたのである。このような土地所有が支配的であった農地改革以前には、高額の小作料納入を伴う地主・小作関係が農業における生産関係として広範に展開していた。地主・小作関係は、直接生産者つまり実際に耕作に携わる小作人の存在を規定するのみならず、共同体としての村の在り方にも大きな影響を及ぼしていた社会的な人間関係でもあった。具体的には地主・小作関係として存在した地主制は、農地改革以前のわが国の農民と農村、そして農業の在り方を規定していた土地所有関係であったのである。

地主的土地所有は、最上郡、そしてわが舟形町（旧舟形村と旧堀内村）においても広範に展開していた。以下、充分な関係資料があるとは言えないが、地主制の展開についてその概要を記してみたい。

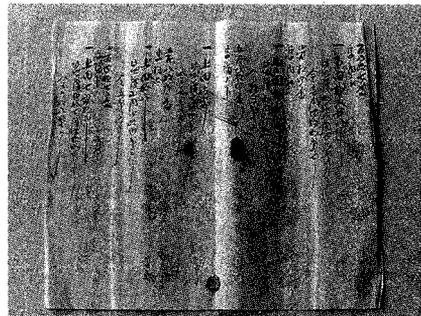
全国的にみても、地主的土地所有が一般化するのには明治以降のことである。もちろん、旧幕藩時代にもある程度の土地集中は各地で進行していたが、幕府をはじめとして諸藩は本百姓体制を維持するために、法令によって

分地を制限し、田畑の売買を禁止していた。したがって、幕藩時代の土地集積は法の目をのがれて行われていたのであり、支配の相違や生産力の水準、商品生産の発展度などの違いによつて、集積の程度に大きな地域差があった。その時代の地主は、新田地主あるいは質地地主といった性格を有する地主が主であった。

新庄藩でも分地を制限し、田畑の売買を禁止する政策をとつていたことは、幕府及び他の諸藩と同様であった。しかし、同領内においても、その実数をつかむことはできないが、新田開発とか質地集積といった方法、あるいは法的には禁止されていた売買によつてさえ、ある程度の土地集中が進められ、地主的土地所有（厳密には所有とはいえないが）が発生していたことは、各市町村に伝存する村方文書に散見する土地関係あるいは金融関係文書から知られるところである。

しかし、新庄領内での土地集中は、他領との比較でみれば進展している方ではなかったと推察される。この推察は、明治前期の地主的土地所有の展開度を根拠にしているが、同領内でもとりわけ最上郡内について言えることであった。

地主的土地所有は、明治初年に旧時代の一連の土地法令、つまり分地制限令、田畑売買の禁止令等が廃止され、地租改正が実施された後に一般的に進展するが、最上郡は県内でも地主的土地所有の展開、換言すれば地主制の展開がおくれた地域であった。その展開度を田地の小作地率（田地の総面積に対する小作田地の割合）を指標としてみれば、明治十八年の山形県全体の小作地率が三六・七パーセントであったのに対し、最上郡のそれは一七・



田代永代売渡証

二パーセントで、西置賜（二・三・一パーセント）、南置賜（二・四・二パーセント）の両郡について、下から三番目に位置していた。この時期、県内では西村山（六・二・四パーセント）、東村山（五・六・四パーセント）、北村山（五・一・九パーセント）、西田川（四・三・四パーセント）、そして東田川（四・二・八パーセント）と、旧幕藩時代から商品生産が展開した地域あるいは稲作生産性の高い地域では、すでに地主制の展開が著しかった。

最上郡内の田地小作率は、その後、明治二十三年に二・三・〇パーセント、同三十三年に三・二・一パーセント、同四十三年に三・八・七パーセント、大正九年に四・四・三パーセント、そして昭和五年に六・〇・六パーセントと上昇するが、県平均に比肩し、さらにそれを凌駕するのは大正末から昭和初めにかけてのことであった。この田地小作地率の推移からも知られるように、最上郡における地主制の展開は明治前期には比較的鈍かったが、明治以降、とりわけ大正末期から昭和初めにかけて著しかったといえる。これが、最上郡における地主制展開のおおまかな傾向である。

それではつぎに、二・三の資料に基づいて最上郡全体のことについてふれながら、舟形村と堀内村の地主制展開の概要について述べてみたいと思う。まずはじめに、明治前期の概況を第一九表に示した明治十七年の『地価金五百円以上所有者調（最上郡）』（山形県立図書館架蔵）によってみてみよう。なお、この調査は最上郡役所が行ったものである。第一九表によると、明治十七年時点での最上郡内の地価金五〇〇円以上の土地所有者は、総計で一、一八九名であった。この表にあらわれた地価金五〇〇円以上の所有者とは、もちろん田地のみならずその他の地目を含めたすべての土地の所有地価が五〇〇円以上ということであるが、試みに所有地を田地のみと仮定した場合、この時点での地価金五〇〇円とはおおよそ田地二町一反八畝歩に相当する。つまり、田地のみと仮定した場合、地価金五〇〇円以上の土地所有はほぼ二町一反八畝歩以上の田地所有ということになる。

明治十八年の『山形県統計書』によると、当時の最上郡内農家の一戸当たり平均耕作規模は、田地一町三反九畝一五歩、畑地三反四畝一三歩で、合計では一町七反三畝二八歩であった。このことから推測して、多くみても最上郡内の農家の田地耕作規模は二町歩前後であったと考えて大過ないように思われる。そうすると、第一九表の一、一八九名の大部分とりわけ三、〇〇〇円以上の一二名をはじめ

第7-19 最上郡内地価金五百円以上の土地所有者数（明治17年）

現在の市町村	明治17年当時の町村	500～700円未満	700～1,000円未満	1,000～1,500円未満	1,500～2,000円未満	2,000～2,500円未満	2,500～3,000円未満	3,000円以上	合計
新庄市	小田島, 沼田, 五日町, 十日町, 飛田, 金沢町, 鳥越, 松本, 仁間, 福田, 本合海, 升形, 泉田, 萩野, 角沢	人 212	人 117	人 35	人 5	人 3	人 1	人 3	人 376
真室川町	新町, 内町, 木ノ下, 川ノ内, 平岡, 大沢, 差首, 鍋, 及位, 大滝, 釜淵	101	41	19	2	1		1	165
最上町	東法田, 向町, 満沢, 本城, 黒沢, 富沢, 堺田, 大堀, 志茂, 法田, 若宮, 月楯	45	15	5	1				66
舟形町	舟形町, 長沢, 長者原, 富田, 堀内	47	13	7	2	1	1		71
金山町	金山町, 有屋, 下ノ明, 安沢, 上台, 山崎, 中田, 林山, 飛森, 漆野, 谷口, 銀山	102	44	14	4	1		5	170
鮭川村	川口, 向居, 佐渡, 中渡, 京塚, 庭月, 曲川, 石名坂	90	63	8	5	3		2	171
戸沢村	古口町, 蔵岡, 角川, 名高, 津谷, 岩清水, 神田, 松坂	92	36	13	3	1		1	146
大蔵村	清水町, 合海町, 南山, 赤松	13	15	3	2	1			24
合計	73町村	702	334	104	24	11	2	12	1,189
所有地を田地のみと仮定した場合の地価相当面積		約21.8反 ～30.5反	約30.5反 ～43.6反	約43.6反 ～65.4反	約65.4反 ～87.2反	約87.2反 ～109反	約109反 ～130.8反	約130.8反以上	

(注) 1. 明治17年の『地価金五百円以上所有者調』(山形県立図書館架蔵)を集計したもの。
 2. 推定面積は、それぞれの地価額を明治18年の最上郡田地反当たり平均地価22円93(県統計書数値)で除したものである。

とする七〇〇円以上の四八七名は、耕作規模を越す所有地を多少なりとも貸付け地として所有していたとみられる。つまり、第一九表にみられる地価金五〇〇円以上の土地所有者の多くは、貸付地(小作地)を有する地主であったと言えるのである。

作表の都合上、現在の市町村ごとに集約したが、地価金五〇〇円以上の土地所有者は現在の新庄市、鮭川村、金山町、真室川町に多かつたことが知られる。明治十七年当時の町村でみると、特に十日町村(七八名)、庭月村(四八名)、大沢村(四六名)、川ノ内村・金沢町村(各四四名)などに多かつた。

しかし、地価金五〇〇円以上所有者一、一八九名のうち、七〇二名つまり全体の約六〇パーセントが七〇〇円未満(田地ほぼ二町二反歩から三町歩未満)の所有、約八七パーセントが一、〇〇〇円未満(同じく四町三反歩未満)の所有で、一、〇〇〇円以上所有者は一五三名と少なかつた。ほとんどが、推定面積で四町歩程度の田地所有者であつたといえよう。

それでも郡内には、一〇町歩以上の田地を所有していたと推定される地主(地価金二、五〇〇円以上の者)が、明治十七年時点で一三名いた。そのうち五名が現金山町、四名が現新庄市の居住者であつた。その氏名を列記すると第二〇表のようである。

最上郡内では、金山町村の岸三郎兵衛が群を抜いて地価額が多く、それに松本村の大泉理助がつづいていた。一七表及び一八表で示した推定の所有地面積は、あくまでも田地のみと仮定した場合の所有規模で、実際には田地に比較して反当たり地価の低い畑地も所有していたわけであるから、それぞれの所有耕地(田畑)面積は推定面積よりはずっと多かつたはずである。おそらく、岸三郎兵衛の場合は所有規模が一〇〇町歩を越えていたものと思われる。

以上のように、明治十年代後半の最上郡は県内では地主的土地集積が進んでいる地域ではなかつたが、中には

五〇町歩から一〇〇町歩所有の大規模地主も出現していた。郡内では現金山町及び現新庄市を中心に比較的大規模な地主が生成していたといえる。

それでは、現舟形町の場合はどうであつたらうか。明治十七年当時、現在の舟形町域は舟形町村、長沢村、長者原村、富田村、堀内村の五か村に分かれていた。この五か村で地価金五〇〇円以上の所有者は七一名であつたが、その内訳は舟形町村九名、長沢村二二名、長者原村五名、富田村二二名、堀内村一三名であつた。第一九表に示したように、二、五〇〇円以上の所有者は一名だけで、約八五パーセントが地価金一、〇〇〇円未満の土地所有

第7-20表 地価金二千五百円以上の所有者（最上郡）

現在	明治17年当時	氏名	地価額	推定田地面積
金山町	金山町村	岸三郎兵衛	18,823.854 ^円	820.9 ^反
新庄市	松本村	大泉理助	11,515.200	502.2
〃	五日町村	山崎喜作	6,753.594	294.5
金山町	金山町村	川崎音吉	6,127.324	267.2
〃	〃	岸甚蔵	4,762.674	207.7
〃	飛森村	近岡理三郎	4,096.394	178.6
新庄市	十日町村	佐藤儀次郎	4,035.720	176.0
鮭川村	京塚村	松井勸六	4,031.707	175.8
真室川町	川ノ内村	新田久米蔵	3,685.253	160.7
金山町	金山町村	西田芳松	3,318.492	144.7
鮭川村	庭月村	沓沢仁兵衛	3,273.194	142.7
戸沢村	古口町村	小林治郎右衛門	3,136.843	136.8
新庄市	十日町村	高山一鳥	2,627.037	114.6

- (注) 1. 明治17年の『地価金五百円以上所有者調』(山形県立図書館架蔵)による。
 2. 推定田地面積は、所有地を田地のみと仮定した場合の地価相当の面積。各自の地価額を明治18年の最上郡田地反当たり平均地価22円93で除したものの。

者であった。郡内でもとくに大規模な地主が出現していたというわけではなく、現舟形町はこの時点ではさして土地集中が進んでいた地域ではなかったといえよう。

それでも、二、〇〇〇円以上の者二名をはじめ一、〇〇〇円以上の地価金相当の土地所有者が一名いた。それを示すと第二一表のようである。

堀内・富田・長沢の各村が三名づつで、舟形と長者原の両村が各一名となっている。少なくともこれらの一一名は、多少

なりとも貸付地を有する各村内の地主であったと考えて大過なからう。畑地の所有をも考慮すれば、沼沢清五郎から高橋徳次郎までの上位五人は、おそらく一〇町歩内外の耕地を所有していたものと推察される。

二、〇〇〇円以上の地価額をほこる舟形町村の沼沢清五郎と堀内村の伊藤懋吉は、いずれも居村における最有力者であった。この二人については前章でもふれたが、沼沢清五郎は農業の他に酒造業も営み、公人としては最上郡を代表する政治家であった。また、伊藤懋吉は明治二十年頃から多額の資金を投じて製糸業に取り組んだ人であり、郡会議員も勤めた人であった。この両者の政治的な、そして経済的な活動は、村内最高の土地所有者としての資力に裏付けられていたといえよう。あるいは逆に、そのような政治経済上の活動が、土地所有を増大す

第7-21 地価金千円以上所有者（現舟形町）

村名	氏名	地価額	推定田地面積
舟形	沼沢清五郎	2,533.408	110.5反
堀内	伊藤懋吉	2,113.153	92.2
長沢	叶内庄助	1,887.281	82.3
富田	高橋徳次郎	1,605.906	70.0
堀内	伊藤治右衛門	1,469.485	64.1
長沢	阿部久造	1,455.424	63.5
富田	曾根田良吉	1,178.798	51.4
〃	長沼藤右衛門	1,064.017	46.4
長沢	伊藤七兵衛	1,060.863	46.3
堀内	小野彦作	1,058.786	46.2
長者原	信夫四平	1,032.819	45.0

(注) 〇典拠及び推定田地面積については17表及び18表と同様。

る基礎となり、その大きな要因になっていたとも言えるかも知れない。

沼沢清五郎の地価金は、明治十八年十月調製の『山形縣管内地価金三千円以上所有人名録』(山形県史編纂室資料)によると、四、二六円八一銭で、郡内第六位に位置している。これは、前出した明治十七年調べの『地価金五百円以上所有者調(最上郡)』の地価額とは一、六〇〇円余も違っている。一年間で、田地の推定面積で考えれば約七町歩もの土地集積を行ったということであろうか。この両資料はおそらく異なった調査結果に基づいていると思われるが、あるいはいはずれかに誤りがあるのかも知れない。しかし、現在のところどちらがより正しいのか、また両者が正しいのか判定するよりどころがないので、本節では両者の数値を併記しておきたいと思う。

なお、十八年調製の『所有人名録』に登載されている最上郡内の地価金三、〇〇〇円以上所有者は、十七年の『所有者調』よりも一名多い一三名で、顔ぶれが若干異なり、各自の地価額も沼沢清五郎のように大幅に違っている者が何名かいる。十八年の『所有人名録』には、十七年の『所有者調』から近岡理三郎、松井勘六の二名が消え、沼沢清五郎、岸伊兵衛(金山町村、三、六六〇円三二〇)、伊藤治右衛門(古口町村、三、五九三円四六八)の三名が新たに加わっている。そして、新田久米蔵は新田兵右衛門に名儀がかわっている。

明治十年代後半は、全国的にみてもきわめて経済的変動の激しい時期で、最上郡内においても経済的変動が顕著で地主層に交代があつたであろうことはある程度推測されるが、この場合は、両資料の根拠が同一でないことから生じる差違があることも考慮に入れておかねばならない。

さて、以上が明治十年代後半の最上郡及び現舟形町における地主的土地所有展開の概要であるが、前述した田地小作地率の推移からみても、明治中後期から大正期にかけてしだいに最上郡内の小作地が増加し、地主的土地所有が一層進展したことは疑いない。が、明治中後期から大正初めにかけては、その実態を具体的に知り得る資料

第7—22表 田畑の自作・小作地別面積

郡村	地目別 自作小作地	大正8年		昭和2年		昭和3年	
		反	%	反	%	反	%
舟	田自作地	2,800	51.8			3,651	54.9
	田小作地	2,605	48.2			2,998	45.1
	田地計	5,405	100.0			6,649	100.0
形	畑自作地	2,950	76.6			2,979	70.0
	畑小作地	900	23.4			1,279	30.0
	畑地計	3,850	100.0			4,258	100.0
村	田畑自作地	5,750	62.1			6,630	60.8
	田畑小作地	3,505	37.9			4,277	39.2
	田畑計	9,255	100.0			10,907	100.0
堀	田自作地	1,166	56.6	1,210	59.9	1,250	60.7
	田小作地	893	43.4	810	40.1	810	39.3
	田地計	2,059	100.0	2,020	100.0	2,060	100.0
内	畑自作地	1,259	80.2	1,520	93.3	1,550	93.9
	畑小作地	310	19.8	110	6.7	100	6.1
	畑地計	1,569	100.0	1,630	100.0	1,650	100.0
村	田畑自作地	2,425	66.8	2,730	74.8	2,800	75.5
	田畑小作地	1,203	33.2	920	25.2	910	24.5
	田畑合計	3,628	100.0	3,650	100.0	3,710	100.0
最上郡	田自作地	51,003	55.5			48,652	49.9
	田小作地	40,835	44.5			48,801	50.1
	田地計	91,838	100.0			97,453	100.1
全体	畑自作地	32,156	72.4			32,871	70.2
	畑小作地	12,280	27.6			13,945	29.8
	畑地計	44,436	100.0			46,816	100.0
最上郡	田畑自作地	83,159	61.0			81,523	56.5
	田畑小作地	53,115	39.0			62,746	43.5
	田畑合計	136,274	100.0			144,269	100.0

(注) ○ 典拠は大正8年が『最上郡統計書』, 昭和2年が『昭和2年山形縣最上郡村勢要覧』, そして昭和3年が『山形県統計書』。

がない。ただ、舟形村及び堀内村については、前節で述べたように、この時期村外資本による開墾事業が強力におし進められ、事業の結果としてその村外資本が大規模な地主と成ったことが特筆すべき事実としてあげられる。開墾による大規模な村外地主は、早くは秋田県の石田幸之助であり、その後は三光合資会社及び高桑勇蔵（堀内村に移住したが、没後は村外居住の子孫に所有権が相続されたようである）などであった。舟形・堀内両村では、

明治中後期以降、開墾地主の出現によって地主的土地所有の展開が大きく促進されたといえよう。

つぎに、大正半ばから昭和初めにかけての地主制展開の概要をみてみよう。

第三二表によると、大正八年には最上郡全体の田地の四四・五パーセント、畑地の二七・六パーセント、全耕地の三九パーセントが小作地となっていた。それが昭和三年には小作地の比率が田地で五〇・一パーセント、畑地で二九・八パーセント、そして総耕地で四三・五パーセントへと上昇し、地主制が確実に進展していったことが知られる。さらに、前述したように昭和五年の最上郡の田地小作地率は六〇・六パーセントであったから、昭和三年から五年にかけては最上郡全体としては一層急激に地主制が展開したのであった。地目別で見ると、水田単作地帯としての性格を有する最上郡内では、畑地よりは経済的価値の高い田地の土地集中度が圧倒的に高かった。もちろん、この傾向は山形県全般に言えることでもあった。

舟形・堀内両村の地主制の展開度には若干の差がみられる。大正八年時点で、舟形村は郡平均よりも田地の小作地率が高かったが、堀内村は田畑ともに郡平均以下であった。それでも、舟形村は田地の四八・二パーセント、畑地の二三・四パーセント、総耕地の三七・九パーセント、そして堀内村は田地の四三・四パーセント、畑地の一九・八パーセント、総耕地の三三・二パーセントが小作地となっていた。つまり、舟形村では村内耕地の約三八パーセント、堀内村では三三パーセント強が小作地だったわけである。

ところが、前述した最上郡全体の大正八年から昭和初めの傾向と異なつた動きが舟形・堀内両村にはみられる。表のようにこの両村では、昭和初めに舟形村の田地と堀内村の田畑の自作地割合が高まり、幾分小作地率が低下しているのである。もっとも、舟形村の場合は総耕地の小作地率は上昇しているが、これは「昭和二年頃ハ耕地ノ価格相当騰貴シ加フルニ当時大蔵省ノ荒蕪地売払ヒ盛シナリシニ刺戟セラレ勸銀方面ヨリ融資ヲ得テ他町村人

所有地ヲ買戻シタル者多少アリ」(『国月林野所在町村勢調査書(堀内村)』)たるためであつた。おそらく、堀内村だけでなく舟形村にも同様の動きがあつたものであろう。つまり、後述のように舟形・堀内両村の地主的土地集中は村外居住地主によつて大きく進められていたのであるが、昭和二年頃に、村民の中には金融機関より融資をうけて小作地を買戻した者が幾分かあつたのである。

しかし、このような動きが一時的な動きであつたことは、「地租ヨリ観タル土地ノ移動状況」を概観した『国有林野所在町村勢調査書(舟形村)』のつぎのような記述からも明らかであらう。

(前略)

先ヅ地租納入総件数ニ付テ観ルトキハ村内居住者所有ニ属スルモノノ分昭和六年一、一九五件、同七年一、六〇九件ニシテ七年ハ前年ニ比シ著シク増ヲ示シタリ、之レ荒蕪地及ビ不要存置国有林野ノ払下ガ其ノ主タル因ヲ為スモノナリ又七年後ニ於ケルモノハ八年一、四二〇件、九年九八八件、十年九七一一件ヲ示シ漸減ヲ見ルニ至レリ、年々国有財産ノ払下モ有之ニ拘ラズ結果ヲ来セルハ主ニ小面積ノ土地所有者ガ次第ニ其ノ所有権ヲ失ヒツヽアルコトヲ証スルモノナリ

(中略)

次ニ地租額別ニ之ヲ観ルトキハ

村内居住者ノ所有ニ属スルモノノ分ニアリテハ昭和六年ニ地租一〇円以上ノモノ一四二件アリシモノガ七年ニハ八五件ニ急減シ而モ五〇円以上ノモノ(六年ニハ六件アリタリ)ハ皆無トナルニ至レリ、之ニ反シ一円以上一〇円以下ノモノハ昭和六年ニハ二四二件ナリシ処七年ニハ三五四件ニ増シ著シク増加率ヲ示セリ、之ガ主タル原因ハ昭和五、六年ニ於ケル財界ノ変動ガ農産物価ニ影響シ其ノ惨落ヲ見タル為メ必然負債ニ負債ヲ重ヌルモ尚以テ足レリトセザルガ如キ深刻ナル農家経済

第7—23表 地租納入者の移動 (舟形村)

計	納税額別				年次	
	一〇〇円以上	五〇円以上	二〇円以上	一〇円以上	一円以上	一円未満
	村内	村外	計	村内	村外	計
昭和五年度末	一	三	三	一	三	三
昭和六年度末	一	二	二	一	二	二
昭和七年度末	一	一	一	一	一	一
昭和八年度末	一	一	一	一	一	一
昭和九年度末	一	一	一	一	一	一

(注) ○『国有林野所在町村勢調査書(舟形村)』より転載。

以上のように、昭和初年代は国有林野の払下げも頻繁に実施されたのであったが、七、八年頃から所有地を手放す者が多く、村内中層農以下の一層の零細化が進行し、他方では土地集中が進んでいたのである。それは、昭和五、六年にこの地方の農村にも波及してきた経済恐慌、いわゆる昭和恐慌が農家経済に甚大な影響を与えた結果であった。その影響が昭和七、八年頃に最も如実にあらわれたことは、前掲の『調査書』が掲げている次の第二三表によっても明らかである。

ノ逼迫ヲ来スニ至リ之レト共ニ庶民金融ハ極度ニ硬塞シ抵当権ノ実行所有物売買等ニ因リ財産権ノ移動頻繁ナリシコトニアルモノニシテ如何ニ農山村民殊ニ中産農家ノ生活上ニ波瀾ヲ及ボシタルカヲ物語ルモノト見ルベキナリ (以下略)

このようにして、前述した昭和三年以降も最上郡及び舟形・堀内両村内では地主制が進展していった。その結果、昭和十四年時点での規模別の土地所有状況は第二四表のようになっていた。

これは、最上郡内及び舟形・堀内両村内の居住者の耕地所有状況を規模別にみたものであるが、最上郡では六四・五パーセント、舟形村では六三・七パーセント、そして堀内村では七一・九パーセントと圧倒的に一町歩未満の零細所有者の多いことが知られよう。他方では郡内に五〇町歩以上の大規模地主が一三名いたのである。昭和十四年時点での五〇町歩以上地主の氏名は明らかでないが、『昭和十二年現在農地三〇町歩以上所有者調』（山形県史編纂室資料）によると、二年前の昭和十二年時点で、田畑三〇町歩以上地主が最上郡内に二六名おり、そのうち一九名が五〇町歩以上の地主であった。最も大きな地主は、この時点でも三八八町二反歩の耕地を所有する金山町の岸三郎兵衛で、同じく金山町の近岡理三郎が二四六町九反歩でこれにっていた。

三〇町歩以上の地主は新庄・金山の両町に各八名と最も多く、その他は安楽城村が二名で、八向・大蔵・古口・鮭川・豊里・豊田・東小国・西小国の各村に一名づついた。昭和に入っても、最上郡内では明治前期と同様に、新庄地区と金山地区に大地主が多く存在していたのである。特に金山町には郡内に五名いた一〇〇町歩以上地主

第7-24表 規模別耕地所有戸数（田畑）

	舟形村		堀内村		最上郡	
	戸	%	戸	%	戸	%
5反未満	261	31.9	78	41.4	3,627	44.2
5反以上 1町未満	260	31.8	58	30.5	1,669	20.3
1町以上 3町未満	181	22.2	47	24.7	1,736	21.2
3町以上 5町未満	102	12.5	5	2.6	688	8.4
5町以上 10町未満	13	1.6	2	1.1	370	4.5
10町以上 50町未満	—	—	—	—	102	1.2
50町以上	—	—	—	—	13	0.2
合計	817	100.0	190	100.0	8,205	100.0

(注) 1. 『最上郡満洲分郷計画書』（村山市史編集資料第七号所収）による。
2. 各郡村内居住者の規模別所有戸数を示す。

のうち、岸三郎兵衛、近岡理三郎、岸伊一郎（一六三町二反歩）と上位の三名が集中していた。他の二名の一〇〇町歩地主は、新庄町の高山四郎（一〇七町七反歩）と西小国村の後藤巖（一〇一町四反歩）であった。

このように、最上郡内にも大規模地主が存在したのであったが、舟形・堀内両村には村内居住者で、三〇町歩以上ましてや五〇町歩以上はもちろんのこと、昭和十四年時点では一〇町歩以上所有の者は一名も存在しなかった。五町歩以上で一〇町歩未満の者が舟形村に一三名、堀内村に二名いただけであった。この両村では大規模な村内地主が成長しなかったのである。

しかし、そうだからといって舟形・堀内両村で地主制が展開しなかったわけでないことは、すでにこれまでに述べてきたことから明白なことである。両村の場合は、上述したように郡外資本による開墾事業が強力に推進され、その結果としての郡外の開墾地主の存在と、その他にも村外地主の進出が激しく、郡内の他村よりもより村外地主、とくに郡外地主による侵食が顕著だったのである。つまり、舟形・堀内の両村における地主制の展開は、郡外地主を中心とする村外地主によつて強力に押し進められていたのである。それでは、具体的な数字を示してその点をみてみたい。

まずはじめに、舟形村内の民有地について、村内居住者と村外居住者の土地所有状況がどのようになっていたかをみようとしたのが第二三である。村内の民有地が大正八年から昭和七年にかけて大幅に増加しているのは、「不要存置国有林野及び荒蕪地ノ払下アリシニ因ルモノナリ」。(前掲『調査書(舟形村)』)と記述されているように、前述した国有林野の払下げによる民有地の増加が主な要因になっていた。

大正八年に村内田地の一四・二パーセント、畑地の八・九パーセントであった村外地主の所有が、面積においても比率においでもしだいに増加し、昭和七年までに田地が約八八町歩、畑地がほぼ一二四町歩増大し、地目ごとに占め

第7—25表 舟形村内民有地の村内外居住者別土地所有状況

地目	村内外・別	大正8年			大正14年			昭和7年		
		町	%	%	町	%	%	町	%	%
田地	村民所有	344,0806	85.8	18.7	385,06	76.4	13.2	380,92	72.5	12.3
	他町村民所有	56,7506	14.2	3.1	118,84	23.6	4.1	144,30	27.5	4.7
	計	400,8312	100.0	21.7	503,90	100.6	17.3	525,22	100.0	17.0
	村民の他所有	24,1208			18,29			20,14		
畑地	村民所有	232,9518	91.1	12.6	243,63	84.2	8.4	273,32	65.1	8.8
	他町村民所有	22,7614	8.9	1.2	45,82	15.8	1.6	146,43	34.9	4.7
	計	255,7202	100.0	13.9	289,45	100.0	9.9	419,75	100.0	13.6
	村民の他所有	5,8108			3,23			2,01		
宅地	村民所有	26,0212	79.5	1.4	3,92	56.6	0.1	3,53	54.1	0.1
	他町村民所有	6,7100	20.5	0.4	3,01	43.4	0.1	3,00	45.9	0.1
	計	32,7312	100.0	1.8	6,93	100.0	0.2	6,53	100.0	0.2
	村民の他所有	4,8710			0,34			0,21		
その他	村民所有	764,2608	66.2	41.5	1,722,05	81.6	59.1	1,806,58	84.5	58.5
	他町村民所有	390,1025	33.8	21.1	389,52	18.4	13.4	331,60	15.5	10.7
	計	1,154,3703	100.0	62.5	2,111,57	100.0	72.5	2,138,18	100.0	69.2
	村民の他所有	6,9511			21,32			39,83		
合計	村民所有	1,367,3214	74.2	74.2	2,354,66	80.9	80.9	2,464,35	79.8	79.8
	他町村民所有	476,3315	25.8	25.8	557,19	19.1	19.1	625,33	20.2	20.2
	計	1,843,6529	100.0	100.0	2,911,85	100.0	100.0	3,089,68	100.0	100.0
	村民の他所有	41,7607			43,18			62,19		

(注) 1. 典拠は大正8年が『最上郡統計書』, その他は『国有林野所在町村勢調査書(舟形村)』。
 2. その他は山林・原野等の合計で, 村民の他所有とは舟形村民が他町村に所有する面積。
 3. %の合計が100にならなかつたり, 地目ごとの%合計が100にならないものは四捨五入による誤差。

る割合も田地で二倍弱、畑地では実に四倍ほどに高まっていたことが知られる。この村外地主の所有地面積と前掲した同村内の小作地面積を単純比較すると、昭和初期に田地では村外地主の所有面積が同村小作地面積の約半分、畑地ではほぼすべての面積に相当している。村外地主の所有はほとんどが小作地と考えて大過なからう。そうすると、つまり、村内総小作耕地の少なくとも過半以上が村外地主の所有であったとみられるのである。

宅地は大正八年には村外者の所有が全宅地のほぼ二〇パーセントと比率が低かったが、その後は七割強になっていたことが知られる。なお、後の二か年に比較して大正八年の宅地面積が掛け離れて多いが、郡統計書の数値に誤りがないとすれば、その後宅地の他地目への地目変更があったものと考えられる。

山林・原野は、村内者の所有が圧倒的に多かったが、三〇〇町歩以上が村外地主の所有となっていた。村外地主所有の山林・原野面積は減少傾向にあったが、これは村民による買戻しも幾分あったろうが、村外地主とりわけ三光合資会社による開墾によって、地目が田畑に変更されたものが多かったのである。このことが前述した村外地主の所有耕地増大に大きく反映していた。また、「山林ハ隣郡大石田町方面ノ資産家有ニ関スルモノ比較的多」(前掲『調査書(舟形村)』) かった。

以上のように、舟形村内の民有地は、田畑、宅地及び山林・原野の総面積のうち、大正八年に二五・八パーセント、同十四年に一九・一パーセント、そして昭和七年に二〇・二パーセントが村外地主の所有地となっていた。そのうち田畑のほとんどが小作地として、舟形村民に貸付けられていたと言えるのである。これに対して、逆に舟形村民で村外に所有する土地は、総地目で大正八年に四一町七反歩余、同十四年に四三町一反歩余、昭和七年に六三町歩ほどであった。この舟形村民の村外所有は、二、三の地主による所有であった(前掲『調査書(舟形村)』) という。舟形村内にも他村に小作地を所有する地主が二、三いたということである。

第7—26表 堀内村内民有地の村内外居住者別の土地所有状況

地目	村内外・別	大正8年			大正14年			昭和8年		
		町	%	%	町	%	%	町	%	%
田地	村民所有	115,4028	61.3	15.4	96,555	47.5	8.8	126,055	55.9	9.9
	他町村民所有	72,8316	38.7	9.7	106,555	52.5	9.8	99,444	44.1	7.8
	計	118,2414	100.0	25.2	203,105	100.0	18.6	225,499	100.0	17.6
	村民の他所有	1,6917			(記載なし)			5,58		
畑地	村民所有	83,7318	60.9	11.2	94,485	57.1	8.7	112,666	67.9	8.8
	他町村民所有	53,7823	39.1	7.2	70,915	42.9	6.5	53,373	32.1	4.2
	計	137,5211	100.0	18.4	165,399	100.0	15.1	166,039	100.0	13.0
	村民の他所有	0,9419			(記載なし)			1,76		
宅地	村民所有	7,5006	90.2	1.0	8,195	92.0	0.8	7,785	87.6	0.6
	他町村民所有	0,8118	9.8	0.1	0,715	8.0	0.1	1,105	12.4	0.1
	計	8,3124	100.0	1.1	8,909	100.0	0.8	8,889	100.0	0.7
	村民の他所有	0,0421			(記載なし)			0,11		
その他	村民所有	124,4610	30.1	16.7	331,965	46.5	30.4	307,325	35.0	24.0
	他町村民所有	288,9703	69.9	38.7	382,625	53.5	35.0	570,666	65.0	44.6
	計	413,4313	100.0	55.3	714,589	100.0	65.4	877,991	100.0	68.7
	村民の他所有	10,6004			(記載なし)			0,86		
合計	村民所有	331,1102	44.3	44.3	531,185	48.6	48.6	553,815	43.3	43.3
	他町村民所有	416,4100	55.7	55.7	560,795	51.4	51.4	724,575	56.7	56.7
	計	747,5202	100.0	100.0	1,091,979	100.0	100.0	1,278,389	100.0	100.0
	村民の他所有	13,2901			(記載なし)			8,31		

(注) 1. 典拠は大正8年が『最上郡統計書』, その他は『国有林野所在町村勢調査書(堀内村)』。
 2. その他は山林・原野等の合計で, 村民の他所有とは堀内村民が他町村に所有する面積。
 3. %の合計が100にならなかったり, 地目ごとの%合計が100にならないものは四捨五入による誤差。

さて、つぎに堀内村の村内及び村外居住者別の所有状況をみてみよう(第二六表)。

堀内村では、舟形村よりもはるかに村外地主の侵食が激しかった。大正八年以降、一貫して実に民有地の過半が村外地主に所有されていた。前述したように、昭和初めの村外地主よりの買戻しもあって、昭和八年には大正後期よりも田畑の村内者の所有比率が大部上昇してはいるが、それでも田地の四四・二パーセント、畑地の三二・九パーセント、山林・原野に至っては六五パーセントが村外地主の所有となっていた。すなわち、民有地全体の五六・七パーセントが村外地主の所有であつた。

それに対して、堀内村民が村外に所有する土地は、総地目で大正八年に一三町三反歩ほど、昭和八年に八町三反歩余と決して多くはなかつた。このように、堀内村は舟形村以上に村内地主の成長が見られず、そして、地主制の進展度も低かつたのであるが、逆に村外地主による土地所有の比重は舟形村よりもずっと高かつたのである。言い換えれば、堀内村の小作地は大部分が村外地主の所有地であつたということである。

それでは、以上のような舟形・堀内両村に土地を所有する村外地主は、どのような地域から入り込んでいたのであろうか、この点についてみてみたい。はじめに、堀内村については昭和元年の状況が判明するので、第二七表によつて概観してみる。

第二六表との比較で明らかのように、村民の所有比率は大正八年及び同十四年よりは、田畑においては幾分高くなつてゐるのであるが、それでも昭和元年時点で、村内田地の四六・九パーセント、畑地の四二・六パーセント、宅地の八・五パーセント、山林・原野の六七・二パーセント、そしてこれらを合計した民有地全体の五八・三パーセントが村外地主の所有となつてゐた。

隣村の舟形をはじめ新庄町・金山町などの最上郡内の町村と、大石田町・次年子村などの北村山郡の町村及び

山形市などの居住者が堀内村内の土地を所有していた。田地では大石田町居住者の所有が六〇町歩余で、村内田地面積の三〇パーセントを占め、圧倒的に多かつた。村外地主所有田地のほぼ六四パーセントが大石田町の者に所有されていたことになる。おそらく、この大半は明治後期から大正期にかけて、真木野開墾を行った高桑勇蔵の縁者が所有していたものと思われる。畑地は隣村の次年子村民の

第7-27表 堀内村民有地の所有者の居住地別面積（昭和元年）

居住地別	地目		畑地		宅地		山林・原野		総地目		
	町	%	町	%	町	%	町	%	町	%	
村内居住者所有地	106,3417	53.1	94,4528	57.4	7,9314	91.5	192,5911	32.8	401,3310	41.7	
村外居住者の所有地	舟形村	4,6007	2.3	0,5815	0.3	—	—	0,1713	0.7	5,3605	0.6
	新庄町	5,7311	2.9	—	—	0,0111	0.2	4,0117		9,7609	1.0
	金山町	2,3120	1.2	1,1222	0.7	—	—	254,3301	43.3	257,7713	26.8
	大蔵村	1,9116	0.9	—	—	—	—	0,0312	0.3	1,9428	0.2
	八向村	1,9128	0.9	—	—	—	—	1,6717		3,5915	0.4
	小計	16,4822	8.2	1,7107	1.0	0,0111	0.2	260,2300	44.3	278,4410	29.0
	福原村	0,2607	0.1	0,6707	0.4	—	—	0,0402	0.3	0,9716	0.1
	大浦村他	7,0507	3.5	1,8120	1.1	—	—	0,7825		9,6522	1.0
	次年子村	9,9723	5.0	32,9716	20.0	—	—	0,9816		43,9325	4.6
	大石田町	60,1515	30.0	18,8811	11.5	0,7205	8.3	132,4108	22.5	212,1709	22.1
	小計	77,4422	38.6	54,3424	33.0	0,7205	8.3	134,2221	22.8	266,7412	27.7
	山形市他三所	0,1221	0.1	14,0317	8.5	—	—	0,6722	0.1	14,8400	1.5
村外所有計	94,0605	46.9	70,0918	42.6	0,7316	8.5	395,1313	67.2	560,0222	58.3	
民有地総計	200,4022	100.0	164,5516	100.0	8,6700	100.0	587,7224	100.0	961,3602	100.0	

(注) 1. 典拠は『昭和貳年山形縣最上郡堀内村勢要覽』収載表。
 2. 堀内村内の民有地の所有面積を所有者の居住地ごとに示したもの。

所有が約三三町歩と最も多く、これに大石田町居住者の所有がつづいていた。この二町村の居住者が、村外者所有畑地の七割を所有していたことになる。

このように、田畑の村外者所有の大半が大石田町と次年子村居住者によるものだったのである。なかでも大石田町居住者の所有耕地（田畑）は、七九町歩余と多く、村外者所有耕地の四八パーセント強、村内耕地総面積の約二二パーセントを占めていた。これらの所有は、地主的土地所有であったと考えて大過なからう。したがって、堀内村における地主的土地所有は、大石田町の地主によって最も大きく促進されていたと言えるのである。

以上のような北村山郡内町村居住者の所有に対して、最上郡内居住者の耕地所有は田畑合計で一八町歩余であり、意外と少なかった。が、山林・原野では金山町居住者が二五四町三反歩余の多くを所有しており、これは堀内村民の所有する山林・原野面積よりもずっと多かった。実に、村内民有山林・原野の四三・三パーセントが金山町の者によって所有されていたのである。その他には大石田町居住者の所有も一三二町歩余と多く、堀内村民が所有する山林・原野は、村内民有山林・原野の三分の一以下に過ぎなかった。

以上が昭和元年時点での堀内村にみられた村外地主の土地所有であったが、つぎに農地改革時点での、すなわち地主制解体期の舟形・堀内両村における村外地主の土地所有状況をみてみたい。

第二八表は、舟形村が農地改革の際に不在地主及び規準面積以上所有の在村地主から農地買収を進める上で、その基礎となった「買収計画書」及び「売渡計画書」という役場文書を集計したものである。これらの計画書には農地改革で買収対象とすべき土地のみをかかげているのであるが、村外地主（不在地主）の土地所有、特に村外地主の耕地（田畑）所有については、ほとんどめれなく載せられて見做して大過なからう。したがって、第二八表から少なくとも田畑についての、地主制解体期の村外地主による所有の実態が知られるのである。

第7-28表 舟形村内民有地の村外所有者の居住地別面積（農地改革時）

郡・市	町 村	人数	田 地	畑 地	計	比 率	そ の 他
最 上 郡	堀内村	人 1	反 畝 歩 —	反 畝 歩 0. 9. 16	反 畝 歩 0. 9. 16	% 0.03	
	新庄町	43	202. 2. 9	65. 1. 4	267. 3. 13	9.29	原野3反3畝20歩半 宅地81坪
	稲舟村	10	20. 6. 14	13. 4. 8	34. 0. 22	1.18	原野5歩半
	東西小国村	11	14. 5. 28	7. 9. 18	22. 5. 16	0.78	山林2反8畝歩
	金山町	6	64. 9. 29	10. 8. 22	75. 8. 21	2.64	
	安楽城村	2	9. 3. 12	0. 3. 5	9. 6. 17	0.34	
	大蔵村	8	13. 1. 17	3. 6. 17	16. 8. 4	0.58	
	小 計	81	324. 9. 19	102. 3. 0	427. 2. 19	14.84	原野3反3畝26歩、山林2反 8畝歩、宅地81坪
北 村 山 郡	大石田町	18	118. 6. 17	56. 3. 23	175. 0. 10	6.08	原野3町5反9畝10歩、 宅地150坪
	福原村	12	140. 9. 0-5	36. 6. 9-5	177. 5. 10	6.17	
	亀井田村	8	29. 7. 27	9. 4. 10	39. 2. 7	1.36	
	楯岡町	1	3. 5. 15	—	3. 5. 15	0.12	
	大寺村	1	2. 3. 5	0. 3. 27	2. 7. 2	0.09	
	宮沢村	1	2. 6. 5	—	2. 6. 5	0.09	
	尾花沢町	3	90. 7. 15	26. 7. 20	117. 5. 5	4.09	原野2反5畝6歩、 宅地247坪
	東根町	1	—	0. 1. 4	0. 1. 4		
小 計	45	388. 5. 24-5	129. 7. 3-5	518. 2. 28	18.00	原野3町8反4畝16歩、 宅地397坪	
東 村 山 郡	山辺町	1	2. 0. 17	—	2. 0. 17	0.07	
	長崎町	1	—	5. 2. 18	5. 2. 18	0.18	
	鈴川村	1	14. 4. 16	2. 4. 18	16. 8. 28	0.59	
	小 計	3	16. 5. 3	7. 7. 0	24. 2. 3	0.84	
東置賜	宮内町	1	0. 4. 2	—	0. 4. 2	0.01	
山形市	6	39. 0. 28	19. 0. 5	58. 1. 3	2.02	原野1町9反9畝6歩	
鶴岡市	3	778. 5. 17	480. 6. 28	1,259. 2. 15	43.74	原野28町3反8畝5歩	
米沢市	2	1. 1. 23	5. 6. 22	6. 8. 15	0.24		
県 外	東京都	11	385. 8. 16-5	25. 6. 4-5	411. 4. 21	14.29	
	静岡県	4	79. 3. 4	52. 1. 20	131. 4. 24	4.57	
	埼玉県	4	12. 4. 6	2. 5. 4	14. 9. 10	0.52	
	その他	9	2. 5. 4	13. 1. 21	15. 6. 25	0.54	
	小 計	28	480. 1. 0-5	93. 4. 19-5	573. 5. 20	19.92	
国 外	2	2. 7. 20	8. 1. 20	10. 9. 10	0.38		
合 計	171	2,032. 1. 17	846. 7. 8	2,878. 8. 25	100.00	原野34町5反5畝23歩、山林 2反8畝歩、宅地478坪	

(注) 1. 数値は農地改革の際の「買収計画書」（舟形町役場所蔵）を集計したものである。
 2. 比率の合計が100にならないのは、四捨五入による誤差である。
 3. 相続関係がないと思われる2名の共有地は便宜上折半して、半分ずつ両者の所有とした。

まず村外地主の数からみると(便宜上、表中では団体も一人として)、実に一七一の個人及び団体(三光合資会社と岸農山育成会)が村外地主として、舟形村の田畑を所有していたことが知られる。新庄町の四三名をはじめ、最上郡内居住者が八一名と最も多く、その他は北村山郡が四五名、山形市が六名、東村山郡及び鶴岡市が各三名、米沢市が二名、東置賜郡宮内町が一名で、県内合計では一四一名であった。残りの三〇名は県外居住者で、内二八名が東京・静岡をはじめとする国内居住者であったが、他の二名は朝鮮と満州の居住者であった。

つぎに所有面積をみると、一七一の村外地主全体で田地二〇三町二反一畝一七歩、畑地八四町六反七畝八歩、田畑合計で二八七町八反八畝二五歩を所有していた。これは、前述した昭和七年時点での村外地主の田畑所有面積とほぼ同じであるが、地目別にみると大きく異なっていた。村外地主の田地所有が五九町歩ほど増加し、畑地所有は六二町歩ほど減少しているのである。この事實は、村外地主の田畑総所有面積が昭和七年時点と農地改革時では大差がないことから、昭和七年以降に村外地主所有畑地の水田化がかなり行われたことを意味するものであろう。

昭和二十四年一月一日現在の舟形村の耕地面積は、田地が五〇四町七畝二四歩、畑地が二七九町六反七畝九歩で、田畑合計では七八三町七反五畝三歩であった(昭和二十五年版『村勢要覧』)。これらに対する村外地主の所有割合は、田地で四〇・三パーセント、畑地で三〇・三パーセント、田畑合計で三六・七パーセントとなっていた。つまり、舟形村の耕地の三分の一以上が村外地主によって所有されていたのである。

所有者別にみると、舟形村に最も多くの耕地を所有する村外地主は、大正期から小国川右岸の開発を進めてきた三光合資会社であった。農地改革時点での同社の代表は鶴岡市に居住する小林鉄太郎であったが、同社は七七町八反五畝一七歩の田地と四七町八反七畝一三歩の畑地、合計で一二五町七反三畝歩の田畑を所有していた。三

光合資会社は、大正期から一貫して舟形村における最大の村外地主であった。

三光合資会社につぐ村外地主は、東京都に居住する潮田勢吉という者で、田畑合計で三六町四反九畝二〇歩を所有していた。この他には一〇町歩以上を所有する村外地主はいなかったが、つぎのようなものが比較的多くの田畑を所有する村外地主であった。最上郡内居住では金山町の岸農山育成会（田畑計四町一畝一八歩、農地改革時の代表は岸伊一郎）、新庄町の清水東喜治（二町六反二畝一八歩）・佐藤儀三郎（二町五反三畝二二歩）・土屋吉之助（二町五反二畝一九歩）、北村山郡内居住では大石田町の渡辺喜助（三町四反七畝一六歩）・渡辺トシ子（一町七反九畝五歩）と高桑幸助（二町三反二畝八歩）、福原村の東海林要（六町六反八畝二二歩）・阿部虎之助（五町九反五畝四歩）、そして尾花沢町の菅野和助（八町一三歩）・菅野金太郎（三町三反八畝三歩）であった。

さらに、県外の地主としてはさきの潮田勢吉の他に、静岡県の上内庄八（八町四反九畝二歩）と上内庄助（四町六反一六歩）が多く、田畑を所有していた。

以上の村外地主のうち、渡辺喜助と同トシ子、菅野和助と同金太郎、上内庄八と同庄助の三組は、同一世帯に属するものか、血縁関係にあるものでなかったかと推察される。大規模の村外地主のうち、既述のように三光合資会社は開墾地主であり、大石田町の高桑幸助もおそらくは堀内村真木野の開墾を行った高桑勇蔵の縁者ではないかと思われる。また、岸農山育成会は明治前期から最上郡内の最大地主であり、貴族院多額納税者議員互選人でもあった岸三郎兵衛家等がつくっていた組織であった。渡辺喜助も同じく明治中期から貴族院多額納税者議員互選人であった大石田町の大地主である。この他の村外地主も、その多くは居住地内では有力な地主層であったと推察される。なお、第二八表にはその他として村外地主の山林・原野と宅地の所有面積も示したが、これは資料とした「計画

書」に買取対象地として載っているもののみを掲げたのであり、これらの地目についての村外地主のすべての所有を示しているわけではない。

さて、つぎに第二九表によって地主制解体期の堀内村における村外地主の所有状況をみてみよう。第二九表も舟形村の場合と同様、農地改革時の「売渡計画書」を集計し作成したものである。

舟形村ほどではないが、農地改革時に六〇人の村外地主が堀内村の田畑を所有し、一人が草生地を所有していた。山林・原野及び宅地の所有については、この「計画書」からは知られない。

最も多いのは二八名の亀井田村

第7—29表 堀内村内民有地の村外所有者の居住地別面積（農地改革時）

郡・市	町 村	人 数	田	地 畑	計	比 率	そ の 他
最上郡	新庄町	5	反 畝 歩 27. 9. 24	反 畝 歩 2. 9. 16	反 畝 歩 30. 9. 10	% 4.8	
	大蔵村	3	23. 4. 25	2. 9. 21	26. 4. 16	4.1	
	金山町	1	23. 0. 20	—	23. 0. 20	3.6	
	八向村	1	—	0. 9. 25	0. 9. 25	0.2	
	小 計	10	74. 5. 9	6. 9. 2	81. 4. 11	12.7	
北山村郡	大石田町	13	240. 2. 24	133. 4. 12	373. 7. 6	58. 5	
	亀井田村	28	105. 4. 4	33. 8. 0	139. 2. 4	21.8	草生地3反9畝4歩
	福原村	3	3. 5. 11	2. 4. 11	5. 9. 22	0.9	
	大富村	1	10. 1. 8	—	10. 1. 8	1.6	
	尾花沢町	1	6. 3. 29	—	6. 3. 29	1.0	
	小 計	46	365. 7. 16	169. 6. 23	535. 4. 9	83.8	草生地3反9畝4歩
山形市	1	1. 9. 29	—	1. 9. 29	0.3		
東田川	余目町	1	11. 9. 1	—	11. 9. 1	1.9	
県外	東京都	2	4. 9. 29	2. 2. 10	7. 2. 9	1.1	
	千葉県	1	—	1. 2. 11	1. 2. 11	0.2	
合 計		61	459. 1. 24	180. 0. 16	639. 2. 10	100.0	草生地3反9畝4歩

(注) 1. 数値は農地改革の際の「売渡計画書」(舟形町役場所蔵)を集計したものである。
2. 相続関係がないと思われる2名の共有地は、便宜上折半して、半分ずつ両者の所有とした。

居住者で、そのほとんどが隣村の次年子村の者であった。そのつぎに多いのが大石田町の一三名で、農地改革時にもこの二町村の村外地主が多く、所有耕地面積も圧倒的に多いという実態は、昭和元年当時と変わっていない。なかでも大石田町の地主が田地二四町二反二四歩、畑地一三町三反四畝一二歩と、村外者所有面積の過半を所有していた。

大石田地主で最も多く所有していたのは高桑祐太郎（田畑計十九町六反九畝七歩）で、これに高桑秀太郎（五四町六反九畝一四歩）・有路善七（三町四反六畝一三歩）・小山孫吉（一町九反八畝九歩）・渡辺喜助（一町七反六畝三歩）などがつづいていた。このうち高桑祐太郎・同秀太郎と前出の高桑幸助（堀内村での所有畑四反二畝二八歩）は、高桑勇蔵の縁者と思われる。これに対して、亀井田村の居住者では青木作次（二町四反四畝六歩）・遠藤松次郎（二町四畝二三歩）・青木秀蔵（一町七反三畝四歩）・青木友吉（一町一反九畝一歩）の四名が一町歩以上の所有者で、その他はほとんどが五反歩未満の小規模所有者であった。次年子村を中心とする亀井田村の所有者は、人数が多いわりには堀内村にそう多く耕地を所有する地主はいなかったのである。

以上の大石田町と亀井田村以外の地主で、堀内村内に一町歩以上の耕地を所有する村外地主は四名と一団体だけであった。つまり、岸農山育成会（田畑計二町三反二〇歩）と新庄町の五十嵐寿郎（一町九反四畝一五歩）、大蔵村の国分富蔵（一町六反八畝一九歩）、北村山郡大富村の武田照信（一町一畝八歩）、東田川郡余目町の岩田湖東吉（一町一反九畝一歩）の四名であった。この他はほとんどが五反歩未満の所有者であった。

これが堀内村にみられた村外地主の所有状況であるが、同村は村内耕地面積が舟形村の半分以下ということもあって、舟形村ほどに大規模な村外地主は存在しなかった。それでも、堀内村の昭和二十四年当時の耕地面積は田地が二二八町七反歩、畑地が一五四町六反六畝歩であったから（昭和二十四年『山形県統計書』、農地改革時には田地の二〇パーセント、畑地の一一・六パーセント、そして総耕地の一六・七パーセントが村外地主によつ

て所有されていたことになる。

以上、農地改革以前の舟形・堀内両村における村外地主の所有について概観したが、両村において村外地主の土地所有が大きな比重を占めていたことは明らかになったものと思われる。

きわめて不十分な資料を通してではあるが、これまでの検討から、最上郡内ではそう展開度が高い方ではなかったが、舟形・堀内両村でも明治前期から農地改革時にかけて、地主的土地所有が広範に展開していたことは明白である。そして、両村に共通の地主制展開上の特色は、大規模な村内地主が生成しなかったということ、それに反して村外地主の侵食が著しかったということである。特に、両村とも最大の村外地主が開墾地主であったということは、少なくとも郡内の他町村にはみられない特徴であったように思われる。言い換えれば、明治中後期以降における両村への村外資本の進出は、一面では村内の開発を強力に押し進め、両村に大きな恩恵をもたらしたのであったが、他面では長く両村の農民を地主・小作関係に拘束するという結果にもなったのであった。

2、地主・小作関係の態様

前述のように、農地改革以前の最上郡及び舟形・堀内両村では地主的土地所有が広範に展開していたのであるが、つぎに地主制下で農民がどのような状態におかれていたか、地主・小作関係の概要について、舟形・堀内両村を中心にみてみたい。

まずはじめに、前述した地主制の進展につれて自作農・自小作農・小作農の数がどのように推移したかを第三〇表で概観してみる。ここでは、自作農とは自らの所有耕地のみを耕作する農家、小作農とは耕作地のすべてまた

は過半が小作地である農家、自作農とは耕作地の過半は自らの所有地であるがその他に小作地も耕作している農家と解釈しておきたい。

第三〇表によると、大正八年から昭和十四年にかけて、最上郡全体及び舟形・堀内両村ともに、しだいに自作農戸数が減少し、多少なりとも小作をする自小作農及び小作農の戸数が増大していることは明白である。最上郡全体で見ると、大正八年に自らの所有地の耕作のみで経営を維持していた農家は全農家の三〇パーセント、つまり一〇戸のうち三戸にすぎなかった。その他の七〇パーセントは、多少なりとも地主からの貸付けをうけ

第7—30表 自作・小作別農家数の推移

郡村	自作別	大正8年		昭和元年		昭和3年		昭和14年	
		戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
舟形村	自作	259	35.9			186	21.5	152	19.9
	自小作	357	49.4			268	30.9	345	45.3
	小作	106	14.7			413	47.6	265	34.8
	計	722	100.0			867	100.0	762	100.0
堀内村	自作	55	36.4	59	29.5	70	33.3	28	13.1
	自小作	50	33.1	78	39.0	140	66.7	150	70.1
	小作	46	30.5	63	31.5	—	—	36	16.8
	計	151	100.0	200	100.0	210	100.0	214	100.0
最上郡全体	自作	2,199	30.0			2,051	23.7	1,688	17.9
	自小作	3,092	42.3			3,487	40.2	3,971	42.2
	小作	2,027	27.7			3,127	36.1	3,760	39.9
	計	7,318	100.0			8,665	100.0	9,419	100.0

(注) ○典拠は大正8年が『最上郡統計書』、昭和元年が『昭和元年山形縣最上郡堀内村勢要覽』、昭和3年が『山形県統計書』で、昭和14年は『最上郡満洲分郷計画書』(村山市史編集資料第七号所収)である。

て、小作を行っている農家であった。それが大正末から昭和十年代にかけて一層自作農家の比率が低下し、昭和十四年には自作農は最上郡全体の一七・九パーセントに過ぎなくなっている。実に一、〇〇〇戸のうち一七九戸のみが自作農で、残りの八二一戸は幾分なりとも小作をしていたわけである。最上郡全体では大正八年から昭和十四年にかけて、自作農の減少に伴って自小作農よりもむしろ小作農の増加が著しく、この点からもこの時期に零細所有者の一層の零細化、ないしは無所有化が進行していたことが窺われる。

舟形・堀内両村も大正八年以降、一貫して自作農が減少しているが、自小作と小作の数及び比率には大部移動がみられる。舟形村では大正八年から昭和三年にかけて小作農が急増するが、その後は小作農が減少し、自小作農が増加している。堀内村も傾向としては舟形村と同じであるが、昭和に入ってから小作農の減少が著しい。これらのことは、前述したように昭和二年頃に村外地主から耕地を買戻した農民もあつたことから、最上郡全体の傾向に反して、舟形・堀内両村では小作農の中にも幾分、自らの耕地を所有する者が増加しつつあつたことを示すものであろう。そうはいつても、両村の場合も昭和十四年時点で自作農は農家戸数の二割に満たず、特に堀内村の場合は、小作農比率が低いにもかかわらず、自作農比率が一三・一%と郡平均よりもかなり低かつた。

このように、両村でも農家一〇戸のうち小作をしないのは二戸に満たなかつたのである。おそらく、一部落で所有地のみ耕作で経営を保っていた農家は数軒しかなかつたのであろう。ほとんどの農家が多少の小作を行っていたのである。これが農地改革以前の舟形・堀内村のみならず、最上郡そして山形県、ひいては日本全体の農村の姿であつた。古老の話によると、富田地区では一反歩以上の田地所有者に水利組合の選挙権が与えられたが、昭和前期に一二〇戸ほどあつた同地区で、その権利を有する一反歩以上所有農家は二〇戸ほどしかなかつたという。

なお、第三〇表で昭和三年の堀内村の小作農はゼロとなつており、『県統計書』の記載には疑問が残るが、第三〇表

では一応そのままかかげて、それを補う数値として『村勢要覧』の昭和元年の戸数をも載せておいた。

さて、以上のように最上郡及び舟形・堀内両村のほとんどの農家が多少なりとも地主から小作地を借りうけ小作経営を行っていたわけであるが、どのような条件で小作地の貸借が行われていたであろうか、この点について前出した『国有林野所在町村勢調査書』を主な手がかりとしてみておきたい。

はじめに舟形村における小作慣行をみると、同村では永小作権を設定した小作地の貸借はなく、ある年数を定めての小作契約であったが、従来は小作証文を入れての貸借は少なく、口約束による場合が一般的であったという。それが昭和に入った頃から、地主によってはつぎのような条件を明記した小作証文をとって小作地を貸付けるようになった。

小作証

郡 村大字 字 番地

一 田吉反歩 此小作料玄米四斗入式俵半也

但シ不作ノ年ハ検見ノ上割引致ス約定

右貴殿御所有ノ土地前記立付米ヲ以テ小作仕り候処美正也、然ル上ハ小作立付米納期ハ毎年十月三十日迄相違ナク納付仕ルベク候、為後日小作証仍而如件

年 月 日

住所 氏

名 ㊦

殿

(前掲『村勢調査書(舟形村)』)

この小作証文の様式では貸付地についての小作料とその納期、そして不作時の検見による減免措置の付帯条件が明記されているだけであるが、小作期間については昭和に入っても口約束が多く、地主・小作間に問題が生じなければ、継続小作するのが慣行であつたのかも知れない。小作料は耕地の所在する条件とか、地主によつても多少の差はあつたが、舟形村の場合、標準的には水田では上田が米一石四斗、中田が一石、下田が八斗であつた。この小作料額は『町村勢調査書』中の「小作慣行」という項に記載された数値であるが、同調査書の別の箇所には前節でもふれたように、つぎのような数値もみられる（昭和八年頃）。

●舟形耕地整理組合内の田地

反収 上田二石六斗、中田二石二斗、下田一石八斗

小作料 三光合資会社の所有地は上・中・下田とも反当たり平均八斗、その他は上田一石二斗、

中田一石、下田八斗

●経壇原耕地整理組合内の田地

反収 上田二石四斗、中田一石八斗、下田一石二斗

小作料 上田八斗、中田六斗、下田四斗と二斗

●長沢耕地整理組合内の田地

反収 上田二石八斗、中田二石四斗、下田一石八斗

小作料 上田一石二斗、中田一石、下田八斗

このように、各耕地整理組合ごとにとみると反収も小作料もかなり異なつていたことが知られる。反収では長沢耕地整理組合内の田地が高く、小作料は三光合資会社の所有を除いて、舟形耕地整理組合内の田地が最も高かつ

た（小作料率ほぼ四五％）。経壇原耕地整理組合内の田地は、相対的に反収が低い割りに小作料率も三三・三パーセントと低かった。

この耕地整理組合ごとの小作料に比較するとさきに記した上田一石四斗という額は非常に高いことになるが、あながちこれが誤りというわけではないようである。古老の述懐するところでは、富田地区の小作米は普通、反当たり三俵半（一石四斗）であり、「分け作」という小作方法だったという。分け作というのは、収穫米を地主と小作人が折半するという小作契約である。この古老の話に従うと、小作料率は五割で、反収は二石八斗ということになる。

さらに昭和三、四年頃の調査結果と推定される別の資料（三春伊佐夫「水田」反歩に対する地主・小作取分）によると、舟形村の反当たり平年収量は二石一斗で、小作料は一石、つまり地主取分（小作料率）は四七・六パーセントとなっている。以上のように、小作料は村内一様ではなく、それぞれの地主によっても差があつたが、おおむね舟形村では水田の場合、収穫量の四割から五割が小作料であつたと考えて大過ないように思われる。つまり、小作をする農民は収穫米の四割から五割をまず小作米として地主に納入し、残余で必要経費を支払い、そして一家の生活を維持しなければならなかつたのである。

水田の小作料は米で支払われたが、舟形村の畑小作にはいくつかの小作料納入形態があつた。一つは水田にもあつたが「分け作」といって、収穫の際に地主と小作人が立合いの上、栽培作物の収穫量を折半する方法がとられた。また、栽培作物に関係なく、反当たり一斗ないし二斗の大豆で畑の小作料を取りきめている場合もあつた。この他に、おそらく村内地主からの借地の場合と思われるが、現物小作料は支払わないで、その代りに農繁期の労力提供を約して小作しているものもあつたという。

つぎに堀内村についてみると、同村でも永小作権を設定した小作契約はほとんどなく、小作証文を取りかわす場合でも、「小作米不納ノ場合ハ小作ヲ解カルルモ何等異議ナキ云々」といった条件を付すのが大部分であった。同村には何等の証文も入れず、口約束だけで小作人が別の小作人にまた貸する「又小作」もみられた。この場合、最初の小作人は自分の払うべき小作料よりも幾分高い小作料で又小作人に貸付け、その差額を取得したが、いつでも小作地を取り戻せるように口約束でまた貸して置くものであった。その意味で、又小作はきわめて不安定な小作契約であった。

堀内村における標準的な小作料は、水田の場合、反当たり上田で一石、中田で八斗、下田で六斗であった。玄米で支払うのが普通で、水田の小作料を玄米年貢と称した（『国有林野所在町村勢調査書（堀内村）』。前掲の「水田一反歩に対する地主・小作取分に関する調査」によると、堀内村の反当たり平年収量が二石で、小作料が一石つまり、小作料率五〇パーセントとなっている。

畑小作の場合は、主として大豆で小作料を支払い、大豆年貢と称した。その額は反当たり上畑が二斗、中畑が一斗五升、下畑が一斗であった。

小作料についてのこの他の慣行としては、土地改良を行い増収をはかった場合、それを小作人が実施した時は小作料は引き上げなかったが、地主が行った時にはある程度の小作料引き上げをするのが普通であった。また、地主が小作地を他の地主に売却する時は、小作料の引き上げを行って売り払うのが通例であった。その際、弱い立場にある小作人は、新地主からも引き続き小作を認められるにはその条件を甘受しなければならなかったのである。

凶作などの不可抗力で減収となった場合には、普通は地主・小作人の双方が立合って、実情に則した小作料を

決定するというのも一つの慣行となっていた。

舟形村では灌漑水路の維持は、山間部の耕地を除くとほとんど水利組合と耕地整理組合の手で行われていたが、堀内村では用水路の修理は、小作地については小作人の負担で実施しなければならなかった。そのために、年間に各小作農家で七、八人の労力を要したという。ただし、水路の新設とか特殊な修理については地主側が負担した。

以上、舟形・堀内両村のおおまかな小作慣行について述べたが、農地改革以前には数の上では圧倒的に多数の小作及び自小作農が、自らの耕地を所有しないがために、少数の地主の下に高額の小作料と不利な小作条件を課せられて農業を営まなければならなかったのである。最上郡及び舟形・堀内両村では大きな小作争議はなかったが、古老の話によると、富田地区では地主・小作間の摩擦はしょっちゅうあったという。そのようなことは、農地改革以前には大抵の部落であったことであろう。以上のように、高額の小作料納入を伴う地主・小作関係が長い間にわたって舟形・堀内両村でも、直接耕作者を規定する農業の生産関係として存在したのであった。



開墾堰取入口（松橋付近）

第六節 農業恐慌下の舟形

1 昭和初期の特徴

大正十五年の十二月暮、大正天皇崩御、皇太子裕仁ひろひとが皇位につき、年号は「昭和」となった。「昭和」とは中国の書経しよきやうにある「百姓昭明、万邦協和」の中の二字をひろいあげたコトバで、天下が明らかで平和に治まることの意味だという。しかし、時代はその願いと逆で、「昭和」の前半は不況と凶作と戦争のあけくれだった。

昭和四年十月、ニューヨークのウォール街の株価暴落にはじまったアメリカの恐慌は、世界恐慌にまで発展し、日本経済——農家経済にも深刻な影響を与えた。輸出不振による生糸相場の大暴落、そしてその暴落は、米価さらにはすべての農産物に及んだ。最上地方の農家も、その影響をもろに受けた。昭和五年・八年は、豊作であった。しかし、豊作ゆえに米や麦の価格は下がり、「豊作貧乏」というコトバを生む。それに加えて東北地方を襲った冷害・凶作である。舟形村のとなりの、稲舟村（現新庄市）の、当時の調査報告書はいう。

冷害凶作ハ昭和六年同九年ト簇発シ被害程度いちじろ著シク六年ニ於テハ農作物の



昭和9年の大洪水、舟形向屋地区を望む

減収三割余、九年ニ於テハ実ニ八割ニ達シ未曾有ノ惨状ヲ蒙レル。殊ニ近年ハ財界不況ノ為メ平年作柄猶且ツ喘ギツアル折カラトテ苦境ニ柏車ヲ掛ケタル感アリ。(昭和十三年『国有林野所在町村調査書』第六卷所収「最上郡稲舟村」)

最上地方の娘身売りが、マスコミの話題となつたのも、この頃である。当時堀内村の青年団長をしていた、林茂夫氏(現ブラジル・サンパウロ在住)は、往時をふり返り次のように語っている。

東北の惨状は見るに忍びない。身売娘のことは一般化して全国で四万人、青森は一六七町村の内娼妓を出さない村は二〇ヶ村、売られたものは七、〇〇〇人、山形県もこれにおとらないことでしょう(筆者注・白和二年段階で、最上郡の娼妓数は二二九名。谷川健一編『娼婦』近代民衆の記録)所収「農村疲弊と子女売買問題——山形県最上郡西小国村娼妓出稼調査」。惨状をきいて大学生たちは、東京で身売り防止を訴えたのもこの時で、新庄警察署に三万円の金がまわってきたときいている。警察では松田甚次郎君や篤志者を動員して身売列車に乗込んで娘の買戻しをやった話を、私は何べんも聞いた。その娘らを東京の日本赤十字社に依頼、よい家庭に引取られ、花嫁学校などに通つたものだった、ということだ。(昭和五十五年三月、舟形町教育委員会へ寄せた手紙より)。

以上の証言からもわかるように、昭和初期の農業恐慌と凶作は、農村をどん底に突き落した。

こういう状況を背景に、昭和六年に満州事変が起き、翌年「満洲国」成立。農村の困窮を救う道として、満州移民政策が本格化する。舟形の農民たちも移民として多く出かけていった。

また、一方では政府も農村の惨状を黙視出来ず、昭和七年臨時議会(いわゆる「時局匡救議会」)をひらき、農業恐慌対策を打ち出していく。その主な内容は、(1)負債整理、(2)米価政策、(3)救農土木事業、(4)農村経済更生運動等であった。これらの対策が全国的に展開される中で、舟形村が「山形県経済更生指定村」のひとつとして、

村の再建計画を策定するよう指示を受けたのは、昭和十一年。堀内村は翌十二年である。

昭和十二年日中戦争（日華事変）起きる。つづいて十六年には、太平洋（大東亜）戦争へと入っていく。全国的な不況・凶作・貧困から噴き出る民衆の不满・矛盾を、他国への侵略——戦争によつて解決しようとしたのが、昭和十年代の日本の歴史の動きであった。

2 思い出断片——不景気と凶作

筆者はここでまず、昭和初期に小学生であった年寄りたちに登場していただき、当時の思い出を語ってもらおうと思う。子ども時代の目を通した、思い出の断片であるが、舟形の当時の暮らしの少しは見えてくる筈である。引用はいちいち断わらないが、舟形小学校・富長小学校『百年の歩み』及び長沢小学校『創立百周年記念誌』によるものである。見出しは筆者がつけた。

不景気のどん底生活

私達の時代は不景気のどん底生活でしたので、学用品の購入にはみんな自分達の薬作業、どじょう捕りでまか
なつた。イタチも捕つた。安い学用品を買うために舟形まで歩いたこともあつた。（富長小学校・昭和六年卒）

八 歙 末 松

修学旅行のお金を自分で作る

中西 恵次郎

私達の小学校時代は昭和初期の不景気時代で、今の生徒が聞いたらきつとびつくりすることと思います。一例をあげるならば、修学旅行に行きたければ、自分でお金を作ったものです。あたんを入れるたわらあみ、田んぼのどじょうしめをして売ってお金をためて、おにぎりを作ってふろしきにつつんで、それでもうれしくて行ったものです。（舟形小学校、現札幌市・一の関出身・昭和六年卒）

教科書が買えない

斎藤 七雄

私達が小学校で学んでいた頃は、国定教科書を使っており、昭和初期の最も不況の時代であったかと思えます。僅か五銭位の教科書が買えないで、兄から弟、弟から妹へと順送りで用いられ、本の背張布アッロクスはぼろぼろになり、裏表紙には二人も三人もの名前が書き連らねてあったものでした。（富長小学校・昭和九年卒）

「カテママ」弁当で学校に行く

佐藤寅雄

二年生のとき（昭和九年）凶作にあい、夏でも非常に寒かったので、米の収穫も出来ず困ったものでした。学校でも朝会の席上で凶作の意味を毎日のように聞かされて身にしみています。一に節約、二にも節約で学校に持って行く弁当も、節約を第一という教えから「カテママ」で、米には大根の葉とか、馬鈴薯などを入れて食べたものです。（舟形小学校・昭和十三年卒）

食糧増産と勤労奉仕

平賀源治

日支事変がぼつ発し、食糧増産が叫ばれ、学校のちよつと離れた所に実習畑があった。その畑へ肥料運びをしなければならぬ。文句一つ言わずによく働いたものだと思う。戦争が激しくなるにつれて、村の男達が、次々と出征して行く。その労力を補うために、稲入れの時には、勤労奉仕をしなければならなかった。（富長小学校・昭和十三年卒）

先生の給料分割払い

大場 積 善

何といつても、一番深刻に頭に焼きついているのは、冷害のことです。昭和九年の六、七、八月頃の稲の生育に最も大切な時期に、毎月のように寒冷な東風が吹き、ほとんど日の光を見ることができず、稲作は不良、村経済は窮迫し、先生方に支給する給料も市町村支弁の時代で、一か月分を満足に支給もできず、分割払いを余儀なくさせられました。(舟形小学校第十二代校長、昭和九年八月～昭和十一年十二月)

満蒙開拓義勇軍の募集

加々美 豊 雄

やがて卒業も間近くなったころ、戦争は益々はげしくなり、われら小学生も出征兵士の見送りや、出征兵士の宅へ勤労奉仕にでかけた。一方学校では食糧増産のための農業課程の時間が多くなり、教室での授業はろくにできない有様であった。そんな時、満蒙開拓義勇軍の募集が盛になり、私も三男なので応募するようたびたび勧められた。職員室に呼ばれ国家の情勢等をこんこんとさとされたが、私は憶病でどうしても応募する気にはなれなかった。最後には非国民とまでのしられたことを記憶している。稲刈の最盛期のころ、日が暮れるまで一人職

計	長尾	野	巾	大平	内山	平石	楯	下場	宿	経壇原	農	商	製	炭	日	雇	大	工	漁	業	下	駄	商	其	他	計
二五〇	二一	四二	三六	二二	三六	一五	一一	一六	二七	二三																二九
九		一	一			一		五		一																二九
二一	五	七	三		三				一	二																二九
三一	二	二	一		五	一〇		二	七	二																二九
七	一		二			一		一	二																	二九
二					一	一																				二九
三						三																				二九
二三			一		七	四		三	七	一																二九
三四八	二九	五二	四六	二二	五二	三五	一一	二七	四四	二九																二九

戸口調査
(一) 戸数
1. 職業別

子どもの頃の体験として語られている、当時の暮らしの貧しさは、何も昭和に始まったわけではないが、米価や生糸相場をはじめとする史上まれにみる農産物価格の大暴落と凶作が加わった、いわゆる農業恐慌下で、多くの農家がばく大な借金を背負い込み、村単位で「負債整理組合」が作られる、という所にこの時期の特徴があった。その舟形全体の状況については、あとでくわしくみるとして、ここではさしあたり長沢各部落の、昭和十一年度「郷土調査」(舟形東部小学校編)から、職業と生活程度の状況を示す資料のひとつを紹介しておこう。

員室に残され応募するよう勧められた。外は暗くなり、人一倍さびしがりの私は、どうしようかと思つているとき、小使ヂツチャが中の山に通ずる渡船場から送ってくれた。ちょうど稲刈帰りの部落の方がいたのでその方に託されて帰ったこともあった。(長沢小学校・昭和十二年卒)

考 察

當部落は殆ど純粹なる農村といつてもよい位である。このことはこの調査によつて一目瞭然である。魚業家、日雇、製炭業者といつても傍ら必ず農業を営んでゐる。其の他の中で大部分を占めるものは便利屋である。それ程本村は地勢上不便な結果であることを物語る。

2、生活程度別

	生活困難	稍々生活困難	普通	普通以上	計
経壇原	九	一五	五		二九
宿	七	一四	二〇	三	四四
下場	二	一	一	二	二七
楯			八	四	一二
平石	四	一五	一四	二	三五
内山	一〇	一八	二〇	四	五二
大平	二	三	一五	二	二二
巾	五	八	二七	六	四六
野	三	一二	三〇	七	五二
長尾	六	七	一五	一	二九
計	四八	一〇三	一六六	三一	三四八

考 察

昭和九年十二月一日の大凶作當時調査に比して生活程度余りにも向上して居らぬ理由はどうか。昨年度は一昨年の大不作の影響を受けてか、再び不作の連命に遭遇し再度の打撃に加へて九年度の借貸關係の取立にあひ、一昨年以上の痛手をおひし結果立直る暇なきためなりと思ふ。

3 自力経済更生運動

昭和十一年県当局（指導機関・山形県振興委員会）から、「経済更生指定町村」のひとつとして指定された舟形村は、翌十二年一月『舟形村経済更生計画書』を作成した。その「計画要旨」の冒頭にいわく。

「打続ク農村疲弊ノ現状ニ鑑ミ其不況ヲ匡救シ産業ノ振興ヲ図リ村民ノ安定ヲ策シ農村ノ更生ニ努ムルハ現下ノ急務ナリ。惟フニ現下農村ノ疲弊ハ由ツテ来ル処ハ経済界ノ異常ナル不況ニ基クハ論ヲ俟タサレ共其一面農村経済ノ欠陥ニヨルモノ少ナシトセズ此ノ際農家ノ自醒ヲ促スト共ニ之ガ根本的改善ノ方法ヲ講セザルベカラズ（以下略）」と。

翌十二年は堀内村も指定され、「更生計画書」を作成するが、「計画要旨」の書き出しは、次のようになってい

る。

「本村ハ大正七、八年経済界ノ好況ニ伴ヒ著シク生活ノ膨脹ヲ来シ爾后累年ニ亘ル財界不況ノ影響深刻ヲ極メ農家ノ疲弊困憊其ノ極ニ達セントスルノ現状ニ鑑ミ……」、以下は舟形村と同じような文句が並べてあつて、終わりの方は、こうなっている。

「本県経済更生指定村トシテ各般ノ指導ヲ仰グコトナリタルヲ以テ直ニ堀内振興委員会ヲ組織シ基本調査ヲ行ヒ将来ニ対シ村経済ノ組織及運営改善ノ要点ヲ究メ村更生ノ計画ヲ樹テ以テ目的達成ヲ期セントス」

これら両村の「計画書」の形式はほぼ同じで、大きくは(1)村の現状分析、(2)再建計画案、となつてゐる。

まず昭和十年前後の、舟形・堀内二村の経済・生活状況は、どうであつたか、次の統計表を眺めてもらいたい。

堀内村の現況（昭和十二年十二月）

戸口増減ノ状況

種目	十年前	五年前	現在	十年前ニ比シ	五年前ニ比シ
現住人口	二、三〇〇戸	二、三二二戸	二、三三四戸	一〇四%	一〇二%
内訳	一、五七二戸	一、五三六戸	一、五七一戸	一〇一%	一〇三%
男	七八三	七四五	七八四	一〇一%	一〇二%
女	七八九	七九一	七八七	一〇一%	一〇一%
一戸当家族数	六・八	六・六	六・七	〇・一	〇・一

職業別所数	職業別種目		専業	兼業	兼業	水産業	工業	商業	其他職業	總戸数ニ対スル率
	總戸数	専業ノ内訳								
農業	二〇〇	一三八	六二	二七	七	一	一	一	一	八五%
林業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一%
水産業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一%
工業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一%
商業	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一%
其他職業	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一%
無職	二三四	一七〇	六四	二八	七	一	一	一	一	一〇〇%

反別々ノ種目	土地所有並耕作反別戸数		田畑山林所有戸数	田畑耕作戸数	總戸数ニ対スル比率
	田畑山林	所有戸数			
五反歩	一三〇	一三〇	六五戸	三五戸	一七・五%
五反歩	一	一	五八	五	三二・五%
三反歩	一	一	五	一	三二・五%
二反歩	一	一	五	一	三二・五%
一反歩	一	一	五	一	三二・五%
計	一三〇	一三〇	一三五	三五	一七・五%

農家一戸当耕作反別	全耕作反別	田畑計	田畑計
一町九反	二〇二町七反	一〇〇	一〇〇
一町八反	一一七町一反	一〇〇	一〇〇
一町	三一九町八反	一〇〇	一〇〇

舟形・堀内現金収支状況（『両村経済更生計画書』より作成）

(1) 収入総額順位

順位	舟 形 村		堀 内 村	
	項 目	金 額	項 目	金 額
1	耕 種 生 産	123,966円	耕 種 生 産	29,430円
2	俸 給 恩 給	62,579	出 稼 収 入	9,817
3	其 ノ 他 収 入	55,321	養 蚕	7,514
4	商 工 業 収 入	35,832	林 産	5,250
5	養 蚕	26,683	其 ノ 他	5,159
6	亜 炭	15,453	俸 給 恩 給	4,678
7	林 産	13,959	商 工 業 収 入	2,890
8	貸 金 預 金 利 子	13,082	貸 金 預 金 利 子	1,151
9	藁 工 品	5,576	畜 産	1,805
10	出 稼 収 入	3,763		
11	漁 獲	2,827		
12	畜 産	1,330		
13	果 実 其 他	605		
	総 額	360,976	総 額	67,694

(2) 収入1戸当たり順位

順位	舟 形 村		堀 内 村	
	項 目	金 額	項 目	金 額
1	亜 炭	2,575円60銭	俸 給 恩 給	311円
2	商 工 業 収 入	377. 28	林 産	224
3	俸 給 恩 給	269. 72	商 工 業	192
4	貸 金 預 金 利 子	162. 58	耕 種 生 産	130
5	耕 種 生 産	149. 53	其 ノ 他	101
6	林 産	143. 89	出 稼 ぎ	88
7	其 ノ 他 収 入	126. 34	養 蚕	33
8	養 蚕	111. 76	畜 産	12
9	漁 獲	18. 72	貸 金 預 金 利 子	5
10	出 稼 収 入	9. 50		
11	藁 工 品	9. 13		
12	畜 産	2. 54		
13	果 実 其 他	1. 35		

911 第六節 農業恐慌下の舟形

(3) 支出総額順位

順位	舟 形 村		堀 内 村	
	項 目	金 額	項 目	金 額
1	生活費(經常費)	388,593円	生活費(經常費)	38,821円
2	負 債 利 子	49,091	負 担	18,106
3	負 担	45,594	金 肥	13,735
4	金 肥	43,197	負 債 利 子	8,104
5	生活費(臨時費)	20,820	生活費(臨時費)	7,462
6	産 業 用 品	19,140	産 業 用 品	7,256
7	労 賃	13,047	労 賃	2,398
	総 額	579,482	総 額	95,882

(4) 支出1戸当たり順位

順位	舟 形 村		堀 内 村	
	項 目	金 額	項 目	金 額
1	生活費(經常費)	393円75銭	生活費(臨時費)	259円
2	金 肥	52. 13	〃 (經常費)	60
3	負 債 利 子	46. 26	負 担	35
4	負 担	42. 15	労 賃	32
5	生活費(臨時費)	19. 62	産 業 用 品	31
6(5)	産 業 用 品	17. 78	金 肥	31
7	労 賃	12. 29	負 担 利 子	12

以上の統計表は、それぞれ読んでいただければわかるが、両村の「現金収支状況」についてのみ若干のコメントをつけておきたい。

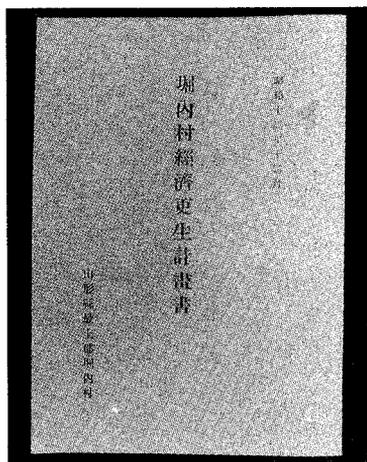
(1) 収入総額について

両村の収入の第一位は「耕種生産」（土地を耕して生産するもの、麦、大豆、野菜等いつさいをふくむ）で、農家中心の村構成であるから当然といえるが、二位が舟形が「俸給恩給」収入であるのに対し、堀内は「出稼収入」となっている。役場職員等の「俸給恩給」か、いずれにせよ、役人は不況に強かったということになる。三位は舟形で「其ノ他」の収入とあるが、統計表には「生産物以外ノ」という注があるだけで、内容がはっきりしない。堀内では「養蚕」である。他の統計表をみると舟形の養蚕飼育戸数は、春蚕（二三八戸）、初秋蚕（二一六戸）、晩秋蚕（一七二戸）である。合計すれば六二六戸となる。堀内の養蚕飼育戸数一一八戸。その他、堀内村の収入の項目に出てこないもので、舟形村の六位の亜炭、九位の薬工品、一一位の漁獲収入があげられている。

(2) 一戸当たりの収入について

両村の第一位の収入は舟形の「亜炭」（採掘や運搬等による手間賃の収入だろう）に対し、堀内が「俸給恩給」とはどういう理由によるものか。その他、ここで注目すべきことは両村とも、農家の基本収入である「耕種生産」や「養蚕」があまりふるわないことである。

(3) 支出総額について



『堀内村経済更生計画書』(昭和12年)

両村とも第一位が「生活費(経常費)」とあるのは、当然のことだが、二位から四位に負債利子、負担(税金等)、金肥が並んでいる。

(4) 一所当たりの支出について

第一位が両村とも「生活費」であるが、舟形が経常費に対し、堀内は臨時費(冠婚葬祭等の費用)である。臨時費が経常費の上位にあるのはどうしたわけか。舟形村で金肥、負債利子の支出が上位にあるのに対し、堀内村は最下位にある。尚、「産業用品」の項には「金肥以外」とあり、これは農機具の購入、修理の費用であろう。

最後に、両村の負債については、次のよう記録されているので紹介しておく。

○舟形村 負債総額六十六万五千七百四十円、一戸当たり負債額六百二十七円四十銭

○堀内村 負債総額十五万七千三百円、一戸当たり負債額六百七十二円

次は両村の『経済更生計画書』の内容であるが、こまかな紹介ははぶく。数字(統計)をあげて、年次再建「計画」をいろいろ立ててはいるが、結局は戦争の拡大に伴い、村から生産の担い手である男子が次々と兵隊にとられていなくなり、ごくわずかな部分を除いては実行不可能になった「計画書」だからである。従ってここでは、『舟形村経済更生計画書』の目次を紹介するにとどめる。

目次

- 舟形村経済更生計画要旨
- 舟形村ノ概要
- 舟形村経済更生計画
- 第一 精神教化ニ関スル事項
 - 1、精神更生
 - 一、自治祭
 - 二、全村学校
 - 三、各種団体ノ統制
 - 四、青年学校
 - 五、男子青年団
 - 六、女子青年団
 - 七、小学校教育
 - 八、婦人会
 - 九、在郷軍人分会
 - 十、二三男会
 - 十一、共済精神ノ養成
- 第二 社会施設ニ関スル事項
 - 一、農繁託児所ノ維持
 - 二、納税施設
 - 三、敬老会
- 第三 農業要素整備ニ関スル事項
 - 1、開墾
 - 2、暗渠排水
 - 3、土性調査
 - 4、耕作道林道ノ整備

5、農業水利ノ整備

イ、溜池

ハ、客土及床締

6、災害地復旧(河川改修)

ロ、用排水路

7、労力利用ノ合理化

第四 農業経営ノ改善ニ関スル事項

1、農業簿記ノ奨励

2、自給肥料ノ増産(堆肥)

3、家畜ノ飼育及其ノ利用

4、採草地ノ整理拡張

5、製炭ノ増進

6、副業ノ奨励

一、屑繭整理ト真綿加工

二、薬工品ノ自家製作

第九 生活改善ニ関スル事項

1、日常生活

イ、自給生活ノ拡充

ロ、家庭菜ノ設備

ハ、村医各部落定期出張診療

二、衛生思想ノ普及

2、集会及交際

イ、時間励行

ロ、冠婚葬祭ノ経費節減

第十 結

一、生産増殖ニヨル利益見込

二、消費節約自給経済ニ依ル利益見込

三、経済更生実施ニヨル増加処分案

附 録

山形県舟形村振興委員会規程

委員名簿

指導員名簿

堀内（本村）部落共同組合の活動

林 茂 夫氏（現在、ブラジル在住）の証言

(一) 共同農場設置

私は一九二三年（大正十二年）小学校本科正教員検定に合格すると、すぐ堀内小学校訓導に任命されたが、翌年五月には病気により退職を余儀なくされた。以後、数年間自力闘病に立ち上がると共に、苦悩の末、生涯を農によつて生きる決心をした。その頃、たまたま知り合つたのが、鳥越の松田甚次郎氏である。私は彼と意気投合し、各自各様の仕方によつて、各居村から自力更生をの实をあげて行くことを誓いあつたのであつた。

宮沢賢治の影響を受けて帰郷した松田君は、小作人と同様の生活をしながら、当時鳥越に「最上共働村塾」を起こし、最上共働組合を組織して、自給自足、資本主義の悪弊から逃れようと叫んでいた。

堀内からは加藤福治君ら数人の青年がまず、味噌と醬油づくりを習つて、直ちに村に帰つて実習したことを婦人に教えたが残念ながら農家には大豆も余分の古米も、塩を買う資金もない。そこで村有地二町歩を（松山村有

地）借り、全部落、婦人の朝仕事だけで開墾にはげみ、そこに味噌と醤油の全戸自給の材料を生産する共同農場を作って行ったのであった。世間が共同の困難さを言うが、貧しいもの富めるもの、その雑多な村民が、しかも婦人中心の共同村落が忽然として現われたのである。それと共に、その時七十歳を越えた加藤金吾の母「おはる」と言うお婆さんが、率先して部落の小さいロッヂデール式購買組合を一手に引受けて奉仕をすることになったのである。サトウ一斤を買えば必ず五銭の利益があつた。その五銭は必ずその買った人にもどつて行ったのであるから、貧しくて子供の学校をやめて神奈川県に売られて行く児童や肥料のかたに売られて行く娘の多く目立つた悲惨を目の前にしていた婦人たちは、文句なしに部落の唯なんでもない百姓自体の組合に信頼したのである。

秋になると花のかかった麦こうじ一斗と大豆と塩が各戸に配られて唯水を一斗入れれば醤油が年中喰べられ、味噌は勿論どんな日雇りの百姓も何となくおちついて生活する百姓になったのであった。

そこで共同農場は余つた処に、イモを植えたり、オカボを作つたりして食ベモノを豊かにする計画をたて、或はイモを加工して澱粉にして売り、葱の採種場として滝井種苗から依頼が来るようになり、白菜の共同出荷も試みられ、とにかく一寸した工夫をすれば、農に生きることの不可能でないことが信ぜられて来たのである。

婦人のための農業の組合が、自然に家長たちが参加し子供が加わり年よりのための施策が考えられて、部落を一丸として生活のためのグループが生まれたのが共働組合というのである。

秋の忙しいとき、刈入れも手許の見えない夜になる、留守の子供らが、まぢかねて汁鍋に火をたいて父母を待つたりするときによく火傷をしたり、小さい小火ポヤを起こしたりする危険が多いのでいつしか共同炊事をやってみたと幹部が考えていたので県の方にも鍋を買う補助金を願つたりしていたが、よい場所がない。

それから、村の一番大切なもみすり、精白の共同、小麦がとれると製粉もしたい、油菜が出ると油もしぼりた

い、何と言っても共同作業場がほしい。

こうした折に昭和九年の大凶作に見舞われたのである。

勿論これを機会に農林省も戦後の農地改革と同じ位の経済更生運動もやり負債整理組合を作って当時五十億万円のの整理もやったが何分焼石の水だったようだ。結局の処、凶作対策として農村に恵まれて来たものは恩賜郷倉と部落に共同作業場が建ったことだった。これは三井、三菱の寄附金ということだった。

堀内本村にはほしいと思う何よりの賜りおくりものは作業場であった。洲崎にも一ヶ所計二ヶ所、当時の金で六〇〇円（一ヶ所）位の金だったと思う。

当時、対策について色々協議会がもたれたが、結局この二つであった。

(二) 共同炊事の実行について

共同炊事の農家に必要なことは当時としては異論のない事情であった。今後と云えども農村が組織化され、各自その個性を十分に伸長発揚せねば世界におけるとすれば、生かさねばならない事情到来するかと思われる。

堀内共働組合から県に申請して飯釜や蒸器、什器の助成を得て大方全部落が参加して開始されたのは昭和十一年十月初めから二十日間であったと思う。当時共同作業場は未完成であったがその一部を利用して始め、部落の奥さんたちと何回も協議を重ね、一年早く始めた鳥越を見学したりして万全を期し県社会課の献立表によるカリ付の完全食で二十日間誠に好評であった。当時、小学校長は大場積善氏であったと思うが、部落が農村再建のために共同炊事をやるのに、女の先生方がだまって見ている話はあるまいと言われ、毎日、一人宛共同炊事場に来てくれて当番の農家の主婦を助けて、各家毎の持参米の秤量と出来上がった米飯の秤量を手伝ってもらった。将まさに拳村一体感にわき立って、学童は飯とお菜と汁の運び方を先生方から訓練されて喜々として夕方には作業場に

集つてアツと言う間に配給は終わったものだ。真の農村の教育は何かこの一体感が湧かない処から育たいものとは私に思う。金だ金だと言う中からは決して生まれて来ないものなんだ。

炊事が終わった処で二〇日間の収支決算と反省会が行われ、生き生きとした農家の主婦たちの顔には農村のしあわせというものにあふれていたことを覚えている。農村の文化運動はこういうふん囲気の中から、自然に燃え上がらせねばならないと私は思っていたが、これを指導する者はまだ見当たらなかった。当時わが山形県で共同炊事を実施したのは鳥越協働組合が一回目で次が堀内、あと十八ヶ村で実施された歴史をもっているときいていた。

4 満洲開拓移民

満蒙開拓移民が、世間の注目をあびるようになったのは、昭和七年の第一次武装移民以後のことである。この満蒙開拓移民の計画・運動は、やがて同年に始まった「経済更生運動」の重要な一環として——というより、「更生運動」の限界が指摘されていくなかで、世間の脚光をあびていく。『山形県史』（拓殖編）はいう。

すでに農林省では満州事変直後から農村経済更生運動を展開して、全国一万〇七〇〇町村の内六、六〇〇町村、すなわち、五六パーセントを経済更生計画指定町村とし、経営の改善（共同経営の普及・共同施設・適正規模の設定・自作農創設、負債整理等）、技術の改善（土地改良、多角経営、有畜酪農、機械導入等）を推進していた。しかし日本農村の宿命的な欠陥である耕地の狭小、過剰人口による一人当たりの低生産性による経営の零細化、高率小作料等の基本的な問題は依然として半封建的な制約から脱却することが出来ず、単に資本主義的な経済更生運動だけでは如何ともなし得ない段階に達し

ていた。ここに満州開拓の道が開け、海外に無限の耕地があつて日本農民をうけいれる体制が出来たことは、当時の農村指導者にとつては、日本農村再編成の方法として絶大の魅力が持たれたのであつた。すなわち満州を対象とする内地農村の「分郷」「分村」運動がそれであつた。

最上郡全体の動きの中で、舟形・堀内両村の、満州開拓移民の計画が本格化したのは、昭和十四年七月のことである。この月の七日、新庄町で「最上郡大陸進出協会」が結成される。会長(新庄町長)、副会長(郡教育会長・郡農会長)、評議員(各町村長)、理事(各青年学校専任教員)、顧問(松岡俊三・伊藤五郎代議士他)。

同協会は、早速満州に「最上郷」を建設すべく、調査に乗り出し、最上郡下各町村の現状を次のように分析した。郡内二町一七カ村の総戸数は一万五、三七〇戸、そのうち農業(林業を含む)九、三九八戸、耕地は水田一万一六七町歩、畑が四、二七七町歩。農家二戸当たりの耕作反別は一町六反二畝歩であるが、立地条件が悪く生産性も低い。



満蒙開拓義勇軍ポスター

最上郡の農家が安心して暮らしていける適正経営規模は一戸当たり平均水田一町八反歩、畑七反歩の計二町五反歩。この算定によれば、三、二〇六戸が過剰農家戸数となるが、「地域の特性により森林伐採・製材・亜炭あるいは河川漁業等に郡内においても相当の労力が消化されるので、これらの副業収入等を勘案して各部落毎の実情を調査した結果、満州に進出し得る真の過剰農戸数を一、六八七戸と算定した」(前掲書)という。つづいて同書には、最上各町村の「分郷し得る見込戸

数」なる一覧表が載せられているが、舟形関係は次のように記されている。

項目		現在農家戸数	適正経営農家戸数	分郷し得る見込戸数
村名	舟形	七六二	一五七	一三五
堀内		一八九	一五七	三二二

以上の算定を基礎に、さし当たり第十次（昭和十六年）集団開拓移民として、最上郡から三〇〇戸を送り出す計画を立て、各町村に次のような数を割りあてた。三〇〇戸のうち舟形（二五戸）、堀内（八戸）である。

最上の農民たちが、第十次劉美最上郷開拓団として、四平省昌図県桜桃村に入植したのは、昭和十六年二月のことであった。桜桃村は、連吉線昌図駅西方約四〇キロの地点にある。入植戸数一九〇戸、人口八七九名。団長荒木久太郎（戸沢村）、警備指導員佐藤祐助（西村山郡宮宿町）、農事指導員原田清太郎（同郡北谷地村）、經理指導員長岡政司（同郡五百川村）、畜産指導員（某）（新庄市）、医務小野貞蔵（同）、学校長早坂徹治（同）等が幹部であった。

この開拓団は、昭和二十年八月の敗戦に会い、在満はわずか四年にして、現地を追い払われた。

昭和二十一年七月八日、博多に上陸。引き揚げ途中の死亡者一六二名、未帰還者四名、八七九名中六九九名の帰国だったという（前掲書による）。

証言・「第十次劉美最上郷開拓団」のこゝと

齋藤 金雄（舟形村長沢字内山）



旧満洲国四平省昌図桜桃村劉美
『第十次昌圖最上郷開拓團員名簿』より

第十次「最上郷開拓団」は、川西町大谷村と、最上郡出身の農民によって構成されていました。そのうち舟形村出身者は、一四家族五三名、堀内村出身者は、二家族八名、あわせて一六家族六一名でした。移民先は、四平省昌図県桜桃村といって、私達が行く前は、朝鮮人や満人がすでに入植していた所で、その人たちを強制移転させたあとに私達が入ったのです。

私が満州に行くきっかけとなったのは、青年団時代、たまたま学校（長沢小）に遊びに行った時、先生から「満州に行かないか」とすすめられ、徴兵検査は乙種でもあったので、行く気になったのです。

応募すると早速、上の山の国民高等学校で六カ月の訓練を受けました。訓練の内容は、満州についての知識、開拓民としての心構え、体力作り、みそぎ（罪やけがれを払うために、川の水をあげて身を清める儀式）などでした。

私達は新庄駅から二四人で出発しました。全部が、農家の二、三男です。

向うでの生活は、共同生活で、満人の集落に村毎に分かれて入り、家族づれは別世帯であったが、私は独身寮でした。家族づれは、郷里の家屋敷を売って、移民になった人達が大部分です。

朝、起きると、みんな「弥栄」（いやさか）（今後村が益々栄えるように、との意）を唱和することから、一日の生活が始まった。

水田、畑仕事のあけくれ。水田は鮮人・満人がすでに拓いていた。彼らを追い払ったあとを、私達が耕作したのです。

入植当時は、開拓公社より農具（プラウ、カルチベーター、リージャン）・肥料・家畜・作業服・食糧が支給されましたが、自給自足が原則です。

追い払われた満人や鮮人は、条件の悪い代替地を与えられ、面積も縮小され、鮮人は川向うでまた水田を拓いていました。

私達が彼らの部落に入っていくと、表面は平身低頭したが、心の中では反発しているのがよく分かりました。

耕作面積は、一戸七町歩が目標でしたが、最初は二〜三町歩の水田に畑。畑にはキャベツ、スイカ、ウリ、バレイショ、何んでも植えました。土地を耕すプラウ、カルチベーターは、満馬に引かせ、動力機械はありませんでした。

冬は、地下五尺も凍るんです。春は、その解け水で植物が発芽した。なんともいえない感動でした。七、八月頃、コウリヤンなんか、音を立てて成長するのです。

向うで最初に建てたのは学校です。それから各自の家。家はレンガ作りでした。電灯はホウリヨクチンからひいた。

開拓団は、三八式の銃を備えていて、これはいつも本部に置いていました。馬賊が来たというので、二、三回動員されたことがありました。

私は昭和十九年、向こうで長沢の人と結婚、そのあ

第7—31表 満州開拓他在外者人数

	舟形	長沢		堀内	富田	計
満洲	19	13	15	12	1	60
樺太		7	4			11
北朝鮮	5		3	2		10
関東大連	10			1		10
北支						1
ビルマ	1					1
台湾				2	1	3
シンガポール					1	1
セレス			1			1
合計	35	20	23	17	3	98

と現地召集を受け、二十年に敗戦、シベリアに四年抑留されました。敗戦時には、開拓団に若い者は全部兵隊にとられ、残っていたのは、年寄りや女子供が大半でした。だから引き揚げの時は、幹部は大変苦労したようです。敗戦と同時に、満人の地主がきて、開拓団は追い払われる。この時、早坂徹治さんが銃殺され、団長の荒木久太郎さんは手足をしばられ危い所命だけは助かった。向うに行けば七、八町歩の農民になれる、満州に「王道楽土」の国を築くのだ、といわれ夢をみて、喜び勇んで出かけて行つた、これが満州開拓移民の末路です。

尚、戦時中「満州開拓移民」を始め、在外に移住した人数は、第三一表のようである。この数字は、「山形県在外私有財産一人二〇〇万円目標補償の法的決着要求請願署名簿」(昭和五十五年三月七日付、社団法人全国引揚者団体連合会)より、本籍地舟形・堀内等にある者のみをひろいあげ、作成した。従つて数字が必ずしも正確とはいえないこと、また堀内出身の林茂夫氏(在ブラジル)のように、ひき続き現地にある者や死亡者は、この数にふくまれていないことを、お断わりしておく。

5 恐慌期の青年団活動

明治の終わりに始まった青年団活動は、大正期の末には、女子青年団も組織され、それが昭和につながっていく。昭和初期の青年団活動は、何を目標に掲げ、実行したか。「堀内青年団規約」(昭和二年時の規約、同年「村勢要覧」所収)でみてみよう。まず、〈実行宣言〉の項から主なもの二、三ひろう。

(1) 国体の精華を領得し義勇奉公の精神を涵養すること、(2) 敬神崇祖の念を厚くして報本反始の誠を効すること、

(3)立憲政治の大義を精知し公民たるの素質を体得すること、(4)家道を修め生業を励み質素儉約を旨とすること。以上のことを別のいい方をすれば、国体を重んじ、いったん緩急かんきゅうあれば義勇公に奉じ、神々をうやまい、かりそめにも労働争議や小作争議を起こして治安を乱すようなことがあつてはならぬ、よろしく節約を重んじて家業に励むべし、ということになる。ここには「戊申詔書」(明治四十一年)と「精神振作ニ関スル詔書」(大正十二年)の精神が貫ぬかれている。

次に〈実行事業の概目〉をあげておこう。

一、実行事業の概目

智徳修養

一、実業補習教育の後援

二、講習、講演会等修養の爲めにする各種会合

三、図書閲覧所又は巡回文庫の設置

四、視察旅行

五、武道其他弊風の矯正

体育及娯楽

一、体操

二、スキー其他雪中遊戯

三、撃剣、相撲、遠足、運動、登山

四、其の他の競技

産業経済

一、農事試作

二、副業の調査及試業

三、各種品評会又は展覧会

四、共同耕作其他各種の共同作業

但修養に資する目的を超越せざること

公益

昭和初期は、本節の各項で述べた通り、いわゆる農業恐慌と凶作と戦争にあけられた時代であった。従って、この時期の青年団活動も、いやおうなくこれに対応する活動を迫られていく。大きくは二つある。一つは不景気・凶作に対応した農事改良・自給自足運動への参加。いま一つは、出征軍人遺家族に対する勤勞奉仕活動である。前者の動きの一部については、「経済更生運動」の堀内本村の青年たちを中心とする共同作業場の設置等で、すでに紹介したが、ここでは長沢・野部落の青年団（大正六年・野共立団と改称、以下の引用は、『町史資料集』No.1所収伊藤肇編「野共立団記録簿」による）から二、三ひろいあげておく。

昭和六年 十二月五日、矢野六助宅にて醬油しほり講習会を実施す。

昭和七年 八月二八日、全般的な不景気を直さんがため、養兔副業実行組合を組織し、正式に発会式を行うことになり役員
の選抜をなしたり。

九月二四日、果樹苗幹旋のため役員会あり、又農産物加工法の講演会を村農会豊後技手出張し開催せり。

昭和九年 九月一日、今年度は近年にない凶作に付き、各村より有力者多数村役場に会合協議の結果、各部落に協議事項
書の配布あり、其の内容左の如し。

舟形村凶作対策協議事項

一、産業に関する事項

- 1、麦を栽培する事夏そばの購入をする事
- 2、粟を栽培する事
- 3、陸稲を栽培する事

4、甘藷馬鈴薯を栽培する事

5、其他食用作物を栽培する事

二、副業に関する事項

1、冬季間を利用し製繩・亜炭俵・木炭俵の製作ヲなす事

三、生活費節約に関する事項

1、被服は成るべく新調を見合せ実用に止むる事

2、食料は自家生産を用い混食又は半搗米を常食とすること

3、煙草はキザミを用い出来る丈節煙する事

4、電燈は減燭を実行する事

5、小正月の餅搗を全廃する事尚家の中に水木を立てざる事

6、三月節句の鯨餅を廃する事

7、五月節句の笹巻は自家用に止め贈答せざる事

8、田植に酒類を用いざる事

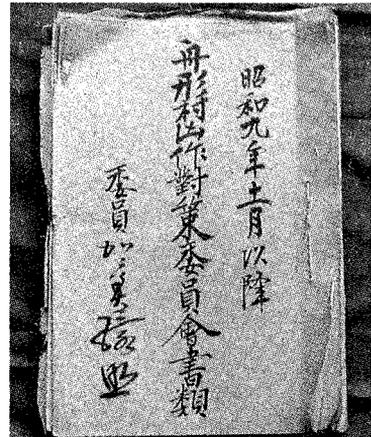
9、田植終了后客を招き酒食を饗せざる事

四、社交儀礼に関する事項

1、年未年始盆礼の贈答品は手拭を以て行う事

2、年始の廻礼は三日以内とし廻礼者には酒食を饗せざること

3、婚礼は厳肅を旨とし招待客は親近者に限り簡略に行う事



舟形村凶作対策委員会書類(昭和9年)

4、婚礼の衣裳は各分度を守り奢侈に亘らざる事 色直衣裳開等は厳禁する事

5、出産見舞は初子に限りとし各分度を守る事

6、祭事・仏事は壮嚴に執行し冗費を省く事

仏事の酒は客に一盃づつづぎ渡し又若者の身洗酒は二升とすること

7、祝儀並に仏事の場合酒の肴として料理を贈答せざる事

8、仏事に絶対酒を使用せざる事

9、諸種会合並に部落共同作業家普請等に酒を絶対用いざる事

10、入退宮兵送迎の場合は一般送迎者に酒を饗せざる事

11、除隊^(マ)返郷兵の土産物を全廃する事

12、神仏参詣の爲め旅行の場合は餞別を全廃すること

五、其の他協議事項

1、金肥の節約

2、無尽の中止 (各無尽連中の協議の上にて)

3、祭典の統一 (他村迄招待せざる事)

4、時間の励行 (村負請各種団体の集合の場合)

六、諸願すべき事項

1、種粃無償交付せられたき事

2、政府米の半価払下せられたき事

- 3、肥料資金の特別融通せられたき事
- 4、勸銀の償還金中間据置せられたき事
- 5、副業資金短期融資せられたき事
- 6、木炭材廉価多量払下げせられたき事
- 7、採草地限定地内に食料用品の栽培認可せられたき事
- 8、薪炭材払下代金の分納せられたき事
- 9、借地料の減免せられたき事

右は当団に於て臨時總會を開き当村各戸に此の布を配布し各課目を共立団役員が実行員となり之を確守する事昭和十二年九月二三日、出征軍人貴家族に対する勞力奉仕に關し打合せ会あり、団員を三班に分け実施する事に決定せり。

尚、この野共立団は、昭和十五年解散、新体制部落会に吸収され、戦時体制推進のために上意を受け、いわゆる銃後の活動を開始する、と注記されているが、翌年の太平洋（大東亞）戦争の勃発に伴い、青年たちは次々と戦場に出て行き、青年団の活動は事実上まったく不可能になったのであった。

6 郷倉と報恩備荒田設置

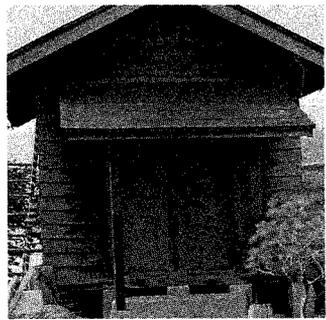
昭和九年の大凶作の時、各村に郷倉が創設された。不慮の災害（冷害・旱魃・水害等）にそなえ、村中各家が

毎年一定の粃を出し合い、貯蔵しておく倉である。九年の大凶作のさい「天皇陛下ヨリ御下賜アラセラレタル御救恤金ききじゆつニヨリ創設」(「舟形村経済更生計画書」)したので、これを「恩賜郷倉」ともいう。舟形・堀内両村とも昭和十年から建設が始められ、郷倉が設置された部落には「郷倉組合」が作られた。また、この組合の規定により「報恩備荒田」と称する部落共有の試験・研究田も設置される。この「備荒田」は村の共同作業で管理され、品種改良・

優良品種の採種、肥料の改善等の、いわば「水稻試験研究田」であった。運営は、どの村もほぼ同じ内容なので、ここでは昭和十年八月発足の「富田郷倉組合規約」と「報恩備荒田設置規約」を紹介しておく。

富田郷倉組合規約

- 第一条 本組合ハ富田郷倉組合ト称ス
- 第二条 本組合ハ隣保相扶ノ精神ニ基キ備荒ノ為穀類ヲ積立テ及組合員ニ穀類ノ貸付ヲ為スヲ以テ目的トス
- 第三条 本組合ハ富田ノ区域ニ住所ヲ有スル者ニシテ本組合ニ加入シタル者ヲ以テ組織シ事務所ヲ組合長宅ニ置ク
- 第四条 本組合員ハ毎年十二日迄組合長ノ指定期日ニ粃五升以上四斗以下ノ標準ヲ以テ穀類ヲ積立ツル義務アルモノトス、但シ稗、粟、蕎麥ヲ以テ換算納付スルモ妨ゲザルモノトス
- 第五条 郷倉ニハ備荒ノ為少クトモ粃二百五十石ヲ貯蔵スルモノトス
- 第六条 積立穀類ハ前条ノ限度ヲ下ルニ至ラザル範圍ニ於テ組合長ノ決議ニヨリ之ヲ組合員ニ対シ貸付又ハ之ヲ処分ス



恩賜郷倉 (内山)

ルコトヲ得

第七条 左ニ掲グル場合ニ於テハ前条ノ規定ニ拘ハラズ組合会ノ決議ニ依リ積立穀類ヲ組合員ニ貸付スルコトヲ得

一、凶作ニ際シ其ノ收穫期ヲ経過シタルトキ

二、毎年九月以後其ノ年ノ作柄ニ依リ貸付穀類ノ弁済ヲ受クルニ支障ナシト認メタルトキ

第八条 郷倉ノ開閉ハ役員三名以上立会ノ上組合長之ヲ行フ

第九条 本組合ニ左ノ役員ヲ置キ組合員ノ選挙ニ依リ之ヲ定ム

組合長 一名、副組合長 二名、世話係 十一名

役員ノ任期ハ各三年トス、但シ任期満了ノトキト雖モ後任者ノ就任スル迄仍其ノ職務ヲ行フ

第十条 組合長ハ組合ニ関スル一切ノ事務ヲ総理ス

副組合長ハ組合長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第十一条 富田ノ区域ニ住所ヲ有スル者ニシテ新ニ本組合ニ加入セントスル者ハ組合長ノ承認ヲ受ケ且其ノ年度迄ノ各

組合員貯穀額ニ相当スル穀類ヲ納付スルニトヲ要ス

前項ノ穀類ノ納付期間ハ五ヶ年以内ノ範囲ニ於テ組合会ニ於テ之ヲ定ム

第十二条 組合員ハ左ノ事由ニ依リ脱退ス

一、脱退届出 二、富田ノ区域内ニ於ケル住所ノ喪失

三、死亡 四、除名

前項第三号ノ場合ニ於テハ前組合員ノ相続人ハ第十二条ノ規定ニ拘ラズ其ノ地位ヲ承継スルコトヲ得

第十三条 穀類ノ貸付ハ左ノ条件ニ依ルモノトス、但シ特別ノ事由ニ依リ組合会ノ決議ヲ経タル時ハ此ノ限りニ在ラズ

貸付期日 毎年九月一日以後

貸付額 組合員一人六斗以内（一戸ニツキ）

利息 糶一俵ニツキ糶二升

第十四条 貸付ヲ受ケントスル者ハ組合員三名以上ノ保証人ヲ立テ借用証書ヲ差出スベシ

第十五条 弁済期日ニ弁済ヲ為サザルトキハ貸付穀類一俵ニ付一ヶ月糶五合ノ割合ヲ以テ延滞利息ヲ徴取スルモノトス

但シ特別ノ事情アル場合ハ組合会ノ決議ニ依リ之ヲ減免スルコトヲ得

第十六条 本組合ノ現金ハ郵便貯金、確實ナル銀行又ハ産業組合ニ預金スルモノトス

第十七条 組合会ハ組合長予メ日時ヲ定メテ之ヲ招集ス、組合会議長ハ組合長之ニ当ル

第十八条 組合会ノ決議ハ組合員三分ノ二以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決スルモノトス

第十九条 本組合ノ会計年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日ニ至ル一ヶ年トス

第二十条 本組合ノ予算ハ毎年度組合会ノ決議ヲ経テ之ヲ定メ決算ハ其ノ認定ニ附スルモノトス

第二十一条 本組合ニハ左ノ簿冊ヲ備フベシ

一、貯穀台帳 二、（寄託米穀台帳） 三、貯金台帳

四、貯穀貸付台帳 五、其ノ他必要ナル帳簿

第二十二条 本組合ハ別ニ定ムル規約ニヨリ報恩備荒田ヲ設置ス

報恩備荒田設置規約

第一条 本組合ハ富田郷倉組合規約第廿二条ニ依リ報恩備荒田ヲ設置シ郷倉ノ維持並ニ耕種改良ニ因リ冷害防止ニ資シ

組合員ノ経済更生ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條 前條ノ目的ヲ達スルタメ左ノ事業ヲ行フ

一、水稻試験研究田トシテ適応品種ノ発見肥料ノ改善其他災害防止ニ関スル耕種改善ニ努ムルコト

二、採種田トシテ優良種子ノ普及ニ努ムルコト

三、組合員ノ救済ニ努ムルコト

四、收穫米ヲ貯穀シ郷倉ノ経営ヲ容易ナラシムルコト

五、隣保共助共同一致ノ精神涵養ト団体訓練ニ努ムルコト

第三條 報恩備荒田ハ組合員ノ共同耕作トス

第四條 報恩備荒田管理ノ為組合員ノ互選ニヨリ主任及副主任各一名ヲ定ムルモノトス

主任ハ組合長ノ命ヲ受ケ報恩備荒田ニ関スル一切ヲ掌理スルモノトス、副主任ハ主任ノ指揮ヲ受ケ業務ニ従フ

モノトス

第五條 主任及副主任ノ任期ハ一ケ年トス、但再選ヲ妨ゲズ

第六條 報恩備荒田ノ收穫米ハ郷倉ニ管理ヲ委託シ組合員ノ共有トシ其ノ權利ハ平等トス

第七條 報恩備荒田ノ生産粃ヲ種子トシテ配布シタルトキハ其ノ數量ニ相当スル粃ヲ組合ニ納入セシムルモノトス

(昭和九年十一月以降『舟形村凶作対策委員会書類』)

尚、同書ノ記録によれば、昭和九年ノ舟形村ノ収量は、平年反収二石四斗弱に対し、この年の反収は五斗五升。同村ノ飯米不足量は一万一、五六八俵三斗、金額にして一万五、六八七円五〇銭とある。

第七節 戦時下の生活

1 戦争の拡大と若者の出征

昭和二十年八月の敗戦から、すでに三七年の歳月がたった。しかし、四、五〇代以上の人びとにとつて、あの過ぎし日の戦争は、まだ完全には過去のものとなつてはいない。戦争の傷跡は、まだ心の底にかすかな痛みとなつて疼いている。



昭和六年の「満州事変」から「日中戦争（支那事変）」（昭和十二年）へ、そして「太平洋戦争（大東亜戦争）」（昭和十六）の勃発と敗戦までの一五年間、日本は戦争にあけくれた。舟形の町民たちも、老若男女を問わずこの戦争にひきずり込まれ、生き、死に、喜びとつらさを共にした。私は例によつて、町民自身に、まずその思い出を語ってもらおうと思う。

支那事変参戦の思い出

高橋 仁

「昭和」の新しい世を迎えた日本は、厳肅ではなやかに行われた御大典の興奮も収まらない中で、当時世界中に吹き荒れていた不況の嵐の中に他の国々と共に、日本も巻き込まれていった。農村恐慌とあい次ぐ凶作で疲弊のどん底であえていたのは農家だけではなかった。

国土も狭く資源も乏しかった日本はこの不況の中にあつてどうすれば明日生きられるかと明るい将来を模索していた。不況の波はおさまる兆しも見せず加之へ浜口首相、団琢磨、犬養首相、二・二六事件の政財界の所謂大物要人が暗殺される等の暗い毎日がつづいていた。

この様な世相の中で日本の将来はどうなるか、と言う事について色々な角度から色々な人達によつて論じられていたが、一際大きく取り上げられた考え方は、日本の生きる道は近隣の国々と共に生きる事であると言う考え方であつた。ここで言う近隣の国々とは当時の満州を含めた中国大陆であつた。一衣帯水の地として地の利と同文同種と言うことが当時の日本人には一種の親近感をもつてうけとられていた。只この考えは当時の中国の民衆からは理解されていなかった。

歴史的な原因もあつたのだろうが、ここに相互の国民にとつての不幸があつた。生きる為に求めていった先からは歓迎されず、かえつて彼の国々の人々からの反感をかい居留民が脅かされたり殺されたりした。

我が国の政府も当然の事乍ら居留民保護の名目で相応の処置を執らざる得ず、近隣の国々と共に生きんとする聖なる理想の実現は道遠しの感があった。

昭和十二年七月七日蘆溝橋付近で起きた日中両国軍隊の間の夜蔭の銃声一発は時をおかずに中支方面にも広がり、共に生きようとした我が国の聖なる理想は、ここではつきりと敵をむかえる事になった。

聖戦八紘一字の理想を実現する。自分達が生きていく為にやり抜かねばならない戦い、町といわず村といわず至るところから青年達が国のもとにに応じて、この聖戦に自分を投入していった。

国民の意気はこのようになっていたが、生活面は窮乏な中でも穏かで、「当時は各家庭で新聞を購読する余裕もなく、赤誠団で事務所に山形新聞をとっているのが、情報を知る唯一の機関であった。心中事件も報ぜられ、映画愛染かつら、暖流等人気を集め勇壮な中にも非壮感の濃い軍歌、旅笠道中、妻恋道中、流転、裏町人生等と言った流行歌は幅の子供達さえ口ずさんでいた。

こんなとき、幅にも一枚の赤紙「召集令状」が来た。故伊藤留五郎氏である。いよいよ戦争と言うものが身近に感じ初めた頃北支、中支、そしてその主要都市の陥落を報ずるニュースが新聞紙上をにぎわしていた。

昭和十三年五月半ば第一乙種だった自分にも夜半に赤紙が届けられた（令状は役場職員によつて）。幅から半太の末吉氏と二人で、勝戦にわく時世の幅の総意の歓呼と盛大な見送りをうけ、山形三十二聯隊歩兵砲中隊に入隊、二ヶ月半の初年兵教育をうけ七月末新設第二十一師団第八十二聯隊第三大隊砲小隊に転属、九月初め北支派遣のため山形市内を堂々の行進、市民の熱狂的な歓送陣の中を山形駅に集合、聯隊集結のため大阪に向け山形を出発、軍用列車の輸送経路は新庄を経由、北陸線で大阪に出る様になり、当時は軍用列車も何はばかることなく堂々たるもので各停車場には盛大な見送りの人達が集まり歓迎をうけながら征途についた

ものです。

（『おもかげ』幅編集委員会）

この手記は、「日中戦争」当時の、日本の歴史の動向を、対中国関係をからめて、ほぼ正確に伝えている。

昭和初期の農業恐慌と冷害や凶作のために疲弊していく農村を背景に、その打開策のひとつとしてひき起こされる「満州事変」と、その翌年の「満州」建国。その国へ日本の多くの貧しい農民たちが移民として渡った。満州に行けば、一戸当たり二〇町歩の土地を持つ農民になれるといわれ、そこに王道楽土の建設を夢みたのである。この「満州」国を足場に、日本はやがて、欧米のアジア支配をはねのけて、アジア全体の共存共栄の新秩序の建設——いわゆる日本を盟主とした大東亜共栄圏の樹立をスローガンとするに至る。そのための戦争は、「聖戦」である、と当時の人たちは信じて疑わなかった。

しかし、高橋仁さんもいうように、当然のことながら、この日本のひとりよがりなスローガンは、中国の民衆からは理解されず、反感を買うことになる。理由はどうあれ、それは他国の領土を踏みこむ侵略行為にほかならなかったからである。

昭和十二年七月、北京郊外にある蘆溝橋付近で行われた、日本軍の夜間演習がひきがねとなって、日本と中国は全面戦争に突入した。当時、日本政府は、これを「支那事変」と呼んだ。年輩の人たちにとっては、「日中戦争」というより、この呼び名の方がなじみのあるものだろう。

最初日本側は、この戦争は一時的な「事変」で、長期化するとは考えていなかった。しかし、満州事変以来、日本の軍事的恫喝（おどし）支配に、中国民衆は不満をいだき、排日の傾向を強めていた。そういう民衆の不満を背景に、蒋介石の率いる国民政府軍と共産党（八路軍等）は、共に手を結び、日本軍に激しく抵抗した。これ

第7-32表 日華事変・太平洋戦争（陸海軍）戦没者人数

年次	長 沢		舟 形		長 原		富 田		尾 花 沢		堀 内		太 郎 野		合 計
	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	戦死	戦病死	
昭和13年		1	1				2								4
14	2					1		3							6
15				1			1								2
16	1			1	1										3
17		4		2				2							8
18	4	2	1	3			1	1							12
19	9	9	10	7	6	2	5	1							49
20	32	4	37	9	11	3	8	1		1			1		107
21		9	4	4		3		1							17
22		2		1								1			4
戦死者	48		49		18		17						1		133
戦病死者		31		28		9		9		1		1			79
合 計		79		77		27		26		1		1		1	212

第7-33表 戦没場所及び年次

場所	年次												計
	昭和13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
日 本 国 内 鮮		2			5	3	4	8	1	1			24
中 台 湾	4	2	2	3	3	3	11	23	5	1			57
シ ン ー		1						1					2
千 島								4	9	2			15
ビ ル マン								2					2
フ ィ リ ピン								2	50				52
ニ ュ ー ギ ニア								16	4				20
サ イ パ ン 島								1					1
グ ア ム 島								1					1
イ ソ ン ド 島									1				1
ソ ロ モ ン 諸 島									2	2			4
ア リ ュ ー シ ャ ン 列 島 (アツツ)									2				2
カ ロ リ ン 諸 島										2			2
硫 黄 島										2			2
ビ ア ク 島										1			1
ノ モ ン ハ ン 島		1											1
セ レ ベ ス 島									1				1
ベ ラ オ ン 諸 島										1			1
ニ ュ ー プ リ ン コ ー ボ 島										1			1
ス ン ホ ル 島										1			1
モ ロ タ イ 島											1		1
明 島											3		9
合 計	4	6	2	3	8	12	49	107	17	4			212

(上の2表とも昭和21年9月調・舟形村役場文書より作成)

2 出征兵士を送った村の女たちの嘆き ——三つの手記——

わが子を、夫を、いとしい恋びとたちを戦場に送った村の女たちは、どのような思いで、あの戦時下を過ごしたか。彼女たちは、わが子や夫たちが戦地でひもじい思いをしてはいはしまいかと、陰膳をすえて無事を祈り、川から拾ってきた足形の石に、わが子や夫の面影をしのび、それを毎晩風呂に入れて語りかけた。また、村に残された妻たちは、連れ立って夫の武運長久と無事で帰ってくることを祈り、八幡様参りをし、歎吸の声のカゲでこっそりと泣いたのであった。次は『おもかげ』（大東亜戦争回顧録）に収録されている、幅部落の女たちの声である。この村の女たちの嘆きや祈りを、めめしいなどといえる資格をもつ男は、どこにもいまいと思う。

陰膳と足形の想い出

伊 藤 キエノ

戦争は思ったよりも長くなり又一段と激しくなるにつれて、何処の家でも兵隊として現役兵又は召集兵として軍隊に征き、留守家庭では老人や幼い子供達だけとなり、本当にみじめな苦しい生活をしなければならぬ有様でした。

幼い子供の世話をしながら田や畑の作業もしなければならぬ私達婦人は、本当に辛い毎日でしたが、我が

夫や我が子を戦地に送つて居るので致し方なく辛くとも我慢しなければなりません。そうした苦しい生活を続けながらも、遠い戦地に居る夫や子供の武運長久を祈り乍ら、早く無事な姿で帰つて来る様祈らざるを得なかつたのでした。

どんなに多忙な日々でも忘れることの出来ない夫や我が子を思う余り、せめて三度の食事位は目に見えない姿を浮かべ、お膳を作り家族揃つて食事をしたものでした。

子供達は何を思つてか、必ずと云つて良い程御飯の盛替え等して居るのを見て居ると、つい食事も喉を通らぬ事も何度か有りました。何も知らぬ子供達も父親の居ない淋しさがあるのか、父親の早く帰つて来る事を願つて居た事でしょう。床の間に写真を飾つて、何か年中行事のある度毎に、お膳を据えてお正月やお盆や節句又はお祭りの日はお酒等も飾つた事が幾度かありました。

当時は何処の家へ行つてもそうする事が夫の武運長久や無事帰宅する事を願う心の現象であつた事でしょう。又足形も神前に据えて居りました。此れは川原へ行つて綺麗な小石を二ケ持参して、我が子や我が夫の身代りとして床の間に小さい座布団を作つて、其の上に揃えて飾つて居たものでした。冬期間になると寒いだろうと考へ炉端に置いて暖めてやつたりして、家族揃つて手入れをしたものでした。又毎晩その足形を入浴させて足形に向かい、世間話や色々と最近の出来事等語りかけるのでした。

そんな事をして居る事で、幾らかでも気が休まる思ひでした。戦地に居る夫や我が子が今何をして居るか、又どんな苦勞をして居るか解らず留守を預る主婦達は此うして居る事が、何よりの気慰めになるのでした。

当時の軍人には期間は有りませんでしたので、何時帰つてくるのか解りませんでした。

戦況は一段と激しくなり不安の心持ちになり困つて居る時、近所の方で戦死の公報があつた事を聞いて身の

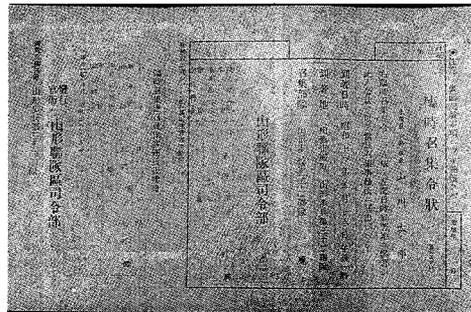
細る思いが致しました。そんな時の主婦達にとって出来る事と云えば、唯々神に祈る事や足形を大事にしたり三度の食事を供えたりする事でしか有りませんでした。時祈主婦達が集る度に心配になる様な話だけで、生きた心持ちさえ有りませんでした。

どんな事をして、帰つて来るまでは留守を守らねばと考え、あらゆる困難にも堪え忍んで待ったのでした。あれから四〇年を経過した今想い出して見れば、あの時は無我無中の歲月でした。本当に苦しい時代でした。今後、将来二度とあんな時代のない様心から願つて止みません。

八幡様参詣の想い出

戦争と云う事はどんなものか、又どうしてやらなければならぬものかも、私達は知るよしもなく次から次へと入営又は出征して行く若い男達を見送り乍ら、留守家族を守り続けなければならぬ不安な時代を過ごして参りました。

勿論戦地へ行く兵隊ですから私達は解りませんが、戦況によっては何時何処で戦場の花と散るかも知れないと考える時、唯々恐ろしい世の中となった事を悔いてなりません。或る人は夫を、又或る人は我が子を



令集召

齋藤 シゲ子

と戦地へ送つて居る婦人達は、申し合わせた様に一週間に一度は必ず熊野神社に早朝から集まり、想い想いの話をしながら武運長久とそして無事な姿で帰つて来る様祈願して待つより方法がなく、毎週続けて居たものでした。誰もが皆同じ様な想いで祈り続けた事でしょう。

そうしている中に、誰が云うとなく八幡神社の八ヶ所詣りの話が出て、幾人か揃つて八ヶ所詣りを行った事もありました。農作業に多忙な毎日ではあつたが、何をしたらよいのか、又何をしたら無事な姿で帰る事が出来るのか、と考え私も八幡様の八ヶ所詣りに参加致しました。

あの日は真夏の太陽の照りつける暑い暑い日でした。一行の中には幼い子供を背負つた方もありました。当時は汽車にも簡単に乗車出来ずバスも通つて居なかつたので、全員徒歩で八ヶ所をお参りしたものでした。最初に舟形の八幡様へお参りして次は鳥越八幡にお参りです。続いて休む暇なく角沢八幡へお参りする頃は皆汗びつしよりでした。それから大坪八幡へと足を伸ばし其処でお参りをして更に又本合海の八幡様に歩き続けお参りを済ませ、暫く休み乍ら昼食をしたものでした。

粗末な弁当を出して食べ乍ら何時も出る話は同じで、遠い戦地の我が子や我が夫の話になるのです。

子供を背負つて居る方はオムツを取り替える時等皆で手伝つてやり、此の子も大人になつたら兵隊に行くのか、と悲しみ乍ら其の子の顔を見つめたものでした。一休みした後一行は又升形へ向かつて歩き出したのです。途中長坂と云う長い登り坂があり、かなりの道程でございました。

臈で升形部落へ着き、八幡様へお参りして更に又新庄金沢八幡へと一行は歩き続けたのでした。

八幡様参りと云うのは昔八幡太郎義家の武勇伝と、又戦いに勝つて無事に故郷に帰つたと云う強い武士であるとの言い伝えによるもので、誰でもそうした言い伝えに期待をかけた事でしょう。一行は途中色々話が出

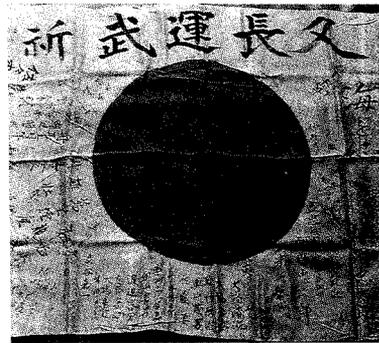
て、面白い世間話や昔の想い出話などして話に花が咲かせて笑う事もありましたが最後には必ず我が子、我が夫の心配の話になるのです。

それ故に炎天の中とは云えども肉親の安全を願う一念から疲れも忘れ次から次へと八ヶ所を参拝して廻ったものです。愈々最後の八幡様である新庄の金沢へと一行は進み、金沢八幡へお参りし武運長久を祈り長い長い徒歩の旅を続けて部落に帰った一行は、別れの際には必ず次回を約束して自宅に着いたものでした。そうして疲れも忘れ、八幡様八ヶ所を参詣して来た事も我が我が夫への少しでも神に通ずるものであれば、又通じて貰い度いと一念からであり気休めしかならなかったのかも知れませんが、そうした事等せずには居られなかったのです。留守を預る婦人達として本心であった事でしょう。

出征兵士を送る想い出

戦時中は何処の町村や部落へ行っても、毎日の様に兵隊さんを送る姿や又は送る風景を見る事が出来ました。あの当時兵隊に行くと言う事は、若しかたしたら死ぬかも知れないと言う危険性は充分にありましたので、召集令状が誰かに来た時には必ず入隊の日まで、各々親類の方々に招待して武運長久を祈ると共に、生きて無事

伊 藤 久 子



武運長久の寄せ書（経壇原 大場家）

に帰って来る様にとの願いを込めて酒宴を取交したものでした。

当時、召集令状が本人の手に届いてから入隊の日まで三日から四日位しか期間がなかったので、其の間に本人は部落は勿論のこと、他部落の親類まで別れの挨拶に廻り、留守家族を宜しくお願い致しますと云って廻り続けて居りました。そうして廻って居る姿を見る時田や畑等で作業して居る誰もが仕事の手を休めて元気で帰って来て下さいと祈りをこめた真剣な態度で手を取り合つて別れの挨拶を交して居たものでした。年若い両親や幼い子供を残して征かねばならない兵隊さんの気持ちは察するに余り有るばかり、唯々御無事でと願うより方法は有りませんでした。

愈々入隊の日になって兵隊さんとして征く者は、軍服姿に身を整え日の丸の国旗を襷にかけて部落中の見送人の方々に対し、元氣で行つて参りますから後の事はどうか宜しく皆さん方へお願い致します、と挨拶を残して出発して行つたものでありました。

当時兵隊送りと云えば、部落全員即ち老若男女子供達まで青年団員の童業隊を先頭にして長沢駅まで長い長い行列を続けたものでした。其の行列の中には愛する夫と別れる者、又我が子と別れる者色々立場は違いますが征く者も残される者も他人に涙を見せまいと心死に堪えて居る態度は、誰が見ても解るものでした。本人よりも側で見て居る方がかえつて苦しかった様な気がしました。

やがて長沢駅に到着した行列は、各方面から集まり駅前は見送り人や兵隊達で満員となるのでした。其の満員の中にて出征して行く兵隊さんの挨拶となり、其の言葉の中に特に「粉骨碎身お国の為に頑張つて参ります」と元氣な声で力強く云つて居る中で、兵隊万才の声が天に届けよと云わんばかりの大音響となり、皆必死になつて叫び続けたものでした。だが中には声にもならず泣いて居る方も大分あつた様でした。

兵隊さん達は汽車に乗り車窓より手を振り見えなくなるまで、皆が見送って別れを惜しんだものでした。見送人達は別れて帰路の途中誰が云うとなく若い男達が戦場へ征き、留守家族を支える不安と私達の責任の重大さを感じ、つい愚痴となって暗い話になるのです。

3 物資物価統制・隣組・配給制度

日中戦争が長期化するとみた政府は、ただちに国民精神総動員運動（昭十二・九）を展開した。挙国一致・尽忠報国・堅忍持久といったスローガンが声高に叫ばれるようになる。それが戦争が深まるにつれて、「ぜいたくは敵だ」という流行語を生み、梅干ひとつの「日の丸弁当」や女性のパーマネントの禁止、国民服・モンペ姿の強制となっていく。この精神総動員運動は、のちには昭和十五年十月発足の大政翼賛会の運動にひきつがれていく。

日中戦争開始の翌年四月、国家総動員法が公布された。この法律は、戦争遂行のために、人的・物的資源を統制運用する権限を政府に与える、という性格をもつものであった。これによって労務・物資・物価・出版などのいっさいが、政府の統制下におかれた。



大政翼賛会の選挙ポスター

昭和十五年、隣組組織が整備、強化された。この隣組は、大政翼賛会の指導下におかれ、勤労動員、供出、愛国公債の消化、物資の配給、防空演習等の実行機関として利用された。

戦争遂行のための、食糧の国家管理を目的とする、いわゆる食糧管理法が公布されたのは、昭和十七年二月である。米の供出・配給制は昭和十五年にはすでに始まっているが、これは麦や大豆等の雑穀類をふくめた、国家管理・統制のよりいっそうの整備・強化等を旨とした法律であった。この食糧法は、敗戦後の食糧難時代にも適用され、こんにちなお生きている。

ここではさしあたり、当時の舟形の状況を伝える、(一)亜炭配給統制関係、(二)隣組・配給制度下の生活記録——以上二つの資料を紹介しておく。

(1) 亜炭配給統制関係

(一) 関東燃料株式会社木友支店の県知事宛「陳情書」。この資料は、昭和十五年九月十八日付で公布された、山形県亜炭配給統制規則（県令第六七号）第五条により、知事の指定した石炭取扱い特約店から除外された前記の燃料会社が、指定統制会の一員に加えるよう訴えたもの。

(二) 「五月分亜炭生産販売割当数量調査表」（年度の記入はないが、統制規則が公布された翌年、昭和十六年頃のものと思われる）は、当時の生産状況、炭坑名及びその経営者を知る資料として掲げた（これらの資料は、新庄市の横田宏氏所蔵の舟形亜炭関係綴込み文書による）。

「陳情書」

昭和十五年九月二十八日

東京市麴町区丸ノ内壹丁目六番地

関東燃料株式会社

専務取締役 松井勝雄

山形縣最上郡舟形村大字舟形三百六十三番地

関東燃料株式会社木友支店

山形縣知事 山内繼喜閣下

陳情書

弊社

貴管内産出亜炭ノ販賣ニ從事シタル昭和十年三月當時其産出過剩ヲ極メ量ニ於テ縣産ノ過半ヲ占メタル木友礦業所ノ如キ其採掘炭ヲ厩大ナル貯炭場ニ堆積シテ殆ンド其處置ニ窮シ又附近ニ散在スル小炭坑ノ如キモ亦經營難ニ陥リ断然為ス處ヲ知ラザルモノ、如クナリシヲ弊社ハ木友礦業所經營ノ淺野同族株式會社ト同系ナルヲ利シ且ハ石炭ヲ以テ東京市ヲ中心トシテ特ニ関東、東北各府縣ニ相當強力ナル販賣網ヲ有スルコトニ於テ亜炭販賣ニ自信ヲ得タルニ依リ亜炭開發ノ權威者木友礦業所ニ協力シテ之レガ一手販賣ヲ引受ケタル外附近數坑ニ融資シテ經營ヲ續ケシメツ、價格配給ノ統制ヲ圖リ特ニ需給調節ノ為メニハ亜炭ノ性能ニ一瞥ヲモ與ヘラレザリシ東京市場ニ迄進出シテ或ハ燃焚ノ方法ヲ指導シ或ハ石炭混用ノ利ヲ説キ幾多ノ犠牲ヲ拂ヒタル結果秋田縣迄製糸場ハ申スニ及バス文化工場トシテ知ラレタル丸善インキ工場ノ専用ニ迄到達シ其他石炭ヲ亜炭ニ振り更ヘタル工場モ多數ニ及ビ從テ弊社ノ取扱實績ヲ挙グレバ

昭和十年	六、五二〇	昭和十一年	一八、二一七
全十二年	二一、三五〇	全十三年	二五、八二三
全十四年	二八、一六四	全十五年	一六、七五五
計	一一六、八三〇	應	

聊カ山形縣亜炭ニ貢献シタル感無之ニ非ズ候

偶事變ノ勃發ニ諸機構ノ變革新體制ノ現前トナリ貴管内亜炭モ亦嚴然タル統制下ニ置カレ自ヲ扱業者ノ指定認容ヲ見ル可キハ眞ニ當然ノ事ト被存蓋シ其扱業者ノ認容指定ハ過去ノ実績ニ依ラル、モノト拝察仕り候

然ル處貴管内一部業者ハ弊社ノ此ノ実績ヲ無視シテ商業組合ニ加入ヲ肯ゼズ指定統制會社組織ノ名簿ヨリモ除外セントスルヤニ及聞候

斯クテハ単リ弊社ノ実績ヲ失フニ止ラズ貴管内ニ於テ全ク理由ナキ迫害ヲ受クル次第ニテ新體制ニ副ハザルモ甚ダシキモノト思考セラレ候ニ就テハ何卒格別ノ御詮議ヲ以テ弊社支店ヲ貴管内亜炭扱者トシテ御指定統制會社ノ一員タラシメ國策遂行ニ協力スルコトヲ得セシムルヤウ御高庇ヲ賜リ度ク此段情ヲ具シテ拳懇願候也

「五月分亜炭生産販売割当数量調査表」(昭和十六年、推定) (次表の通り)

第7—34表 亜炭生産販売割当数量調査表 (推定, 昭和16年)

五月分亜炭生産販売割当数量調査表										
生産者	炭坑名	割当数量		生産 実数量	県内販賣出荷数量			県外販 賣数量	備 考	
		県内	県外		統制販賣	自由販賣	地元小賣			
東北興業	不友折渡芦沢	1,280	1,000	2,050	992	958	—	100		
中山金吉	中山	80	50	76	46	30				
前田善吉	大平	20		?	10					
南部敏業	舟形	50		127	50	77				
佐藤茂平	赤星	20		24	24					
本間清治	紫山	130		?						
沼沢栄治	平沢	250	50	?	128					
伊藤善五郎	堰根	20		?						
酒寄留吉	陣ヶ森	40		?						
沢内甚助	沢内	200	30	170	70				搬出不能ノ為 100%繰越	
伊藤博	松巻	50		?						
斎藤伊助	寺内	100							休坑	
岩淵勝治	市野々	36	24	49		10	15			
伊藤良吉	松橋	—		—						
武田孫右衛門	升形	—		—						
伊藤真治	最上大浦	80		?						
青木助藏	青木	150		752	75		0.2			
竹内久吉	大石田	—							石炭	
鈴木与吉	小林	35	25	?						
加藤幸吉	赤松	120		?						
国分庄次郎	通	150		100	160				前月分繰越	
国分与吉	白須賀	35		30	29		1			
斎藤森吉	鳥川	270		189	189					
早坂吉藏	吉野	40	10	45	45					
皆川平内	天狗	20	15	15						
加藤友治	山屋	—		—						
山本与作	最上	20		100				20		
小野芳治郎	大石	250		138	138					
国分アサエ	松山	25	15	28	28					
柿崎四郎吉	比良	20						—	休坑	
青柳今朝藏	蔵岡	—						—	石炭	
大内八郎	尾花沢	—						—	”	
青木政吉	大浦青木	50		20	16.5					
佐藤富太郎		—						—	休坑	
滝口福太郎		30		?						
増川口代助	横山	—								
矢作久作	芦沢	100		?						
今野守治	丸菱	80	570	329	95			233		
海藤三平	佐渡			25			25			
計		3,751	1,789	3,590.2	2,095.5	1,075	41.2	353		

〈付記〉木友炭山と朝鮮人労働者

昭和十五年から敗戦まで、木友炭山を中心に舟形の各山には、現地から募集・強制連行されてきた、朝鮮人労働者が数多く働いていた。その数は二〇〇名に達したという。

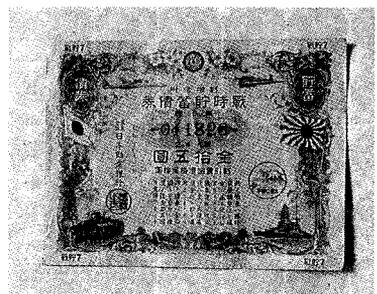
この朝鮮人の現地募集・強制連行は、昭和十四年、内務省・厚生省・朝鮮総督府が共同で作成した「朝鮮人労働者内地移入に関する件」計画に基づき、戦争による日本の労働力不足を補うために実施されたものである。連行されてきた彼らは、当時「時局産業」といわれた炭鉱・鉱山・土建・軍需工場等の仕事に従事させられた。舟形の朝鮮人労働者も、こうした国等によって連れて来られたものである。各炭山で必要とする人数を関係当局に申請し、認可を受けると、朝鮮総督府が現地の道・郡・町村役場に職業紹介のかたちで募集を斡旋する。それを受けた末端役場では、各村に人数を割当てての徴用だったという。「募集」というかたちになっているが、実質的に強制連行にひとしいものだった。舟形・木友には昭和十五年四月、一〇〇名。同十六年四月、一〇〇名の二回にわたって連れてこられた。

(2) 隣組・配給制度下の生活記録

これらの制度が、いつ何のために始まったかについては、すでに述べた。次の資料は、当時の配給制度下の生活の状況を示す貴重な記録である。長者原村第六隣組（豊岡新次郎、豊岡秀雄、星川新四郎、豊岡作次郎、豊岡辰治、信夫照雄、叶内新吉、叶内孝吉、松田将司、信夫達郎）の記録の抄である。この記録をよめば、配給制度は敗戦後もつづいていることが分かる。

昭和 18 年

- 7月2日 酒時配五合婦人会員割（6月3日納入）
- 7月24日 鯨三ノ九百八十匁 一人四十八匁 代十三円六十九銭五フ^{（ママ）}
- 飛行機献納資金五十銭也 計六円五十銭 7月28日納入
- 三回分三足、地下足袋の部 7月28日三束（くじ引き）。
- 8月7日 支拂溝口常会長へ 煙草一円十二銭 貯金一円十銭
- 8月10日 馬鈴薯供出 一人
- 8月15日 弾丸切手 式円掛
- 九人分貯金 證書に換へる
- 8月 乾から草 一人一ノ五百
- 八ノ目二束 長三尺 高一尺五寸 幅一尺九寸 脱脂線四枚 一円四銭
- 8月23日 配給物
- タオル 12枚
- ズロース 3枚
- スプリング 4枚
- 足袋 5足
- 木綿糸 10人当り
- 綿ネル 5人当り
- 国債貯金並債券 8月分 23日限り
- 8月28日 筋子配給
- 一人十一匁、計一ノ六十匁、八円五十銭（8月29日支拂、留義氏へ）



戦時貯蓄債券

削鯉一本宛七十銭（9月5日支払）

昭和19年

4月23日 配給物

糸

足袋（紺5足、藍6足、子供用2足）

タオル8本（くじ引き）

シャツ・ズボン1（くじ引き）

ネル4（くじ引き）

反物類（絹2、サラシ1、天笠サラシ1）

サルマタ1（くじ引き）

4月26日 鯉三十六貫百匁十七銭（二人当り四、五六匁）

メ六一円三十二銭（十二銭の余り）

5月2日 鯉二貫五十匁

代金二十五円二十八銭。

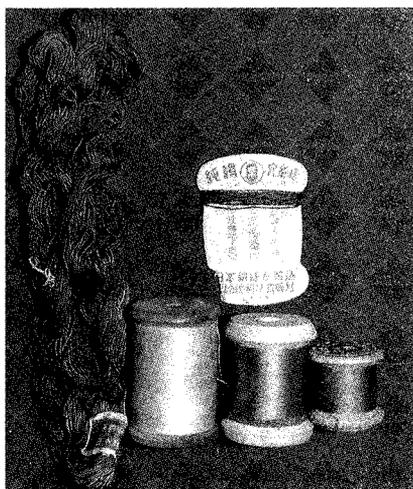
二五円三十八銭で十銭の余り。

10月28日 配給

ロウソク（一戸当り六銭）（計八十二銭）は余り金より組長支払う。

チリ紙（一戸当り二十銭也）計二円六十銭

オシメ合羽3（くじ引き）



配給品の木綿糸

くつ下3足 (くじ引き) 足袋1足 (くじ引き)

10月28日 カスリの分 カスリ2 (くじ引き) モメン2 (くじ引き)

10月28日 モメン糸配給

10月30日 縫糸八把分配給 (代金一円三十銭也)

11月2日 アブラコ配給二枚二百十匁 (代金十円二十銭)

合計十円三十二銭 (十二銭の余り)

11月10日 タバコ配給 計二十七円二十五銭

みのり (一つ四十五銭) はぎ (一つ三十銭) 金鷄 (一つ二十三銭)

ひびき (一つ三十五銭) 朝日 (一つ七十銭)

11月15日 ゲタ配給

11月15日 カサ配給、1本 (一円四十七銭)

昭和20年

2月10日 セッケン配給

浴用 32コ (一ヶ九銭) 洗用 33コ (二ヶ十銭) シマ 7 (くじ引き)

ハナラ4 (くじ引き) マッチ26コ (一コ当り2コづつ、十三銭)

2月21日 配給

正絹子供アングラー (1) 幼児ズロース (1) 女兒運動シャツ (1)

学童スリッパ	(1)	ベビー下着	(1)	婦人東襟シャツ	(1)
大人パンツ	(1)	大人くつ下	(1)	学童くつ下	(6)
学童スフくつ下	(2)	婦人長くつ下	(2)	毛糸	(7オンス)
子供シャツ	(2)	更生足袋	(4)	大人シャツ	(1)
襪	(1)	大人半袖シャツ	(2)	男子ズボン下	(2)
サル股	(1)				

昭和 21 年

4月25日 配給

海苔99枚 (六十一円三十八銭)

障子紙10枚 (一円八十銭)

スリパチ (四十五円)

計 百五円十八銭

5月1日 タバコ配給

のぞみ一千本 (三十円)

みのり百八十本 (三円六十銭)

金鶏二百四十五本 (八円五七銭五厘)

計 四十二円十八銭 (一人当り代金二円二十二銭)



勤労奉仕，小学生の炭背負い

5月1日配給品、鯨及び薬品

目薬 (2) 一円六十銭

風邪薬 (3) 二円四十銭

アカギレ剤 (7) 三円五十銭

止血剤 (1) 一円

計 八円五十銭

鯨(十二貫六百六十匁) 代金二百八十四円四十九銭(一人当り、目方百四十九匁、代金五円三十四銭七厘)

5月1日 現在代金六円十四銭

一金二十円也

右金太田校長殿より隣組一同へ寸志として受領す

繰越金へ加入す二十六円十四銭也

4 敗戦期の諸相 —— 村びとの四つの手記 ——

次に掲げた四つの手記は、いずれも長沢の幅の村びとによつて書かれたものである。昭和十九年頃から敗戦に至る、戦地と村の様子が生き生きと語られている。

出征した村の若者たちが、ベニヤ板の特攻艇に塔乗させられて次々と死に、あるいは死ぬことを覚悟していた時、村に残されたのは老人・女・子供たちだけだった。「欲しがりません勝つまでは」と、飯米や村の神社の木まで供出させられる。その供出は鉄びんはいうに及ばず、自在鍵や親の片身の指輪にまで及んだ。小学生は出征留

守家族の農家に勤労奉仕として動員され、どんぐり拾いや薪運び、松根油を採るための「松根っこ」掘りにあけくれた。

昭和二十年二月十六日、最上地方に最初の空襲警報発令さる。村の女たちは、地下足袋にモンペ、防空頭布をかぶり、防空演習に必死になった。

昭和二十年七月十四日、岩手県釜石の沖から米軍艦隊の艦砲射撃が始まった。八月十日午前九時前後、真室川飛行場（熊谷航空分隊駐屯）に次々と米軍機来襲、火災続出、機銃掃射を受け、死傷者も出た。敗戦は、時間の問題だった。

次の手記は『おもかげ』（幅編集委員会）よりの抄録である。

特攻艇震洋隊員として

戦況が悪化し制空権、制海権を共に失った日本海軍は特攻兵器による作戦に起死回生の夢を託して居ました。十九年八月十四日川柵水雷学校附きを命ぜられ、入校と同時に震洋艇塔乗員を命ぜられたのでした。特攻艇とは聞いていたが、まさかベニヤ板の船とは思っても見なかった。

ベニヤ製の震洋艇は浮流木に激突しただけで爆発すると云う大きな障害となつて居たので、其の戦法は夜蔭

渡 部 金 吉



防空ずきん

に乗じて一せいに群がって目標に殺到しどれかが命中すればよいと云うもので、二十年二月コレヒドール作戦や沖繩で出撃したが期待する程の戦火が得られなかったと聞いている。私達が川柵水雷学校で特訓を受けて居た時は昼は学科で夜間は湾口で艇に乗り特攻術の実戦訓練であった。

学科のうち時には「死」に関する和尚の説教も教科の一つとなっていた。さて二ヶ月の特訓を終了し十月十五日附きで沖繩石垣島警備隊附きを命ぜられ出発前に休暇を当たえられ故郷へ帰って来たのでした。久し振りに見る故里の小国川は清く流れ、東に見える山々は紅葉で色とりどりに美しく飾られて居たので本当に懐しく感じられました。

銃後では銃後の守りをやり乍ら苦勞に耐えて収穫された米の、郷倉へ積立てを行って居た記憶があります。丁度其の山には檜シメジが出る頃で岸今朝吉氏が沢山持って来て「今度食べられなくなるから食べて行け」と云われ御馳走になったのも想い出の一つとして残って居ります。

二十年三月二十三日〇九三〇震洋艇出撃用意の命令に遭遇し、今まで鍛えし我が直髓を發揮せん時は来れり、と大河原隊長が訓示された。全員直ちに出撃準備完了し出撃の号令を待つて居たのでした。ところが其の後間もなく敵機動艦隊が宮古島へ艦砲射撃を加え、威嚇し乍ら北上しつつありとの無線連絡があったので出撃準備から警備体制に切替えられたのであった。

敵機動艦隊の猛然たる艦砲射撃に援護され乍らついに沖繩への上陸をよぎなくされたのでした。



降伏勧告ビラ

其の後我が基地にも何回となく艦上機グラマンが爆撃に来襲して来たが、何せ敵の攻撃で補給路がとだえて弾薬などなくなり応戦することすら不可能な状態でした。

八月十五日正午全員集合の命令あり、隊長から次の様な降伏詔書が伝達される「朕は帝国政府をして米英支蘇四国に対し其の共同宣言を受諾する旨通告せしめたり」と云う終戦を告げるものだった。全員しんみりとして頭を垂れていた。まさか降伏とは信じられなかったが、併し何ともやるせない気持ちの儘一夜を明かしたのでした。翌朝全部隊は武装解除され、哀れな敗戦者の身となったのでした。

戦時の雑想

伊 藤 茂 吉

特に米の供出は厳しいものだった。配給になる肥料が少なかったので従って米の収量も少なく反収は六俵から七俵位だった。家族の人数に応じて規定された保有米以外は、全部供出米として割当てられた。供出に併し兼ねて家探しをされた、と云う他町村での話も聞きました。供出は米ばかりでなく木材にも適用されました。当部落の熊野神社の社木の供出が割当てられた。神社の社木一本だったと思います。其のどの木を見ても立派な大木であり古木でありました。伐採された大木が道路まで搬出も奉仕作業であったのです。戦争の状態が次第に長期戦となり敵の攻撃が激しくなり、制海権も制空権も全て敵の手に握られ物資の欠乏は甚だしくなったのであろう。

今度は金属回収と云って、日常の必需品以外の金属製品は全て供出させられた事もありました。又燃料の不足から部落総出動して桧原の山奥から松の根を掘り出し、其れを紫山まで運び其れを小割するための鉞を担い

で鉄道線路を歩いた事も幾度かありました。この仕事も勿論勤労奉仕であつたのです。

十九年の終わり頃には、敗戦の様相も一段と濃厚となり都会からは学童の強制疎開となり瀬見温泉にも其の受け入れが割当てられた、と聞いて居ります。当部落にも一般の家庭だつた三世帯入居しました。大都市が爆撃される様になつて本土決戦と云う事が云われる様になり、「一体日本はどうなるのだろう、其して我々はどうなるのだろう」と会う人毎に其んな話がささやかれる様になりました。若い男達の少なくなつた私達の部落を考える時、内心本当に心細い感じました。

愈々終戦も近い頃でした。物凄い爆音に仕事どころでなく皆お地藏様の前に集まり「何だろう、何だろう」と唯茫然と立ちつくした事がありました。後になつて分つた事ですが、釜石が敵戦艦よりの艦砲射撃だつたとの事でした。



食糧増産，校庭に豆をまく

又近くでは真室川の飛行場爆撃も物凄かつたのでした。敵飛行機の編隊が九郎沢の山奥から現われて私達の頭上を掠め長尾を越えて何回となく往復した事もあり、見て居た私達は石でも投げつけたい気持ちで一杯でした。戦争は完全に敗けて居るのであろう事は予測出来た。

防空演習等の想い出

伊 藤 イ ワ

戦争は日増しに激しくなり、私達の部落の上空にも

敵の飛行機が飛んで来る様になり、私達を本当に恐怖の想いにさせたのでした。見た事もない敵の飛行機を見る時の、私達の気持ちはどうしようもありませんでした。男達は殆ど出征して少なく、留守を預る婦人達は空襲に備えて、私達婦人会で被災を最小限度に止めようと考え、皆で防空演習を行う事に致しました。婦人会長を隊長として部落を三班に編成し、各班には男の方一人ずつ指導員としてついてもらい、指導して頂きました。一週間に一度は必ず訓練を行いました。訓練の日には必ず全員が参加して行われ防空演習に参加する時には、服装として標準服を作り着用したものでした。地下足袋を履きモンペ姿にて頭には防空頭布を被り勇ましい姿でした。

演習は空襲警報という叫びによつて、各自各戸より飛び出して火災現場に馳せ参じ、指揮者の号令に従い或る者は梯子を屋根にかけると、或る者は屋根に登り又外の方々は水路を求めて一列に並び、手に手にバケツを持ってリレー式に現場に手渡しを行うのでした。之を人海戦術と云うそうです。又火の粉の飛散を考えて叩を持って火の粉を打ち払う者、各々持場毎に一生懸命訓練を続けました。

毎日の様に飛行機が来る様になり、若し爆弾等投下する様な事でもあつたならと考えると危険とか疲れをも顧みず訓練を続けるので、怪我をする者さえ出る事もある真剣なものでした。

幸いにも当部落には爆弾等落下する様な事は有りませんでした。近隣の部落にも落下したり又上空から機関銃より射撃を受けて大変苦勞した等と話もあり、何時来るか分からないまま夢中になって実施したものでした。

金属回収の想い出

渡 部 アサヨ

何処の家でも男は軍人として出征し、女が留守家族を守るべき大変な時世になりすっかり弱り切つて居た頃、今度は金属回収と云う国の命令が出された事を聞かされ、皆大きな驚きの色を隠さずには居られませんでした。金属回収と云うのは金銀銅鉄などの製品を持つて居る方は全部供出する事です。回収した其の金属製品は再製して武器を造ると云う事でした。私達は武器になり、お国の為になるならばと考え、又そうする事によつて戦争が勝ち兵隊達が無事帰つて来られるものならと思うと、致し方なく供出する事に協力致しました。毎日先祖の仏壇に供えて居りました食器や銅製の火鉢から囲炉裏に使用し食事煮炊きを行った鍵の果てまで、全部回収することは勿論のことでしたが、特に婦人達が持つて居る簪や指輪まで残らず供出しなければならなかつたのです。又お寺に有る梵鐘に致るまで供出されると聞いて歎き悲しんだものでした。「欲しがりません勝つまでは」と云う合言葉のため、親の形見の指輪を供出したが、あの時のあの気持ちは泣いても足りない程口惜しい苦しい、其して切ない心境でした。しかし此うして供出する事が戦地に居る我が子や夫の事を考えると諦めざるを得ず、命令に従つたものでした。

次第に戦争の情報は決して我が軍の良い事ばかりでなく、悲しい情報も流れて参りましたので、何とかして生きて帰つて来て下さる様願ひ、全戸の婦人会員は回収作業を実施致したのでございます。

あの時の婦人達はそうするより方法はなく、唯一途に夫たちが無事な姿で一日も早く帰る事を望む一念から命令されるがままに協力したのでした。